

第6次 水俣市総合計画

(2019年度～2026年度)



みんなが幸せを感じ
笑顔あふれる元気なまち 水俣



市木：桜

水 俣 市



市花：つつじ

第6次水俣市総合計画の策定に当たって

私たちのまち水俣市は、昭和24（1949）年4月1日に市制を施行し、今年（平成31（2019）年）で70周年を迎えます。

加えて、今年は平成最後の年であり、5月1日から新たな元号がスタートする年でもあります。

この記念すべき年を、市民の皆様と一緒に祝いするとともに、これまでの歴史を振り返り、先人の歩みに思いを寄せつつ、更なる飛躍と発展に向け躍動する契機として、次代を担う子どもたちが誇りうる「ふるさと水俣」を未来につないでいきたいと考えております。

また、3月2日には、待望久しい「南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ」が供用開始となりました。今後はこれを好機ととらえ、関係機関と連携しながら、地域経済の活性化につなげていかなければなりません。

さらに、水俣病の経験から得た教訓を活かし、本市がこれまで実践してきた環境に配慮した施策や取組をベースにし、これらを更に発展させていくため、2015年9月に国連が提唱し、日本政府としても積極的に推進しております「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方に基づく、「持続可能な地域社会づくり」に取り組んでいきたいと考えております。

「環境」、「経済」、「社会」の三側面の統合的取組による「自律的好循環」を構築するという視点に立ち、未来にわたって豊かで活力ある水俣を築いてまいります。

こうした想いのもと、平成31（2019）年4月から、「第6次水俣市総合計画」に基づく新たな水俣市のまちづくりがスタートします。この計画では、「全ての世代に喜んでいただけるまちづくり」を念頭に置き、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、あらゆる施策を、スピード感を持って着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、市民意識調査への協力、市民ワークショップへの参加などを通じて様々な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、真摯に御審議いただきました水俣市総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言を頂きました市議会、関係各位に対しまして、心から御礼申し上げますとともに、今後の本計画の推進につきまして、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成31（2019）年3月

水俣市長 高岡 利治

【 目 次 】

第1部 序論

第1章 総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の構成と期間	3
(3) 計画の進行管理	4
(4) 総合計画と他の計画との関連性	5

第2章 水俣市の概要

(1) 位置と地勢	6
(2) 人口	7
(3) 産業別就業者数	9
(4) 財政状況	10

第3章 水俣市を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行	12
(2) グローバル化の進展	12
(3) 高度情報化社会の進展	12
(4) 地球規模の環境課題	12
(5) 安全・安心なまちづくり	13
(6) 厳しさを増す行財政運営	13

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

(1) 基本理念	16
(2) 目指す将来像	17
(3) 施策の大綱	18
(4) 施策の体系	28

第3部 第1期基本計画

第1章 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）	33
第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）	45
第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）	67
第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）	87
第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり（生活基盤）	101
第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）	119

資料編	131
-----	-----

第1部

序論

第1章 総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成22（2010）年3月に第5次水俣市総合計画（計画期間：平成22（2010）年4月～平成31（2019）年3月）を策定し、「人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」を目指す将来像に掲げ、様々な施策・事業を実施してきました。

このような中、国においては、平成23（2011）年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）」が公布され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなりました。

計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは、各市町村の判断に委ねられることになりましたが、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であることから、本市においては、これまで同様、法的策定義務の有無に関わらず策定することとしました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、国際化の進展及び地球規模の環境課題への対応、高度情報化社会の進展などにより、私たちを取り巻く社会情勢は日々変化し、市民ニーズはますます多様化・高度化しています。

本市はこれまで、水俣病の経験から得た教訓を活かし、環境に配慮した様々な施策や取組により、国内外において一定の成果をあげてきました。

その一方で、産業の振興、雇用環境の改善、福祉の充実等を望む声も多く、それらを踏まえ、今後は「環境」「経済」「社会」を統合的に向上させていく視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

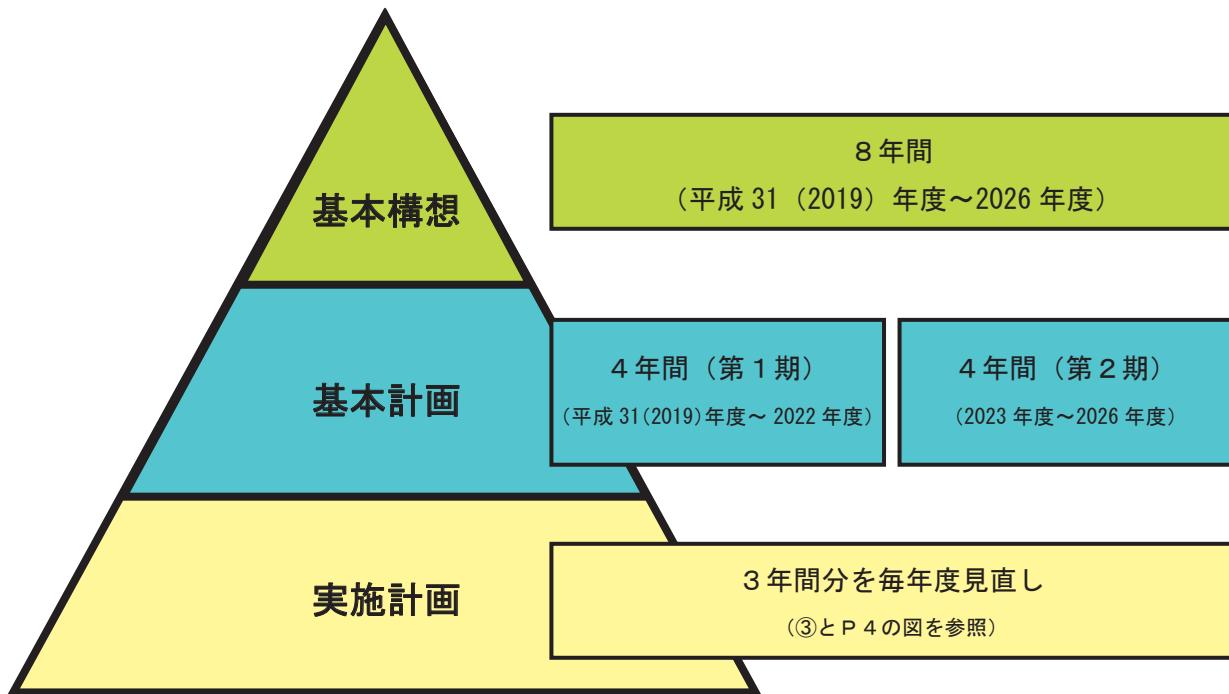
このような時代の潮流、地域特性に的確に対応し、本市が未来にわたって持続可能な発展を遂げていくためには、様々な課題に対し、行政だけではなく市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、共に考え、行動していくことが重要です。

そこで、本市の目指すべき将来の姿と、その実現に向けて市民とともに進むべき方向についての基本的な指針として、「第6次水俣市総合計画」を策定しました。

(2) 計画の構成と期間

第6次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。

今回の「第6次水俣市総合計画」に記載されるのは、「基本構想」と「基本計画」となります。



① 基本構想（基本目標）

本市のまちづくりの基本理念と将来像を示し、その達成に向けて必要な施策を定めた行政運営の指針となるものです。

期間：平成 31 (2019) 年度～2026 年度（8年間）

② 基本計画（施策）

基本構想に示された将来像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

期間：第1期 平成 31 (2019) 年度～2022 年度（4年間）

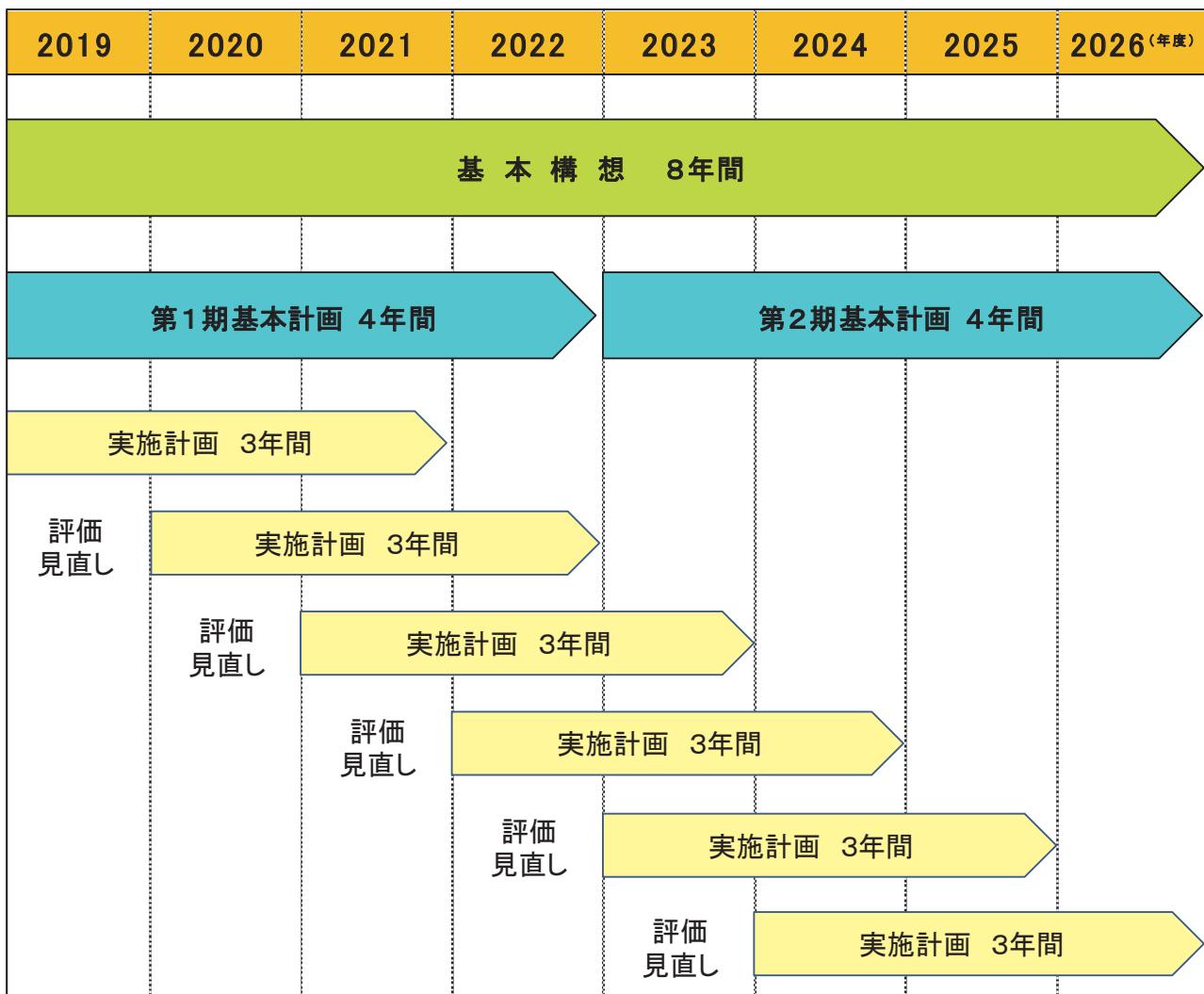
第2期 2023 年度～2026 年度（4年間）

③ 実施計画（事務事業）

基本計画に定められた施策を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直しを行います。

期間：3年間

第1章 総合計画の概要



(3) 計画の進行管理

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、市の財政状況がますます厳しくなる中、限りある財源を有効に活用しながら、行政サービスの質を向上させていくことが重要です。

そのためには、「事業を計画(P L A N)」し、「その事業にどれだけ予算をつけ、どれだけ事業を実施したのか(D O)」に加え、「事業を振り返って評価(C H E C K)」し、「評価した結果を次年度の予算編成や事業執行に反映していく(A C T I O N)」ことが不可欠です。

総合計画に位置付けられた各施策・事業の定期的な進行管理（行政評価）を行うため、「P L A N（計画）－D O（実施）－C H E C K（評価）－A C T I O N（改善）」のP D C Aに基づく「行政評価制度」を構築し、「事業のスクラップ＆ビルト（選択と集中）」、「成果志向」を重視した「行政経営」を進めいくこととします。

(4) 総合計画と他の計画との関連性

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、各分野の個別計画や施策は、本計画に即して展開されます。

第6次水俣市総合計画

水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【産業・経済】

- ◆産業振興戦略
- ◆創業支援等事業計画
- ◆観光振興計画
- ◆森林整備計画 等

【教育・文化】

- ◆人権教育・啓発基本計画
- ◆男女共同参画計画
- ◆学校施設長寿命化計画
- ◆非構造部材耐震化計画 等

【保健・医療・福祉】

- ◆地域福祉計画
- ◆いきいき・みなまたヘルスプラン
- ◆ひまわりプラン
- ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆障がい者計画 等

【環境】

- ◆環境基本計画
- ◆一般廃棄物処理基本計画
- ◆地球温暖化対策推進実行計画
- ◆公共下水道事業計画 等

【生活基盤】

- ◆都市計画マスターplan
- ◆地域防災計画
- ◆公営住宅等長寿命化計画
- ◆水道事業計画
- ◆地域公共交通網形成計画 等

【行政経営】

- ◆行財政改革大綱
- ◆定員適正化計画
- ◆人材育成基本方針
- ◆公共施設等総合管理計画 等

第2章 水俣市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、九州南西部、熊本県の南端に位置し、北は津奈木町、芦北町、球磨村に、南は鹿児島県出水市、伊佐市と接しています。

東西22.4km、南北13.8km、総面積163.29km²で、その約75%を山林が占め、源流から河口まで水俣川が市域を貫いて東西に流れています。その流域に沿って集落や市街地が形成されています。

北東を矢城山、大閑山、国見山、南東を矢筈岳、鬼岳、亀嶺峠に連なる山々に囲まれ、西は八代海（不知火海）に開き、天草諸島を望む海辺はリアス海岸になっており、風光明媚な地です。

平地面積は少ないものの、海・山・川の生態系をもつ豊かな自然環境に恵まれています。

交通アクセス面では、平成23（2011）年の九州新幹線の全線開通に加え、平成31（2019）年に南九州西回り自動車道が水俣インターチェンジまで開通し、産業や観光の更なる活性化が期待されます。

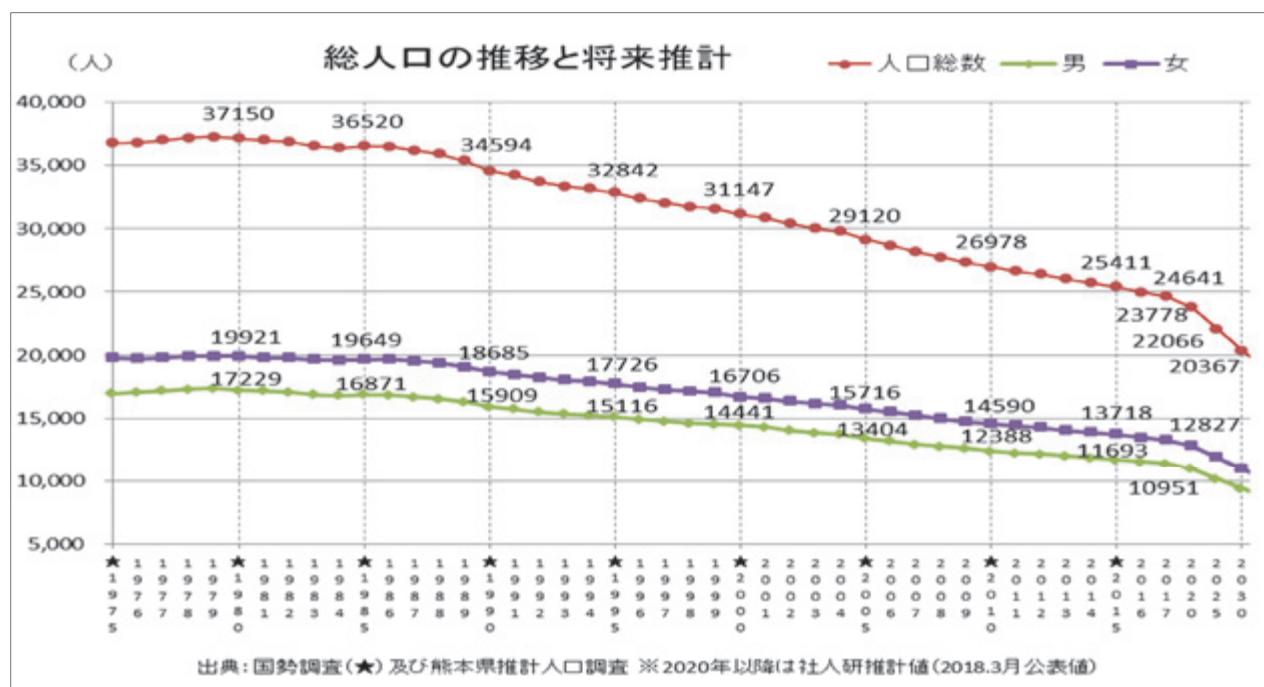


(2) 人口

① 総人口の推移と将来推計

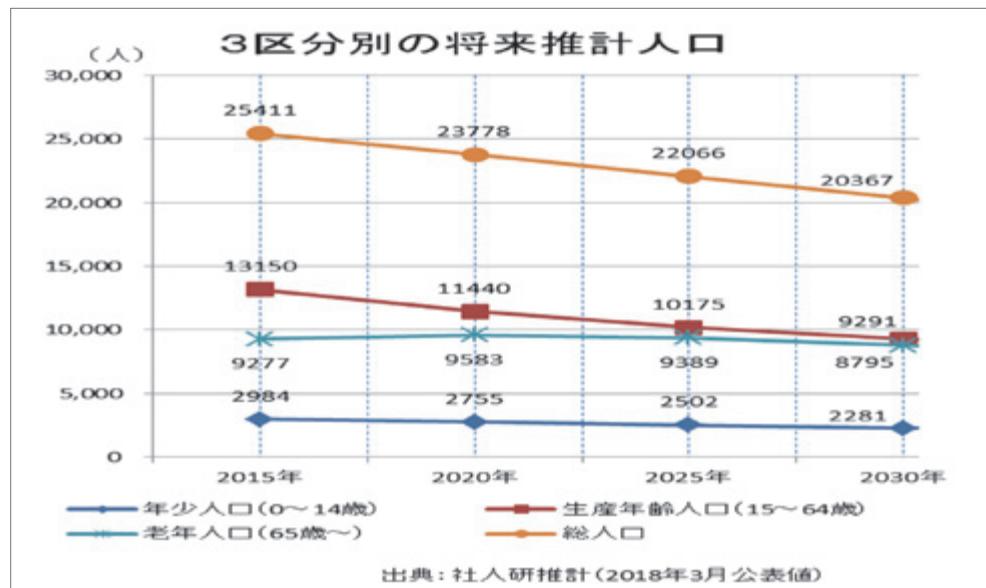
本市の総人口は、24,641人（熊本県推計人口調査（年報）：平成29（2017）年10月1日現在）で、この30年の間に約1.1万人減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、2030年には20,367人にまで減少すると予想されています。

このままいくと、本計画期間終了時の2026年度における人口は21,700人程度となる予想ですが、各種施策の推進等により人口減少の幅を約3%緩和し、2026年度の目標人口を22,500人とします。



② 3区分別の将来推計人口

3区分別の人口の推移を見てみると、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が著しく、平成27（2015）年と比べると、2025年までの10年で約3,000人減少すると予想されています。老人人口（65歳～）は2020年ごろにピークを迎え、その後減少に転じますが、高齢化は進行し、2025年には高齢化率が42.5%になると予想されています。

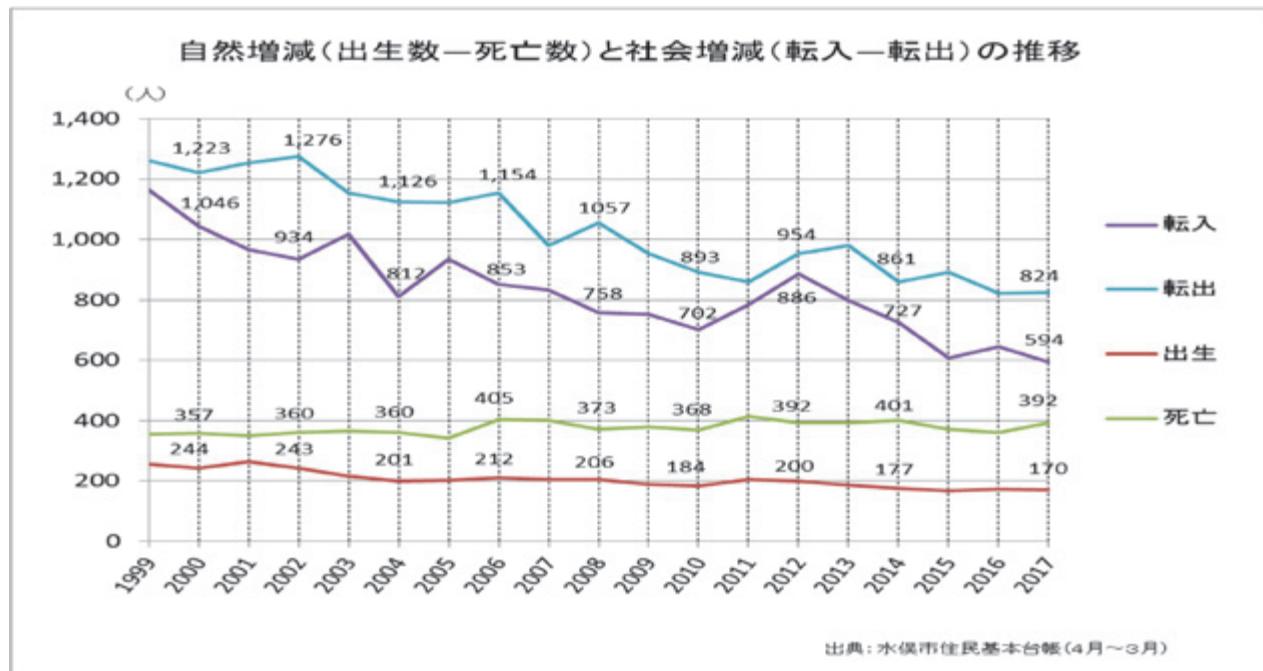


第2章 水俣市の概要

③ 人口動態

出生数と死亡数で見る自然増減と、転入者数と転出者数でみる社会増減の推移を見ると、本市はここ数十年、一貫してマイナスの状態が続いています。

近年は、死亡者数が400人前後であるのに対し、出生数は200人を割り込むようになってきています。

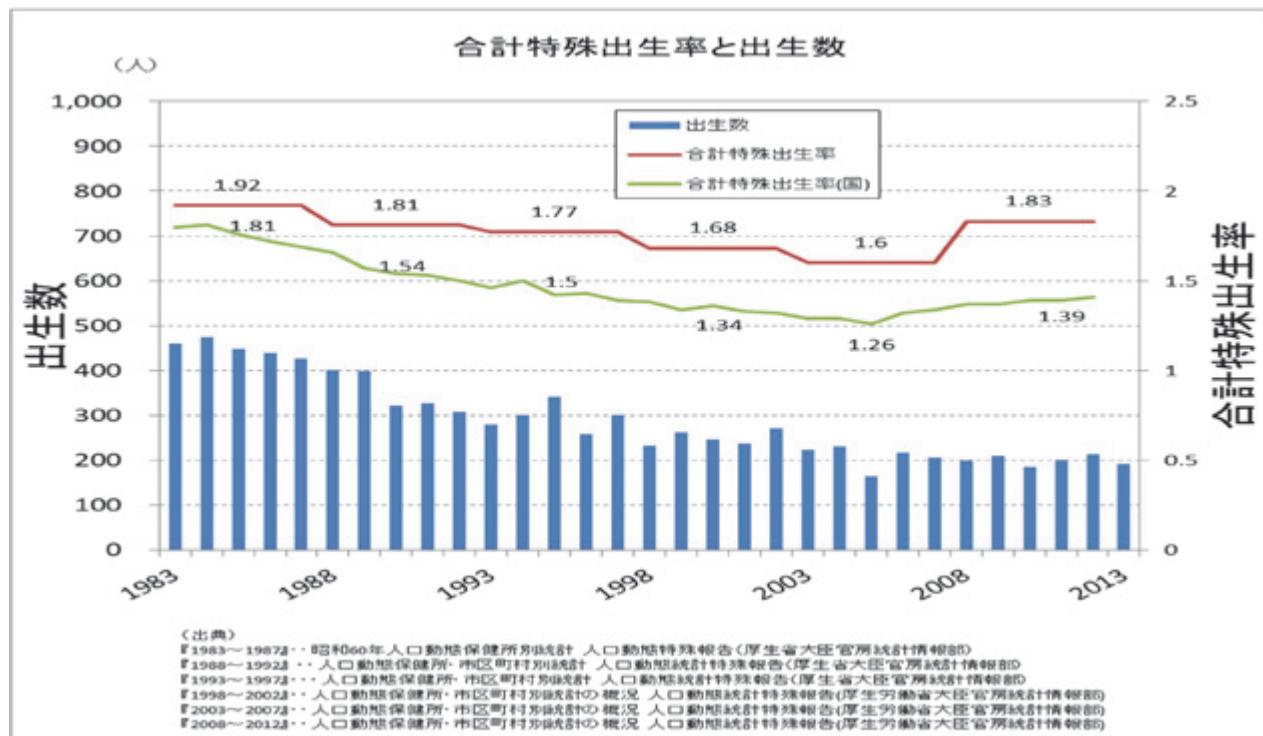


④ 合計特殊出生率※

※印=用語説明あり (P14)

本市の合計特殊出生率は、国、熊本県の平均を上回りつつも低下傾向が続いていましたが、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年までの値は 1.83 と比較的高い水準まで回復し、県内 45 市町村中 12 番目、14 市では 3 番目の水準となっています。

一方、出生数に関しては、昭和 55 (1980) 年頃から減少傾向が続き、近年では 200 人を割り込む状況となっています。

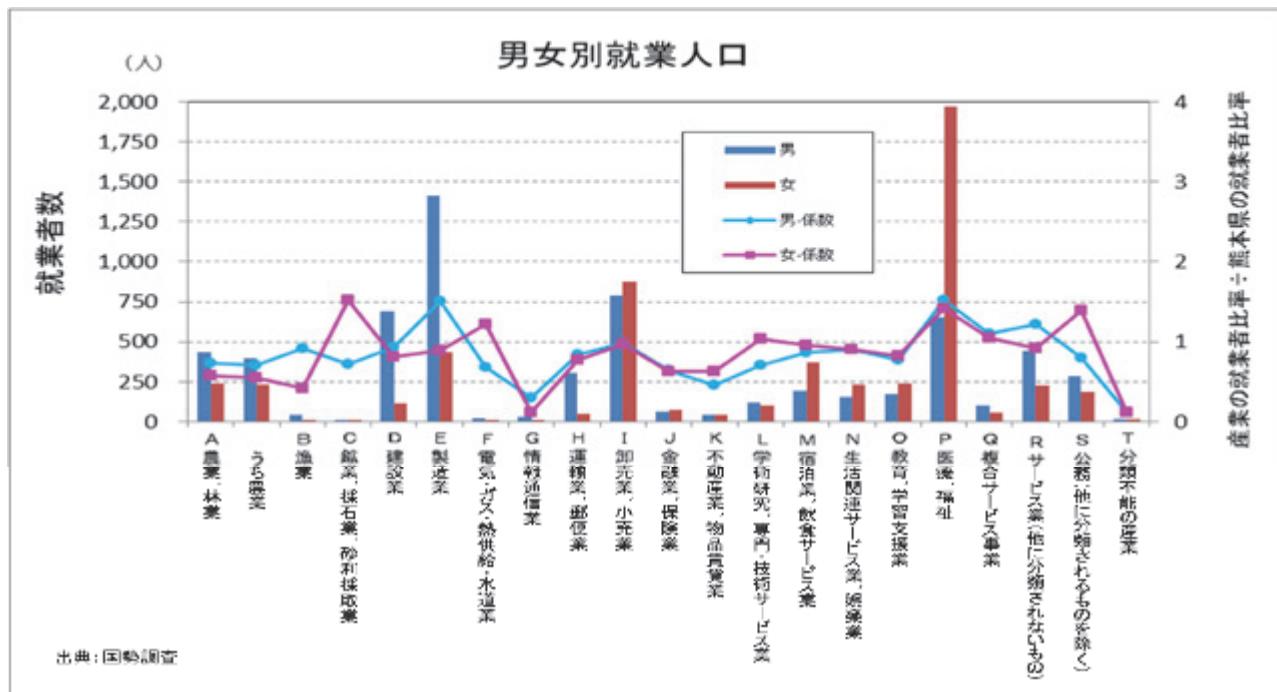


(3) 産業別就業者数

① 男女別就業人口

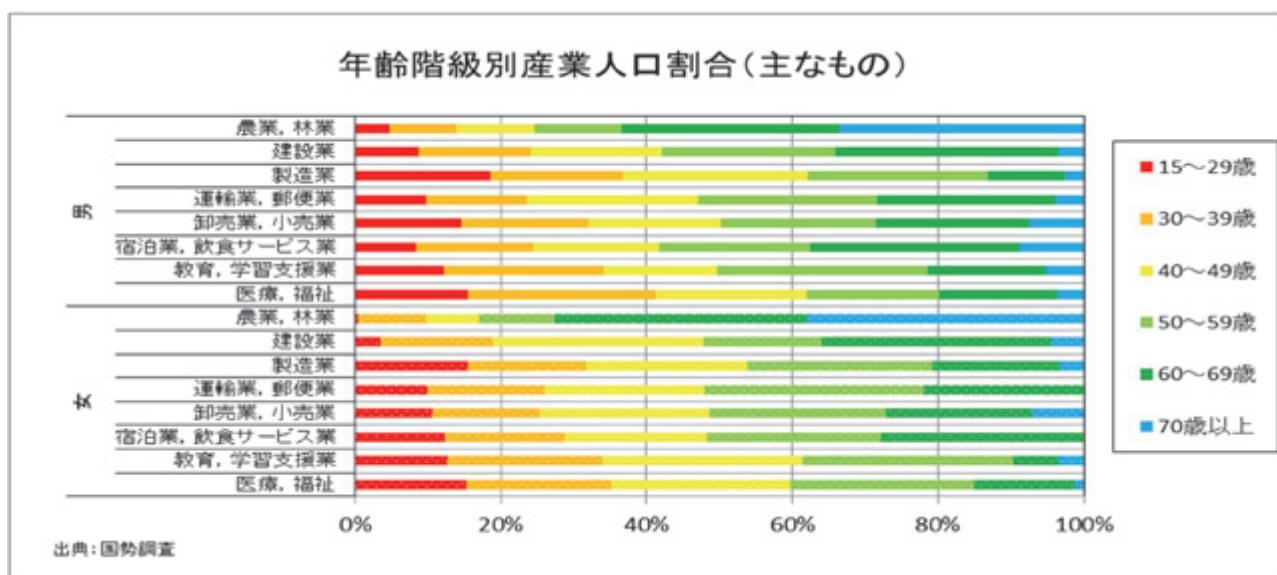
平成 27 (2015) 年の国勢調査の結果に基づき、本市の産業分類ごとの就業者数を見てみると、男性では、「製造業」が最も多く、続いて「卸売業・小売業」、次に「建設業」が続いています。女性では、「医療・福祉」が最も多く、続いて「卸売業・小売業」、「製造業」が続いています。

また、熊本県の就業者比率と比較した場合、「医療・福祉」が男女とも高い水準にあるほか、男性では「製造業」「サービス業」、女性では「公務」「学術研究、専門・技術サービス業」などが比較的高い係数を示しています。



② 年齢階級別産業人口割合

平成 27 (2015) 年の国勢調査結果に基づき、産業分類のうち就業者の多い業種など 8 分類について、就業者の年齢構成を見ると、「農業・林業」については、男女ともに就業者の過半数が 60 歳以上という状況にあり、後継者の育成が課題となっています。



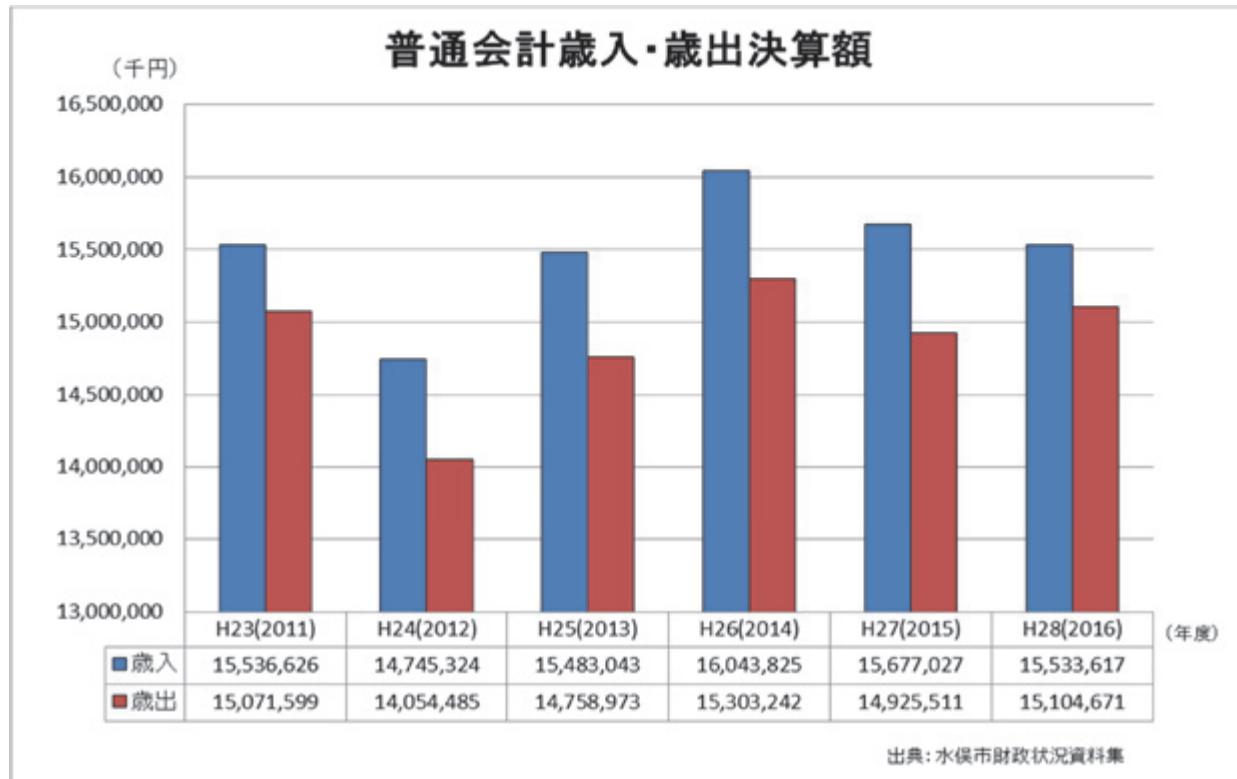
第2章 水俣市の概要

(4) 財政状況

① 普通会計※歳入・歳出決算額

平成 28 (2016) 年度の普通会計決算額は、歳入 155 億 3 千 3 百万円、歳出 151 億 4 百万円であり、歳入は前年度決算額を下回りましたが、歳出はそれを上回りました。

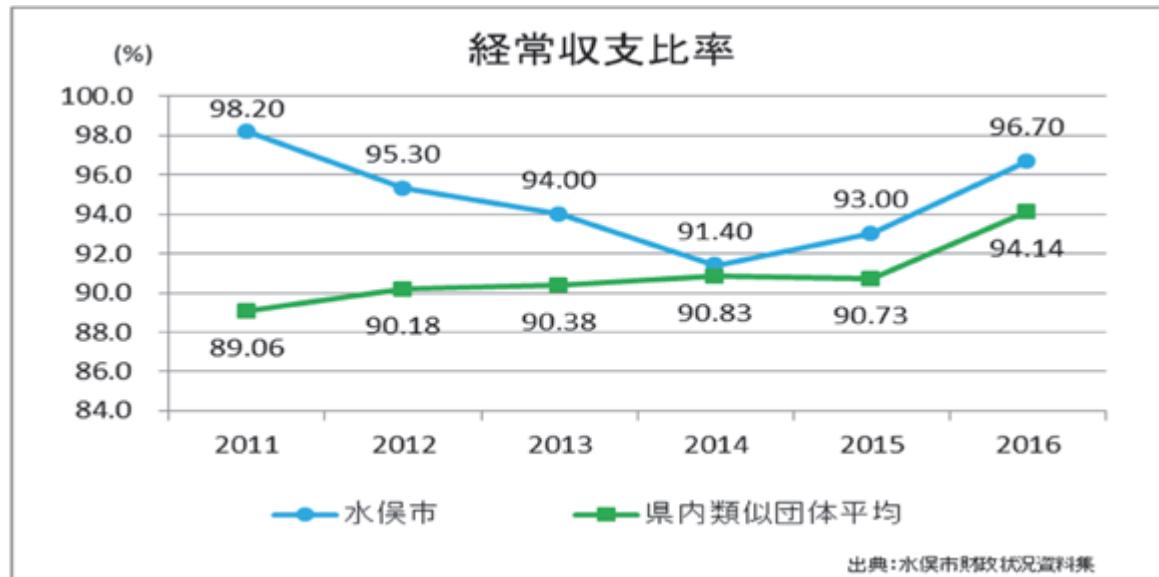
今後、歳出においては、高齢化等に伴う扶助費の増加に加え、庁舎建替事業等の大型事業が複数控えしており、これまで以上の財政健全化に向けた取組が必要となります。



② 経常収支比率※

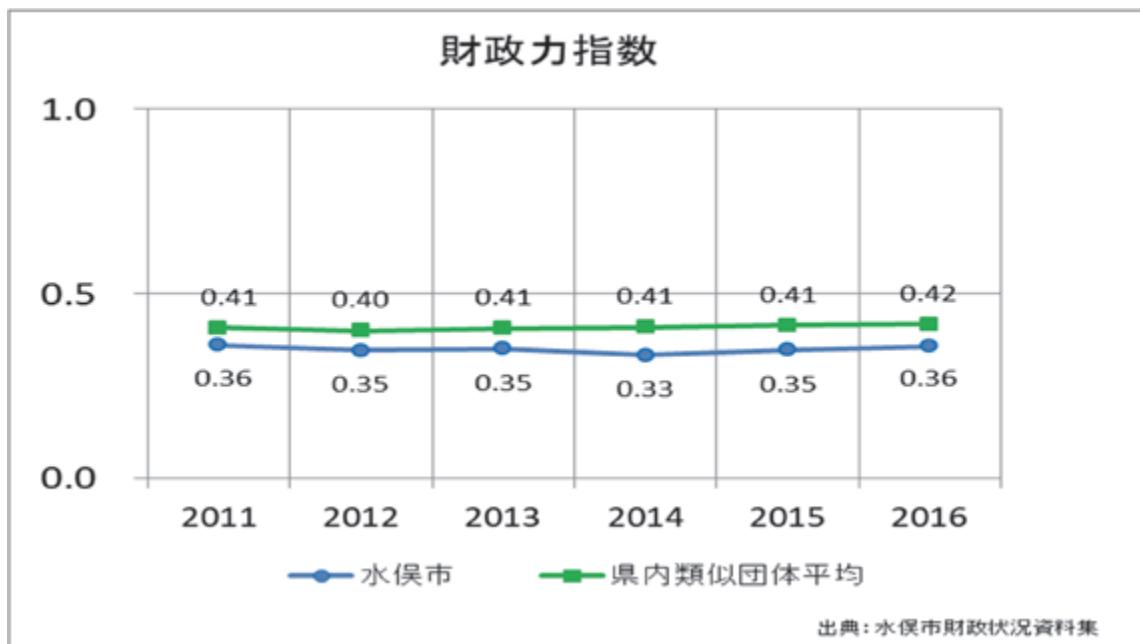
減少傾向にあった経常収支比率は、平成 26 (2014) 年度以降増加し、財政の硬直化が進んでいる中、今後も高齢化の進行により扶助費が増加する見込みであり、経常経費の適正化が求められます。

また、依然として県内類似団体平均値を上回る状態が続いている。



③ 財政力指数※

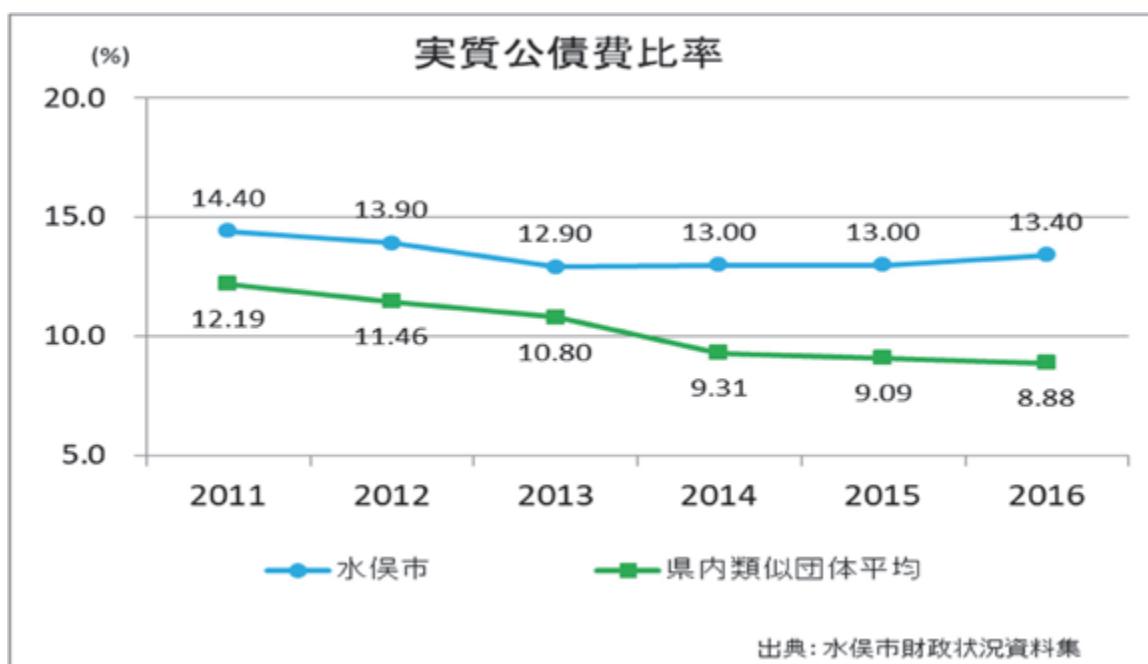
人口減少と少子高齢化が進行し、更なる税収の増加は容易には見込めない状況にある中、地方税を主とした自主財源比率は3割にも及ばず、本市の財政力指数は、県内類似団体平均値を下回り、財政基盤が弱い状況が続いている。



④ 実質公債費比率※

全国平均値・熊本県平均値・類似団体平均値のいずれも上回る状態が続いている。

今後は、庁舎建替事業等に伴う公債費の増加が見込まれるため、事業の選択に加えて、水俣市公共施設等総合管理計画に基づく中長期的な費用の平準化を図り、市債発行額の抑制・平準化に努める必要があります。



第3章 水俣市を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成27（2015）年の国勢調査において、約1億2,709万人となり、大正9（1920）年の初回調査以降初めての減少となりました。

また、平成28（2016）年の年間出生数が初めて100万人の大台を割り込み、97万6,979人にとどまりました。

本市の人口は、60年程前のピーク時から半減し、2万5千人を切り、65歳以上の高齢者の割合は38%を超え、全国及び熊本県の平均を10ポイント近く上回っています。

また、生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（0歳～14歳）は、今後も減少する見込みであり、他の地域より早く少子・超高齢社会※が進行しています。

そのため、安心して子どもを産み育てられる社会を地域全体で構築していくとともに、歳を重ねても地域で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

(2) グローバル化※の進展

交通手段やICT※（情報通信技術）の発展により、人、もの、情報等の国境を越えた交流が進み、社会、経済、文化など幅広い分野でグローバル化が進展しています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴う国際観光需要の伸び、外国人労働者の増加などにより、今後も国際的な人的、物的交流が拡大していくことが予想される中、訪日外国人旅行客を意識した観光振興や、子どものころから外国の暮らしや文化に触れ、互いの違いを認めあいながら共に生きていく多文化共生社会※への対応が求められています。

(3) 高度情報化社会の進展

ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の普及や多様化により、医療、介護、防災等の様々な分野におけるICTの効果的な活用が期待されています。

また、IoT※、AI※の活用により、ビッグデータ※を収集・処理・分析し、現状把握・将来予測、様々な価値・サービスの創造や課題解決を行うことが可能な時代へと環境が変化してきています。

このようなグローバル化の流れを踏まえた様々な施策が求められる一方で、社会システムの急速な変化に対応できない情報弱者への支援、情報セキュリティの強化などへの対応も同時に求められています。

(4) 地球規模の環境課題

地球温暖化、海洋プラスチックによる海洋汚染の問題など、地球規模での環境問題が顕在化し、その問題の重要性が世界共通の認識となっています。

国では、平成28（2016）年に策定した地球温暖化対策計画に基づき、2030年における温室効果ガスの中期削減目標の達成などに向けた取組が進められています。

また、平成29（2017）年には、本市の市名を冠する「水銀に関する水俣条約」が発効されました。

社会の営みを生活の利便性だけでなく、資源の循環の視点でとらえる考え方に基づき、ごみの減量化、リサイクルの推進、環境保全活動の推進、省エネルギー対策、新エネルギーの活用等により、限りある資源を有効に活用するとともに、豊かな自然を次代につないでいくためには、環境への負荷が少ない循環型社会※を構築していくことが必要です。

本市においては、低炭素社会・循環型社会の実現に向け、これまで既に取り組んでいる環境に配慮した各種施策を、引き続き推進していく必要があります。

（5）安全・安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害をはじめ、局地的な集中豪雨、大型台風などによる自然災害が多発しており、全国的に防災意識が高まっています。

災害発生時においては、国や地方自治体などによる「公助」のほか、自分自身や家族で災害に備える「自助」、地域コミュニティによる相互の助け合い「共助」の意識が重要となります。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方方が重要となる中、本市においても関係機関と連携しながら、災害に強いまちをつくっていく必要があります。

なお、近年は、自然災害だけでなく、特殊詐欺、消費者被害など、生活の安全を脅かす事件が発生しており、安全で安心して暮らせる社会にしていくための幅広い取組が求められています。

（6）厳しさを増す行財政運営

人口減少や少子高齢化が進む中、税収の増加は容易には見込めず、高齢化に伴う社会保障に係る扶助費※は増加し、公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担は増加していきます。

また、今後予定されている新庁舎建設等の大規模事業の実施に伴い、本市の行財政運営はますます厳しくなっていきます。

これらを踏まえ、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、歳入の確保に努めることはもとより、歳出の削減、事業のスクラップ＆ビルド（選択と集中）などによる行財政改革、広域連携等に取り組んでいくことが求められています。

第3章 水俣市を取り巻く社会情勢と課題

【用語説明】

用語	説明
合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値のこと。
財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値のこと。財政力指数は1に近くあるいは、1を超えるほど財源に余裕があるものと評価されている。
普通会計	地方公共団体の会計のうち、水道事業等に係る公営事業会計を除く会計を統合してひとつの会計としてまとめたもの。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標のこと。経常収支比率は、おおむね70~80%の間に分布するのが通常である。
実質公債費比率	自治体の財政状況の健全度を表す一つの指標のこと。地方債の元利償還金に充てる一般財源の割合で、18%以上になると地方債を起債するのに県の許可が必要となる。
超高齢社会	高齢化率の一段と高い社会のこと。一般に、高齢化率7%~14%を「高齢化社会」、同14%超~21%を「高齢社会」、同21%超を「超高齢社会」という。
グローバル化	人・もの・情報などが、国内だけでなく、全世界にわたるさま。
I C T	コンピューターやデータ通信に関する情報通信技術の総称のこと。
多文化共生社会	国籍や民族などが異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。
I o T	コンピューターやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること（Internet of Thingsの略）。
A I	人工的に作られた人間のような知能のこと（Artificial Intelligenceの略）。
ビッグデータ	I C Tの進展により生成・収集等が容易になる多種多様なデータのこと。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等をできる限り資源として活用し（ごみができるだけ資源として使い）、適正な廃棄物等の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、関係法令に基づき、児童・高齢者・生活困窮者等を支援する経費のこと。

第2部

基本構想

(2019 年度～ 2026 年度)

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

(1) 基本理念

長きにわたり水俣病問題に向かい合ってきた本市では、そこから得た教訓を活かし、これまで環境に配慮した様々な施策や取組をはじめ、再発防止に向けた情報発信、国内外からの研修生等の受入れ等により、一定の成果をあげてきました。

そのような中、本市の人口は、60年程前のピーク時から半減し、2万5千人を切り、65歳以上の高齢者の割合は38%を超え、全国及び熊本県の平均を10ポイント近く上回っています。

また、地域の経済活動を支える生産年齢人口は、1960年代がピークで約2万9千人でしたが、平成27(2015)年には半分以下の約1万3千人となり、これらに伴う経済規模の縮小も顕著となっています。

このような厳しい状況下にあっても、未来にわたって持続可能なまちをつくっていくためには、これまで培ってきた環境配慮型のまちづくりを踏まえ、私たちの暮らしを支える地域経済を活性化し、社会全体が好循環する地域づくりを目指していくことが必要です。

幸い本市には、多様で温かい人、長く地域を支えてきた地元商工業、豊かな食・温泉・自然など、誇れるまちの財産（宝）が数多くあります。

これらの地域の宝を活かし、それぞれを調和させ、子どもから高齢者まで全ての世代が「水俣に生まれてよかった」、「水俣で暮らしてよかった」と感じられるまちを築いていきます。



(2) 目指す将来像

まちづくりの基本理念に基づき、子どもから高齢者まで全ての世代が、水俣に暮らす喜び（幸せ）を感じられるまちを目指して、将来都市像を次のとおりとします。

『みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣』



【将来像のイメージ】

子どもたちは、地域住民や地元企業の応援を受けながら、様々な活動を通して、地域の中で生き生きと生活しており、まちには子どもたちの笑顔があふれています。

また、子育て支援策の拡充などにより、安心して子どもを産み育てられる環境が整っており、子育て世代にも笑顔が広がっています。

産業面においては、企業との連携強化により新たな雇用が生まれ、地場企業が活性化しています。

加えて、魅力ある農林水産物や観光資源の磨き上げにより交流人口が増加し、まち全体が活気に満ちています。

福祉面では、多職種間の連携と多様な主体によるサービスが提供され、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちになっています。

このように、本市で暮らす全ての市民に笑顔があふれ、子どもたちの元気な声が地域全体に響いています。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

(3) 施策の大綱

※印=用語説明あり (P27)

まちづくりの基本理念と目指す将来像の実現を目指し、政策分野ごとに6つの基本目標を設定し、それについて、その実現を図るための柱となる施策を示します。

【基本目標1】 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）

長く地域を支えてきた地場企業との連携強化に努め、事業拡大や新事業展開等への支援を行い、活力ある地場企業づくりを推進するとともに、新たな課題にチャレンジする人や企業を応援し、創業しやすい環境づくりに努めます。

また、農林水産業の振興のために、担い手の確保・育成を支援するとともに、安全・安心な地元農林水産物のブランド化や6次産業化※、加工品開発等を通じた高付加価値化を推進します。

さらに、豊かな自然や温泉など、地域にある多彩な観光資源を磨き上げ、多くの人々を呼び込むことで、にぎわいのあるまちを築いていきます。

施策1 経済の振興

地場企業の取組を積極的に発信するとともに、事業拡大や新事業展開等への支援を行い、地域に根差した活力ある地場企業づくりを推進します。

また、民間所有の空き用地等の情報を収集・発信するとともに、補助金の交付により企業誘致を進め、将来的な企業誘致のために、水俣川臨海部に新たな用地を造成します。

さらに、関係機関と連携し、創業にチャレンジしやすい環境づくりを行うとともに、まちの活力となる魅力ある商店街を担う、やる気のある事業者を積極的に支援します。

施策2 観光の振興

南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジまでの開通を契機に、観光客誘致のためのPRや観光資源の磨き上げを進め、体験型の観光商品や特産品の開発等により着地型観光※を推進し、イベント開催の支援等による交流人口の増加を図ります。

また、湯の児・湯の鶴温泉については、地域資源の磨き上げ等により、観光客の増加を図るほか、エコパーク水俣を広域交流拠点と位置づけ、イベントやスポーツ大会の開催、誘致等を推進します。

施策3 農林水産業の振興

関係機関と連携し、「果樹（かんきつ類）」、「サラダたまねぎ」、「茶」などの基幹作物の生産安定と販売拡大を図るとともに、消費者のニーズに応じた地産地消等による流通販路の拡大を推進します。このほか、中山間地域に適した新規作物の開発にも取り組みます。

また、水産物養殖事業として取り組んでいるマガキの生産量の安定化を図るとともに、様々な加工品開発及び販路開拓に努め、地元農林水産物のブランド化を推進します。

さらに、森林環境の保全・整備に努めるとともに、元気村づくりなどを通じて、中山間地域における持続可能な村づくりを進めます。

【基本目標2】 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

「水俣の子ども」が持っている可能性を最大限に發揮し、楽しく学ぶことができる教育環境の充実に努めるとともに、心身ともに健康で、生き生きと活動できるスポーツ環境を整備します。

また、地元唯一の高校である水俣高校を、関係機関とともに支援することで、その魅力を高めています。加えて、水俣環境アカデミアによる、持続可能な地域社会の担い手づくりを進めています。

さらに、市民の生涯学習の支援、優れた文化・芸術に触れる機会の創出、読書活動の推進などを通じ、豊かな心を育むほか、本市に暮らす人々が、互いに尊重しあえる共生社会の推進に努めます。

施策1 学校教育の充実

学校、家庭、地域と連携し、子どもたちの生きる力を育むための各種施策に取り組みます。

また、関係機関相互のネットワークの構築や、特別な支援が必要な児童生徒に対する適切な指導・支援に努めるほか、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせる学習環境等の整備を推進します。

施策2 スポーツを通した人材育成

官民連携により地域社会全体で子どものスポーツ活動を支える体制を構築し、スポーツを通して水俣に愛着を持つ人材、地域や職場等で中心的役割を担うことのできる人材を育成します。

また、市民協働によるスポーツ大会の開催等を通じたスポーツ振興に取り組むとともに、施設の計画的な維持・更新などにより、活動の拠点を整備していきます。

施策3 地元唯一の水俣高校の支援

地元唯一の高等学校である水俣高校の魅力を高め、地域内外から生徒が集まる高校づくりを支援するため、国内外の大学、都市、留学生、研究機関等との交流や、生徒の学習意欲の向上に資する様々な機会を創出し、大学教育への興味、関心を育むとともに、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

また、地元で就職を希望する高校生に対しては、地場企業等とのマッチングを支援します。

施策4 持続可能な地域社会を担う人材育成

水俣環境アカデミアを軸とした産学官民の連携による国内外の高等教育・研究活動の受入れや、地域に開かれた各種講座を開催し、地域住民や事業者が最新の研究や技術に触れる機会を創出し、次世代を担う人材の育成に努めます。

また、各種施策を通じ、国連の提唱するSDGs※（持続可能な開発目標）の考え方に基づく、持続可能な地域社会づくりを目指します。

施策5 生涯学習の推進

子どもたちの社会性や自己肯定感を高めるため、市全体で青少年の健全育成を推進します。

また、市公民館を中心に、市民ニーズに合った多種多様な学習機会を提供するとともに、各社会教育関係団体の活動を支援することで、地域活動や社会教育活動を活発にし、地域の活性化に主体的に取り組む人材の育成に努めます。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

施策6 文化的振興

市民文化祭の開催等を通じて、文化の振興を図るとともに、水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸成に努めます。また、多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を設け、心豊かな生活の創出に努めます。

施策7 豊かな心を育む読書活動の推進

学校図書の充実を図り、読書時間の設定、読み聞かせなどにより、児童生徒が学校で本に触れ、親しむ機会を創出し、読書活動を推進します。

図書館においては、魅力ある図書・資料の収集、乳幼児期から本に触れる機会を提供し、あらゆる年代が本に触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことのできる読書環境づくりに努め、図書館の利用促進を図るとともに、水俣独自の特色ある読書・創作活動を推進します。

施策8 共生社会の推進

人権啓発に関する研修会を実施し、互いの違いを理解し、認めあえる人権意識の高揚に努めます。

また、男女が共に支えあう社会づくりを総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画計画を策定し、施策を推進します。

さらに、各種国際交流事業及び水俣環境アカデミアにおける国際的事業を通じ、市民が多様な文化に直接触れあう機会を創出し、市民の国際理解を促進していきます。

【基本目標3】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整備するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、関係機関とのネットワークを強化し、共に支えあう地域共生社会の実現を目指します。

また、ライフステージに応じた健康づくり施策を推進し、市民の健康を増進するとともに、総合医療センターを中心とした、地域医療の充実を図ります。

施策1 子ども・子育て支援の充実

保育所、幼稚園及び認定こども園による質の高い保育・教育を提供するほか、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、学童クラブ等、子どもたちの放課後等の居場所づくりを促進していきます。

また、子ども医療費助成制度の拡充を行う等、子育て世代の経済的負担の軽減に努めます。

さらに、子ども・子育てに関する悩みや課題の解決に向け、相談・連携・支援体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点である「水俣市こどもセンター」の更なる機能充実に努めます。

施策2 健康づくりの推進

医療保険・介護保険における予防・健康づくりを一体的に実施するとともに、市民の健康ニーズを把握しながらライフステージに応じた健康づくり施策を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

また、市民の食生活の現状を踏まえ、ライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向け、市民生活の場の多様な関係者と連携して食育を推進するとともに、母子保健を効果的に推進するため、子どもの頃から生活習慣病予防の取組を行います。

施策3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実

地域医療支援病院として、地域の医療機関等と連携し、紹介患者に対する医療・救急医療の提供、医療機器等の共同利用等、地域医療の質の向上と均てん化※を図ります。

また、芦北医療圏で不足している高度急性期機能の充実を図り、必要な医療資源を適切に投入し、患者の居宅等への早期の復帰を進めます。

施策4 高齢者福祉の充実

高齢者自身の経験などを活かせる機会や場の提供・地域社会に貢献できる仕組みづくりに取り組むとともに、高齢者が要介護状態や認知症になっても、地域で安心して生活していくために、認知症支援策・高齢者の権利擁護の取組を推進します。

また、元気高齢者をはじめとした住民主体の活動、NPO法人、社会福祉法人等、多様な主体による多様な生活支援サービス提供体制の確立を図るとともに、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域包括ケアシステム※の更なる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

施策5 障がい者福祉の充実

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送るため、ライフステージに応じた相談、保健・医療・福祉サービスの情報提供及び利用援助を行う、総合的かつ専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。

また、官民をあげて、障がい者の雇用・就労について一層の理解を深め、公共職業安定所等とも連携しながら、就労意欲のある障がい者の就労機会の確保に努めます。

さらに、ノーマライゼーション※の理念のもと、障がい者（児）が、地域の一員として参加できる社会づくりを推進します。

施策6 生活困窮者等の自立支援

関係機関と連携を図りながら、個々のニーズを把握し、相談から自立まで継続的に支援していきます。

また、健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度を適正に運営し、生活保護受給者の自立助長を図ることはもとより、公共職業安定所と連携して個々の希望・状況に沿った就労情報を提供し、経済的自立を支援します。

施策7 年金、医療保険制度の適正運営

各制度における保険税（料）の収納率向上と安定的運営のため、制度の周知・啓発に努めます。

また、医療費適正化事業をはじめとする取組を推進し、医療費の適正化を図ります。

【基本目標4】 次代へつなぐ環境づくり（環境）

水俣病の経験を教訓として、引き続き、環境に配慮した様々な施策に取り組むとともに、循環型社会の形成、低炭素社会の実現を目指します。

また、騒音や不法投棄問題など、生活環境をめぐる様々な問題に適切に対応していくとともに、市民主体の環境保全活動を支援し、自然を大切にするまちづくりを推進します。

施策1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進

水俣病で犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、多様な市民が協力して事業に取り組むこと等により「もやい直し」を推進し、同様の産業公害が地球上で二度と起こることがないようその教訓の発信に努めます。

また、水俣病問題の歴史と教訓を将来にわたって発信し続けるため、歴史上重要な基礎資料の収集、保存及び水俣病に起因する各種影響と地域社会の再生に関する情報を発信します。

施策2 循環型社会の形成

ごみ処理を焼却と埋立に頼らない仕組みをつくる「ゼロ・ウェイスト」の理念に基づき、ごみ減量に向けた取組を進めます。

また、地域、家庭、事業所それぞれにおいて、適切なごみの分別、処理を促進し、資源の有効利用、ごみの排出抑制を図るとともに、ごみ減量のための情報発信及び普及啓発に努めます。

施策3 低炭素社会の実現

産業・運輸・業務・家庭の各部門において、高効率・省エネ機器への転換や、再生可能エネルギーの導入促進を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

また、公共施設の環境負荷の低減を図るとともに、計画的に再生可能エネルギー、高効率・省エネエネルギー設備等の導入を進めます。

施策4 生活環境の保全

水質分析、各種騒音・振動・煤煙測定を実施し、必要に応じて指導を行い、生活環境の保全に努めます。

また、ごみ（廃棄物）の不法投棄のパトロールを行うほか、公共下水道の汚水処理機能を安定的に保つための取組を推進します。

施策5 協働による環境保全活動の推進

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」を実施し、市民が主体となった環境保全活動を推進するとともに、森林の持つ水源かん養機能等を向上させるため、間伐・植林活動による豊かな森づくりを進めます。

また、花と緑を大切にする市民主体のイベントや活動の支援などにより、自然を大切にするまちづくりを推進します。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

【基本目標5】 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり（生活基盤）

土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等、本市の都市づくりの将来像を描く「水俣市都市計画マスターplan」の見直しを行います。

また、関係機関と連携した総合的な危機管理体制の整備、様々なニーズに対応した住環境の整備、各種インフラの耐震化及び長寿命化、公共交通の充実、防犯・交通安全対策の推進、自発的なまちづくり活動の支援などにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策1 都市基盤の整備

平成14（2002）年度に策定した水俣市都市計画マスターplanの計画期間は2022年度までとなつており、策定から20年近くが経過し、見直しの時期が近づいています。

見直しに当たっては、熊本県都市計画区域マスターplanや本総合計画、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、地域特性に応じた適正な都市基盤の整備を進めます。

施策2 災害に強いまちの形成

平成15（2003）年7月の水俣市土石流災害の反省と教訓を風化させないよう、自主防災組織、消防団、関係機関・団体等と密接な関係を保ちながら、ハード・ソフトの両面から、災害予防体制を構築します。

施策3 住環境の整備

老朽化した市営住宅の建替えや、既存の市営住宅の長寿命化改修を進め、誰もが使いやすい居住性の高い住宅を供給し、良好な住環境の形成を推進します。

また、空き家バンク※制度の運用により、空き家等に関する適切な情報発信に努め、様々な空き家を有効活用し、移住定住希望者等の多様なニーズに対応していきます。

施策4 安全・安心な水の確保

第3次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画に基づき、老朽化した配水管や水道施設等を計画的に更新し、耐震化率の向上を図るとともに、漏水防止策を講じ、有収率※の向上を目指します。

施策5 交通基盤の整備

市街地や高速交通網へのアクセス道路を整備し、交流・滞留人口の増加による地域活性化を図るとともに、市道を適切に維持管理し、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上に努めます。

また、長寿命化計画に基づき、従来の事後対応から計画的かつ予防的対応に転換することで、各施設の維持管理費用の縮減に努めます。

施策6 公共交通の充実

高齢者の通院・買い物等の外出など、地域の生活に欠かすことのできない「みなくるバス」等の公共交通の利便性の向上を図ります。

また、地域住民の通学等の重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」の利用促進を図り、路線維持のために必要な支援を行います。

施策7 防犯・交通安全対策の推進

関係機関と連携した各種防犯活動の実施・支援を継続するとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代に対する交通事故防止の意識啓発に努めます。

また、消費者トラブル・詐欺被害を防止するため、消費生活相談員による消費者教育や啓発活動のほか、DV（ドメスティック・バイオレンス）※やストーカーなど、市民が抱える様々な問題や悩みに対応できるよう、各種相談業務を推進します。

施策8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化

自治会長会における自主的な研修等を支援するとともに、地域の実情に応じた効果的な自治会活動を支援する「がまだす自治会支援制度」の周知・広報に努めます。

また、住民主体の地域づくり活動を推進するために、各種助成制度の情報提供を行い、活動の継続、活性化を図ります。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

【基本目標6】 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

安定した行財政運営を行うため、歳入確保や歳出削減、行政課題に的確に対応した組織の構築や人材育成を行うことにより、持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

また、適切な情報発信と広聴機会を確保するとともに、市民の意見を反映した行政活動の評価体制の構築を図ります。

施策1 効果的・効率的な行財政運営

組織・財務・事務の3つの視点による「第6次水俣市行財政改革大綱」に基づき、組織・機構の見直し、財政の健全化、自主財源の確保、事業のスクラップ＆ビルト（選択と集中）などを進めていきます。

施策2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成

各種研修制度、人事評価制度、ジョブローテーション、人事交流等によって、市職員の継続的な成長、知識・技術の継承、人的ネットワークの形成等を図ることで人材（財）づくりを推進し、市民と向き合い、やる気のある職員を育成します。

また、市職員の活力を引き出すために、効率的な働き方を検討していきます。

施策3 公共施設等の適切な管理運営

市が保有する施設等を最も合理的かつ効率的に管理・活用するため、市が保有する全ての公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより、保有総量の適正化を進めます。

また、事業の効率性や市民サービスの向上を目的とし、民間事業者の活用や経費の削減等に努めます。

施策4 新庁舎建設の推進

「災害に対する安全性の確保」、「市民サービスの向上」、「誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎」、「維持管理しやすい庁舎」、「環境への配慮」の観点を重視し、新庁舎の建設を進めます。

施策5 市民参画の推進

市報やホームページ等の情報提供媒体の充実を図り、市政に対する市民の関心を高めます。

また、パブリック・コメント※や市民意識調査などの実施により、市民の多様な意見の集約に努め、それらを反映し、行政活動を評価することとします。

【用語説明】

用語	説明
6次産業化	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指すこと。
着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。
SDGs	国連加盟193か国が2016年～2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。
均てん化	主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差をなくし、全国どこでも等しく高度な医療を受けることができるようすること。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
ノーマライゼーション	障がい（ハンディキャップ）の有無にかかわらず、誰もが地域で生き生きと明るく豊かに暮らせる社会をつくるという、福祉や教育のあり方を示す基本理念のこと。
空き家バンク	空き家の売買、又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に係る情報を登録し公開するとともに、利用希望者に対し当該情報を提供する仕組みのこと。
有収率	年間総配水量に対し、収入となった水量の割合で、施設の稼動が収益に繋がっているかを判断する指標のこと（年間総有収水量÷年間総配水量×100）。
DV（ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。
パブリック・コメント	重要な条例・計画等をつくるときに、市が意思決定を行う過程で、市民から広く意見や情報等を募集すること。

第1章 まちづくりの理念と目指す将来像

(4) 施策の体系

将来像	基本目標(政策分野)	施策
みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	1 地域に根差した強い産業基盤づくり (産業・経済)	1 経済の振興 2 観光の振興 3 農林水産業の振興
	2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり (教育・文化)	1 学校教育の充実 2 スポーツを通した人材育成 3 地元唯一の水俣高校の支援 4 持続可能な地域社会を担う人材育成 5 生涯学習の推進 6 文化の振興 7 豊かな心を育む読書活動の推進 8 共生社会の推進
	3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	1 子ども・子育て支援の充実 2 健康づくりの推進 3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者等の自立支援 7 年金、医療保険制度の適正運営
	4 次代へつなぐ環境づくり (環境)	1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進 2 循環型社会の形成 3 低炭素社会の実現 4 生活環境の保全 5 協働による環境保全活動の推進
	5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり (生活基盤)	1 都市基盤の整備 2 災害に強いまちの形成 3 住環境の整備 4 安全・安心な水の確保 5 交通基盤の整備 6 公共交通の充実 7 防犯・交通安全対策の推進 8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化
	6 持続可能な行政財政基盤づくり (行政経営)	1 効率的・効率的な行政財政運営 2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成 3 公共施設等の適切な管理運営 4 新庁舎建設の推進 5 市民参画の推進

第3部

第1期

基本計画

(2019年度～2022年度)

施策の体系

基本構想		
将来像	基本目標(政策分野)	施策
みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	1 地域に根差した強い産業基盤づくり (産業・経済)	1 経済の振興 2 観光の振興 3 農林水産業の振興
	2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり (教育・文化)	1 学校教育の充実 2 スポーツを通した人材育成 3 地元唯一の水俣高校の支援 4 持続可能な地域社会を担う人材育成 5 生涯学習の推進 6 文化の振興 7 豊かな心を育む読書活動の推進 8 共生社会の推進
	3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	1 子ども・子育て支援の充実 2 健康づくりの推進 3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者等の自立支援 7 年金、医療保険制度の適正運営
	4 次代へつなぐ環境づくり (環境)	1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進 2 循環型社会の形成 3 低炭素社会の実現 4 生活環境の保全 5 協働による環境保全活動の推進
	5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり (生活基盤)	1 都市基盤の整備 2 災害に強いまちの形成 3 住環境の整備 4 安全・安心な水の確保 5 交通基盤の整備 6 公共交通の充実 7 防犯・交通安全対策の推進 8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化
	6 持続可能な行財政基盤づくり (行政経営)	1 効果的・効率的な行財政運営 2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成 3 公共施設等の適切な管理運営 4 新庁舎建設の推進 5 市民参画の推進

第1期基本計画

施策区分

施策区分		
1	1 活力ある地場企業づくり※	1 地産地消と“みなまたブランド”づくり※
	2 地域資源を活用した企業誘致※	
2	3 創業にチャレンジしやすい環境づくり※	2 豊かな漁場づくり
	4 まちの活力となる魅力ある商店街づくり※	
3	1 観光PRと素材の磨き上げ※	3 土地基盤、施設等の整備
	2 魅力ある湯の児温泉づくり※	
4	3 湯の鶴癒しのむらづくり※	4 担い手確保と新規参入者の支援
	4 エコパーク水俣を活用した広域交流拠点づくり※	
5	1 確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり ※	5 組織体制の強化
	2 誰もが楽しく学べる教育環境づくり	
6	3 安全・安心な学校施設の整備・充実※	6 持続可能な村づくり
	1 子どものスポーツ活動を支える体制づくり※	
7	2 市民協働によるスポーツ活動の推進	7 森林整備の促進
	3 スポーツ環境の整備※	
8	1 國際的に活躍できる人材の育成※	1 学校における読書活動の推進
	2 國内外の大学・研究機関等との連携支援※	
	3 地場企業等とのマッチング支援	
9	1 子どもの支援と子育てしやすい環境の充実※	2 図書館を核とした市民読書活動の推進
	2 子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実	
10	1 生活習慣病の発症予防と重症化予防※	3 読書・創作活動の推進※
	2 食育の推進※	
11	3 母子保健の推進	1 互いを認めあう社会づくり
	1 地域医療支援病院としての役割の充実※	
12	2 地域医療構想の達成に向けた病床機能分化と連携の推進	2 男女で共に支えあう社会づくり
	1 元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり※	
13	2 もやい・ふれあい・支えあいのまちづくり※	3 多文化共生の推進
	3 地域包括ケアシステムの推進等による安心のまちづくり※	
14	1 水俣病被害者の支援	1 障がい者を支える相談支援の充実※
	2 水俣病犠牲者の慰靈※	
15	3 公害・環境学習の推進※	2 障がい者の雇用・就労の推進※
	1 ゼロ・ウェイストの推進	
16	2 ゴミの分別適正化と減量※	3 障がい福祉サービスの整備・充実※
	1 地域における温室効果ガス排出量の削減※	
17	2 公共施設における温室効果ガス排出量の削減※	1 生活困窮者の相談窓口の一元化
	1 快適な都市空間の創出	2 生活保護受給者等への就労支援
18	2 防災のまちづくり※	1 国民健康保険制度の安定的運営と医療費の適正化
	1 公営住宅の整備	2 後期高齢者医療制度の安定的運営
19	2 空き家の有効活用※	3 国民年金制度の周知・啓発
	1 安定給水の確保	4 水質・土壤・大気環境等の保全
20	1 生活道路の整備	2 公共用水域の水質保全
	2 市道の適正な維持管理	1 自然環境の保全
21	1 第6次水俣市行財政改革大綱の推進※	2 水源かん養機能の向上
	2 機能する行政組織づくり	3 花と緑のまちづくり
22	3 歳出の削減	6 1 みなくるバス等の路線維持と利便性向上※
	4 必要な財源の確保	2 肥薩おれんじ鉄道の利用促進
23	5 行政評価の推進と活用	1 防犯のまちづくり
	1 人材育成と人財づくり※	2 交通安全のまちづくり
	2 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現※	3 各種相談支援体制の充実
(※=重点施策)		
重点施策は、施政方針、市民意識調査結果、総合計画策定審議会の意見などを勘案し、重点的に実施すると位置づけたものです。		

第1期 基本計画

第1章 地域に根差した 強い産業基盤づくり (産業・経済)

施策1 経済の振興

◆目指す姿

- ・中小企業や小規模事業者がそれぞれの個性を伸ばしながら発展し、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与しています。
- ・市外からの企業の誘致、市内企業の流出防止等により、多様で安定した雇用の場が創出されています。
- ・創業や第二創業（事業承継時の新事業・新分野への進出）に対する支援等により、市内で創業しやすい環境が構築されています。
- ・事業承継や空き店舗の活用が進み、商店街を中心とする地域のにぎわいが生まれています。

◆現状

地場企業の大部分は中小企業や小規模事業者が占めており、経済のグローバル化や長引く市内経済の停滞などにより、その経営は深刻な状況が続いています。

「経済センサス-基礎調査」によると、全産業における市内民営事業所数は、平成21（2009）年の1,416事業所から平成26（2014）年には1,306事業所となり、およそ年間20事業所ずつ減少しています。また、従業者数についても、平成21（2009）年の11,270人から平成26（2014）年には10,726人となり、およそ年間100人ずつ減少しており、本市の地域経済は全国的な人口減少とも相まって、縮小傾向にあります。

なお、商業の中心を担う商店街では、商圈人口の減少に加え、市外への顧客の流出、後継者問題などにより衰退の一途をたどっており、閉店による空き店舗も増えています。

◆課題

地域経済を活性化するには、地域資源としての「地場企業」が持つ力を強化することが重要であり、個々の企業ニーズに合った支援が求められます。

また、雇用の増加や多様な就労を可能とするには、市外からの企業誘致も重要です。本市では、平成31（2019）年の南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジまでの開通による高速交通網の整備を弾みとし、企業進出の受け皿となる新たな用地の創出等に取り組む必要があります。

事業所の自然減少に対し、新たな事業所による創業を促すなどの経済の循環サイクルも大切です。

商業の中心を担う商店街については、従来からの商業機能に加え、市民の生活空間として、コミュニティづくりや地域社会への貢献など多面的な役割を果たす中で、交流人口の増加、消費拡大への寄与が求められています。

施策区分1：活力ある地場企業づくり

【目的】

地域経済の活性化を図るには、地場企業の持つ力を強化することが必要不可欠であるため、地場企業の取組を発信するとともに、個々のニーズに合致した事業拡大や新事業展開等の支援を行い、地域に根差した活力ある企業づくりを推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
事業者による新商品・新技術開発件数（累計）	件	0	4
販路拡大支援により売上が増加した市内事業者数（累計）	件	1	20



みなまた環境テクノセンター

施策区分2：地域資源を活用した企業誘致

【目的】

高速道路や新幹線等の交通インフラに関する情報のほか、企業の事業拠点として活用できる民間所有の空き用地や、空き工場等に係る情報を収集・発信していくとともに、誘致企業立地促進補助金の交付により、企業誘致を推進します。

また、将来的な企業誘致用地として水俣川河口臨海部に新たな用地の造成を進めます。

<関連計画> 水俣川河口臨海部振興構想

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
誘致企業数（累計）	社	1	2



水俣産業団地

第1章 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）

施策区分3：創業にチャレンジしやすい環境づくり

【目的】

小さくても特徴ある事業者が増加することは、本市の経済振興につながります。創業支援等事業計画に基づき、水俣商工会議所や金融機関等と連携して、創業希望者のステージに合わせた支援を行い、創業しやすい環境づくりを進めます。

＜関連計画＞ 創業支援等事業計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
創業支援による新規創業者数（累計）	件	0	20

施策区分4：まちの活力となる魅力ある商店街づくり

【目的】

商店街はその事業活動を通じて、地域経済の活性化だけでなく、コミュニティづくりや地域社会への貢献など多面的な役割を果たしていることを踏まえ、地域を支え、まちの活力となる魅力ある商店街を担う、やる気のある事業者を積極的に支援します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
商店街会員数	店	131	150



【ワークショップに参加した市民の声】

- ・雇用が少ないと感じている市民が多いが、実際は人手不足も生じています。
- ・後継者が不足しています。
- ・多くの市民が市外で買い物をしています。

施策2 観光の振興

◆目指す姿

- ・地域の特性を活かした、水俣ならではの観光商品が開発されています。
- ・交流人口が増加し、地域内の観光消費が拡大することで、地域経済の活性化につながっています。
- ・地域主体の「訪れたくなる水俣」のイメージづくりが、市民の地域に対する誇りを生み出しています。
- ・観光業に携わる人材が育成され、水俣ならではの観光ビジネスが確立されています。

◆現状

本市の平成29（2017）年度の観光入込客数は、約510,000人で、徐々に増加しているものの、宿泊者数（約83,000人）は、旅行形態の変化、受入施設の減少等に伴い、近年は若干の減少傾向で推移しています。

このような中、湯の児温泉及び湯の鶴温泉等の観光地の環境整備、観光PRや季節に応じた各種イベントの実施により、市外から水俣を訪れてもらう機会をつくり、交流人口の増加等を図っています。

また、平成31（2019）年に南九州西回り自動車道が水俣インターチェンジまで開通し、行動圏の範囲拡大に伴う交流人口の増加が見込まれます。

◆課題

現在、施設整備に加え、地域資源を活かした観光商品の開発等を行っていますが、観光入込客数の拡大、経済の振興を図るためにには、従来の観光振興に加え、本市が持つ食や温泉等の地域資源を洗い出し、観光資源として磨き上げ、これらの情報を内外に効果的に発信していくことが必要です。

今後、関係機関と連携し、継続的な事業展開を進める中で、水俣のイメージを確立し、時代の流れや世界の動向をつかむとともに、旅行形態の変容、来訪者の多様なニーズに十分に対応できる体制づくりが重要となってきます。

施策区分1：観光PRと素材の磨き上げ

【目的】

水俣の多様な魅力をPRしていくとともに、観光客誘致につながる効果的な情報収集と発信を行います。また、関係機関と連携した観光資源の磨き上げ、地域資源を活用した体験型観光商品と特産品を用いた商品開発などにより、地域全体での観光ルートの提案等を行い来訪者の回遊性を高め、着大型観光を推進し、新たな視点による水俣ブランドづくり、イベント開催の支援等による交流人口の増加を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画湯の児育て、湯の鶴観光振興計画

第1章 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
観光入込客数（水俣市宿泊者数）	人	83,125	91,000
観光入込客数（水俣市日帰り者数）	人	427,235	469,000



ダイビング



シーカヤック体験

施策区分2：魅力ある湯の児温泉づくり

【目的】

地域にある恵まれた温泉、癒しの景観、海の幸等を磨き上げ、旅行者のニーズに応じた観光資源として開発していきます。特に、新種のタツノオトシゴや近年注目のS U P※1など、海洋資源を活用したマリンアクティビティを各要素と結びつけ、着地型の観光地づくりを進め、湯の児独自の魅力として発信していきます。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画湯の児育て

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
観光入込客数（湯の児地区宿泊者数）	人	38,025	41,000
観光入込客数（湯の児地区日帰り者数）	人	75,479	83,000



湯の児温泉



S U P 体験

施策区分3：湯の鶴癒しのむらづくり

【目的】

湯の鶴観光物産館「鶴の屋」及び湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」を拠点とし、豊かな自然環境、良質の温泉、地元産の安全・安心な食材、山あいの趣深い温泉情緒を活かした魅力ある観光地づくりを地域全体で推進し、観光客の誘致に取り組みます。

＜関連計画＞ 湯の鶴観光振興計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
観光入込客数（湯の鶴地区 宿泊者数）	人	6,046	6,600
観光入込客数（湯の鶴地区 日帰り者数）	人	18,154	19,000



湯の鶴温泉



七滝トレッキング

施策区分4：エコパーク水俣を活用した広域交流拠点づくり

【目的】

道の駅みなまたやバラ園、スポーツ施設等を本市の重要な広域交流施設と位置づけ、関係機関と連携しながら、情報発信やイベントの開催、スポーツ大会の誘致等に取り組みます。
併せて、南九州西回り自動車道が水俣インターチェンジまで開通したことによる新たな人の流れをエコパークに誘導し、拡大する交流人口の受入れ体制を充実していきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
エコパーク水俣利用者数	人	216,263	237,000



ローズフェスタ



九州和紅茶サミット in みなまた (H30)

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・海・山・自然、海の温泉、山の温泉を生かしたい。
- ・観光資源はあるし、いろいろなイベントもあるが、生かしきれていないと思います。
- ・水俣の魅力をSNS※2などで発信することが大事だと思います。

《用語説明》

※1 SUP：スタンドアップパドルボード (Stand Up Paddleboard)。サーフボードよりも少し大きめのボードの上に立ち、パドルを漕ぎながら水面を進んでいくマリンアクティビティ。

※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。ツイッターやフェイスブックなど、人ととのつながりを促進・支援するコミュニティ型のインターネットサービスのこと。

施策3 農林水産業の振興

◆目指す姿

- ・担い手や後継者が確保され、活力ある農林水産業が行われています。
- ・農業生産基盤の整備が進み、農業経営は安定し、優良農地の保全が図られています。
- ・農地の維持管理及び耕作放棄地の防止が図られ、農村環境が保全されています。
- ・「海藻の森」の拡大により、漁場の環境保全、養殖漁業、水産物を活かした6次産業化※1が確立され、漁業所得の向上が図られています。
- ・森林経営の集約化により、適正な森林整備が行われ、公益的機能の維持、林業的利用の推進が図られています。
- ・消費者に選ばれる農林水産物が生産され、産地ブランド化が進み、第1次産業を担う人たちの所得向上が図られています。

◆現状

本市の農業は、稲作をはじめ、野菜、果樹（かんきつ類）、茶、畜産など多様ですが、土地の大部分が山林で平坦地が少ない地形的特徴から、農林地の基盤整備の水準は近隣市町と比較して低く、不整形な農地が多い状況です。加えて、従事者の高齢化、新規参入者の減少等による担い手不足、兼業・自給的農家が多いことから、計画的な量・品質を確保することが困難な状況にあります。

また、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加し、農村の環境保全に影響が出ており、林地化した農地は有害鳥獣の住みかとなり、農作物への被害が発生しています。

林業では、高度経済成長期に行われた植林が皆伐の時期を迎えていますが、次世代に森林資源を引き継ぐための再造林が進んでいない現状があります。

水産業においては、近年の環境変化に伴い漁獲量の低迷が続いている、また、漁業事業者の高齢化による担い手不足に歯止めがかかるない状況です。一方で、水俣漁師市やカキ小屋の開催等により、水俣産の水産物の知名度は徐々に上がってきています。

なお、水俣病の影響により「水俣産」ということで消費者から避けられるなどの経験をしてきたことから、安全・安心にこだわった農産物・水産物の生産が行われています。



茶園

◆課題

農業においては、農業者の高齢化や新規参入者の減少、耕作放棄地の拡大、多様化する消費者ニーズへの対応など厳しい状況にあるほか、担い手不足や兼業化の進行により、生産力の低下、農業生産活動の停滞、農村地域社会の活力低下等が懸念されています。

そのため、農業者の所得向上と農業の魅力向上のため、ほ場整備などの生産基盤整備、優良農地の確保と農地集積の促進、主要施設や省力型機械などの導入により、経営の改善と安定、稼げる農業の推進を図る必要があります。

林業では、森林の持つ公益的機能を維持するとともに、林産資源の林業的利用を促進していくため、適正な森林整備を推進していく必要があります。

水産業においては、環境変化・漁獲量の低迷に対応するためにも、「獲る」漁業から「つくる・育てる」漁業への転換が求められており、今後は栽培漁業に重点を置いていく必要があります。

また、安全・安心な農林水産物の供給を目指す生産体制、市場流通に加え、消費者のニーズに応じた地産地消を含む流通販路の拡大を図り、生産から販売まで一貫したスムーズな体制を確立する必要があります。

施策区分1：地産地消と“みなまたブランド”づくり

【目的】

消費者が求める食の安全・安心、流通コストの削減等を目的として、地産地消を促進するため、市内物産館、直売所の活性化を図ります。

また、関係機関と連携し、本市の気候風土に適した甘夏・デコポンなどの「果樹（かんきつ類）」、「サラダたまねぎ（サラたまちゃん）」、緑茶、和紅茶などの「茶」など、基幹作物の生産安定と販売拡大に向けた取組を実施するほか、中山間地域に適した新規作物の導入に向けた取組を実施します。

さらに、水産物養殖事業として取り組んでいる「恋路カキ」の生産量の安定化に努めるとともに、加工品の開発及び販路開拓を進めることで、「恋路ブランド」の定着を図り、生産者の所得向上につなげます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
中山間地域での新規作物導入数	品目	0	2
マガキ販売額	万円	214	500



デコポン



恋路カキ小屋



第1章 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）

施策区分2：豊かな漁場づくり

【目的】

水産資源確保のため、ヒラメ、クルマエビ、ヨシエビ種苗の放流量を確保し、中間育成後に養浜施設で育成することにより、個体生存率を高め、増殖効果を図ります。

＜関連計画＞ 水俣川河口臨海部振興構想

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
ヒラメの放流量	尾	45,000	基準値の維持
クルマエビの放流量	尾	200,000	基準値の維持
ヨシエビの放流量	尾	100,000	基準値の維持

施策区分3：土地基盤、施設等の整備

【目的】

水田の区画整理や農道整備、水路、水源の確保に向けた整備を推進していくほか、林道についても作業効率の向上を図るために、計画的な整備を推進していきます。

また、耐用年数が経過し老朽化が進んでいる施設等については、国・県などの事業を活用し、再編更新に取り組みます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水田の基盤整備済み面積	ha	47	67

施策区分4：担い手確保と新規参入者支援

【目的】

農林水産業の持続的な維持・発展を図るため、後継者はもとより他業種からの新規参入希望者に対する支援のほか、大規模専業農家を中心とする認定農業者や集落営農組織などの担い手確保・育成に向けた支援に取り組みます。

＜関連計画＞ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
年間新規参入者数	戸	2	2

施策区分5：組織体制の強化

【目的】

生産者の高齢化や農業従事者の減少に対し、限られた労働力で生産性を高めるため、労働力を補完する農作業受託を行う集落営農組織の確立に向けた支援を行います。

＜関連計画＞ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
集落営農組織数	組織	3	4



集落営農組織による稻刈り

施策区分6：持続可能な村づくり

【目的】

農地の保全と耕作放棄地発生の抑制対策として中山間地域等直接支払、多面的機能支払などの日本型直接支払制度※2を活用し、持続可能な村づくりを行います。

また、少子高齢化が著しい集落において、集落機能を維持していくため、自然と生産と暮らしの結びつきによる元気な村づくりを目指す「村丸ごと生活博物館※3」の取組を支援していきます。

＜関連計画＞ 水俣市元気村づくり条例

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
中山間地域等直接支払・多面的機能支払取組面積（延べ）	ha	455.1	基準値の維持
「村丸ごと生活博物館」指定地区数	地区	4	基準値の維持

第1章 地域に根差した強い産業基盤づくり（産業・経済）



協定農地におけるサラダたまねぎの収穫



村丸ごと生活博物館指定地区における活動

施策区分7：森林整備の促進

【目的】

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不存在化等を背景とし、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生しているため、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
森林経営計画策定面積	ha	2,205	3,300

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・生産者の取組をPRしてほしいと思います。
- ・第1次産業を衰退させてはならないと思います。
- ・農林水産業の従事者が少ないと思います。

《用語説明》

※1 **6次産業化**：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指すこと。

※2 **日本型直接支払制度**：農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援する制度のこと。中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の3制度を併せて日本型直接支払制度と呼ぶ。

※3 **村丸ごと生活博物館**：地域固有の風土と暮らしの醸し出す佇まいを風格あるものにし、地域社会の発展に寄与するため、地区の自然や生活文化遺産、産業遺産などを確認し、保存、育成、修復を図るとともに、生活環境の保全、再生、創造を行っている地区で、市長が指定した地区のこと。

第1期 基本計画

第2章 豊かな心で未来に 挑戦する人づくり (教育・文化)

施策1 学校教育の充実

◆目指す姿

- ・学校、家庭、地域の連携により、未来の水俣を担う人間性豊かな人材が育っています。
- ・児童生徒一人ひとりが持つ可能性を最大限引き出し、楽しく学ぶことができる教育環境が構築されています。
- ・児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせる学習環境が整備されています。

◆現状

本市の小中学校では、自然やふるさとを愛し、環境への関心を高め、主体的に学ぼうとする意欲と自らの行動に責任を持つことのできる、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めています。

また、いじめや不登校などの問題を未然に防止し、早期発見・解決するためのネットワークの強化、学校施設の整備等を行い、誰もが楽しく快適に学ぶことのできる環境づくりを目指しています。

◆課題

ふるさと水俣を愛し、未来の水俣を担う人間性豊かな人材を育成するため、学校、家庭、地域が連携して各施策に取り組んでいく必要があります。

いじめ、不登校、虐待などの問題については、未然防止はもとより、早期発見・解決が重要であり、関係機関相互のネットワーク体制の充実、強化が必要です。

また、障がいの有無に関わらず、学校での生活や学習上の困難を抱える児童生徒の個々の教育的ニーズを把握し、きめ細やかで適切な指導及び必要な支援、特別支援教育の充実も必要です。

さらに、夏季の猛暑や非常災害時にも対応し得る学校施設の整備・充実が急務となっているほか、学校給食費等の負担軽減についても検討していく必要があります。

施策区分1：確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり

【目的】

「確かな学び・豊かな心・健やかな体」を育み、未来の水俣を担う人材を育成するため、関係機関と連携し、子どもたちの生きる力を育みます。そのため、ふるさと水俣を愛する人間性豊かな子どもたちを育てる「水俣科※1」や食育の授業などを引き続き実施していくとともに、必要なソフト・ハード面の充実を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市教育大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
全国学力・学習状況調査における全国平均以上の項目数	項目	3／8	5／8
可動式学習者用PC※2の整備校数 (PC配置台数は各校の学級数の1／3程度)	校	0	11（累計）

施策区分2：誰もが楽しく学べる教育環境づくり

【目的】

誰もが楽しく学ぶことができる教育環境づくりを目指し、学校教育をめぐり複雑多様化する問題に対応するためのネットワーク構築や、学校生活などで特別な支援が必要な児童生徒に対する適切な指導・支援に努めます。

<関連計画> 水俣市教育大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
いじめ解消率※ ¹ （熊本県いじめ調査「心のアンケート」結果）	%	65.1	80.0
不登校の児童生徒数	人	12	減少（対基準値）
特別支援教育支援員の配置人数	人	32	適正人数の配置

※ 県内の公立学校の児童生徒を対象に県が行う無記名のアンケート調査における、市内小中学校のいじめの認知件数に対する解消件数の割合。

施策区分3：安全・安心な学校施設の整備・充実

【目的】

施設の老朽化に伴う内外壁等の非構造部材^{※3}の耐震化やトイレの改修、夏季の猛暑に対する空調設備の整備等が急務となっていることから、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせるよう、学習環境等を改善します。

<関連計画> 非構造部材耐震化計画、学校施設長寿命化計画（個別施設計画）

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
小中学校施設の非構造部材耐震化実施校数	校	4／11	9／11（累計）
小中学校施設のトイレ改修実施校数	校	2／11	8／11（累計）
小中学校施設の空調設備整備校数	校	0／11	11／11（累計）



改修後の外壁



改修後のトイレ

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・不登校などへの対応については、各校での対応を統一してほしいです。
- ・小中学校にエアコンを設置してほしいです。

《用語説明》

※1 水俣科：総合的な学習における、郷土学習のこと。

※2 可動式学習者用PC：児童生徒が授業で使用するタブレット端末などの可動式コンピューターのこと。

※3 非構造部材：柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

施策2 スポーツを通した人材育成

◆目指す姿

- ・スポーツを通して、水俣への愛着と誇りを持った人材が育っています。
- ・スポーツを通して、地域などで中心的な役割を担える人材が育っています。
- ・スポーツを通して、子どもから高齢者まで誰もが健康で明るく豊かな生活を送っています。
- ・誰もが気軽にスポーツのできる環境が整っています。

◆現状

平成31（2019）年度から小学校運動部活動が社会体育に完全移行することが決定しており、子どもたちのスポーツ活動を支える体制づくりが急務となっている中、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージ※1に応じたスポーツ活動の場が求められており、市民のスポーツ活動に対するニーズが多様化しています。

また、スポーツ施設の多くが老朽化し、突発的補修等が必要となっている中、利用者の安全確保を最優先に、施設の維持管理等を行っています。

◆課題

スポーツを通した子どもたちの健全育成を推進する体制を整備するには、指導者等の育成や確保が極めて重要であるため、関係団体との連携を更に強化していく必要があります。

また、スポーツを「する」「観る」「支える」など多様な関わりの機会を多く確保し、市民協働※2によるスポーツ振興体制の充実を図る必要があります。

一方で、既存のスポーツ施設の計画的な維持補修や更新による活動拠点の整備、利用申請手続きの簡素化等により施設の利用促進を図っていく必要があります。

施策区分1：子どものスポーツ活動を支える体制づくり

【目的】

スポーツ振興の中心的役割を担っている各競技団体の支援に加え、学社連携※3や官民連携により地域社会全体で子どものスポーツ活動を支える体制を構築し、スポーツを通して水俣に愛着を持つ人材、地域や職場等で中心的役割を担うことのできる人材の育成を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
小中学生の社会体育クラブの指導者数	人	—	50

施策区分2：市民協働によるスポーツ活動の推進

【目的】

市民協働によるスポーツイベントの開催、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進、各団体と連携した競技スポーツの振興に取り組み、「スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくり」を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市主催スポーツ大会の参加者数	人	4,374	基準値の維持



競り舟大会



ニュースポーツ交流大会



仁志敏久氏による野球クリニック

施策区分3：スポーツ環境の整備

【目的】

スポーツ施設の計画的な維持補修と更新等により活動の拠点を整備していきます。また、施設予約システムの導入による利用申請手続きの簡素化を進め、施設の利用促進を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市体育施設の年間利用者数	人	210,132	基準値の維持

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・プロを目指せる選手を育成できるスポーツ環境が必要だと思います。
- ・部活動がなくなる中、クラブチーム及び指導者の確保が課題だと思います。

《用語説明》

- ※1 **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のこと。
- ※2 **市民協働**：市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあう関係のこと。
- ※3 **学社連携**：学校教育と社会教育（家庭教育含む）とが、相互補完的に協力しあう関係のこと。

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

施策3 地元唯一の水俣高校の支援

◆目指す姿

- ・水俣高校の魅力が増し、地域内外から水俣高校を志願する生徒が増えています。
- ・地域内の人材、国内外の高等教育機関等との連携・交流が促進されています。
- ・地元に就職する水俣高校生が増加しています。

◆現状

市内に所在する高等学校は、「熊本県立水俣高等学校」1校のみであり、近年は少子化の影響等により、定員割れが続いている。

このような状況の中、文部科学省による「スーパーグローバルハイスクール※」の指定を受け、生徒の国際的コミュニケーション能力の向上が図られています。

また、水俣市と連携協定を結ぶ大学との交流事業等により、高度な学びの場が提供されています。

◆課題

地域内外の生徒の進学先として選ばれる高校づくりが必要です。

また、近隣に大学等の高等教育機関がないため、大半の生徒は進学により地域外へ出るほかありません。就職については、地元企業への就職率は5割に満たない状況で、若い人材が市外へ流出する傾向が続いている。

現在、文部科学省の指定による「スーパーグローバルハイスクール」として活動を行っていますが、指定期間終了後も、国際的視野を持つ人材の育成を図る取組の継続が求められています。

施策区分1：国際的に活躍できる人材の育成

【目的】

本市とつながりのある海外の大学や都市、国内の留学生等との交流や、生徒の学習意欲の向上に資する様々な機会を創出し、国際的視野を持つ人材の育成、地域内外から生徒が集まる高校づくりを支援していきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣高校への志願倍率	倍	0.69	1.0



専門家による技術指導



国際交流カフェ in みなまた

施策区分2：国内外の大学・研究機関等との連携支援

【目的】

本市と連携協定を締結している大学との遠隔システムによるディスカッション（討議）、水俣訪問時の案内、交流事業等を通じて、大学教育への興味、関心を育むとともに、国際的機関、研究機関、研究者等との交流機会を設け、グローバルで先端的な研究に触れる機会を提供します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
事業参加者数	人	400	450



連携協定締結大学との遠隔講義の様子

施策区分3：地場企業等とのマッチング支援

【目的】

高校生と地元の企業が直接顔を合わせ、各企業の仕事内容を知る機会を設けることで、高校生の地元就職を増やし、ひいては地場企業の活力の向上につなげます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
就職希望者のうち地元企業への就職率 (水俣高校からの提供資料による)	%	47.5	50.0

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）



しごと発見塾（全体）



しごと発見塾（ブース）

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・市外の高校に優秀な人材が流れてしまっていると感じています。
- ・高校生が将来水俣に戻ってきた時に、がっかりしないまちにしたいと思います。

《用語説明》

※ スーパーグローバルハイスクール：国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を目的に、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題、ビジネス課題をテーマに、横断的・総合的かつ探究的な学習を行う高等学校等のこと（水俣高校の指定期間：平成28（2016）年度～2020年度を予定）。

【水俣高校生が「目指す将来像」をイメージして作成した作品】

(目指す将来像) ~ みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣 ~



水俣高校2年 島田 彩音さんの作品



水俣高校2年 中村 萌乃さんの作品

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

施策4 持続可能な地域社会を担う人材育成

◆目指す姿

- ・水俣市の現在の状況、未来に向けた取組が国内外に発信されています。
- ・国内外から多くの人々が水俣を訪れ、地域が活性化しています。
- ・水俣環境アカデミアを中心として、産学官民の連携が進んでいます。
- ・水俣市が、SDGs^{※1}の考え方に基づく、持続可能な地域社会のモデルになっています。

◆現状

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点施設として、平成28（2016）年に開設され、地域と世界への貢献を目指し、これまで多くの人材育成事業、各種研修の受入れ等を行ってきました。

平成29（2017）年度は、113団体・約2,000人が来館しています。

◆課題

これまで、様々な事業を行ってきましたが、今後は、水俣環境アカデミアのマッチング機能の産業面への波及、地場産業の振興に資する事業展開を図っていく必要があります。

また、各種研修事業においては、本市が目指す未来志向の取組を反映したプログラムとする必要があります。

施策区分1：高等教育・研究活動の推進

【目的】

本市と連携関係にある大学、環境省環境調査研修所、その他国連機関等による研修事業の受入れ等を実施し、水俣が持つ知見や技術、未来志向の取組などを発信します。

また、共同研究、人的交流の活性化を視野に入れ、国内外の大学とのネットワークを充実させるとともに、地域住民、地元小中学校との連携も推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
研修受入事業数	回	15	基準値の維持



国連環境計画（UNEP）水俣ワークショップ



環境調査研修所水俣研修

施策区分2：次世代人材育成の支援・推進

【目的】

大学、研究機関、企業等との連携によるシンポジウム、ジュニアサイエンスセミナー※2、市民公開講座などを開催し、地域住民や事業者が最新の研究や技術に触れる機会を設け、地域を担う人材を育成します。

また、これらの事業により得られる成果やネットワークを活用し、水俣高校の活動を支援します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
事業参加者数	人	1,000	基準値の維持



ジュニアサイエンスセミナー



木育ワークショップ

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・県外から水俣を訪れる修学旅行生と市内の学校との交流の機会があればいいと思います。
- ・地域の方々とたくさんつながる・つなげる努力をします。

《用語説明》

※1 **SDGs**：国連加盟193か国が2016年～2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

※2 **ジュニアサイエンスセミナー**：市内の小中学生が、大学及び研究機関で行う高度な実験や講義を体験することを目的とした人材育成事業のこと。

施策5 生涯学習の推進

◆目指す姿

- ・青少年育成組織の活動が活性化し、未来の水俣をつくる人材が育っています。
- ・広く市民に生涯学習の機会が提供され、生涯学習活動が活性化しています。
- ・社会教育※1関係団体の活動成果が活かされ、活力ある地域が築かれています。

◆現状

本市では、小中学校区ごとに「校区育成会」を、また、その集合体として「水俣市青少年育成市民会議」を設置し、これらの組織を中心に、「朝のあいさつ運動」、「青少年育成活動」など、青少年の育成に関する各種事業を実施しています。

また、市民の生涯学習の場として、公民館自主事業の「市民教室※2」を約20教室、「いきいき教室※3」を年3回程度開催しているほか、児童向けの「夏休み子ども教室※4」も開催しています。

さらに、地域活動の推進、青少年の健全育成などに取り組む社会教育関係団体に対し、活動費の助成を行っています。

◆課題

近年、子どもたちの生活の中で、体験の機会が少なくなっているので、専門知識や能力を持つ地域人材との交流や、物事を体験的・探究的に学習できる場の提供が必要です。

市公民館においては、年々、事業及び事業参加者が減少傾向にあり、市民ニーズの更なる掘り起こしに加え、開講日時などを工夫していく必要があります。

また、社会教育関係団体については、会員の減少が共通課題としてあげられますが、地域活動を活発にし、地域の活性化に主体的に取り組む人材を育成する観点から、今後も引き続き支援していく必要があります。



体験活動

施策区分1：青少年の健全育成

【目的】

子どもたちの社会性や自己肯定感を高めるため、家庭・学校・地域、それぞれの教育機能の充実と連携を促進し、市全体で次世代を担う青少年の健全な育成を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
青少年育成活動及び体験活動参加者数	人	42	基準値の維持



青少年育成活動（みなまた未来ラボ）



体験活動

施策区分2：生涯学習活動の活性化

【目的】

市民ニーズに合った多種多様な学習機会を提供し、生涯学習活動の活性化を図るため、市公民館において、各種公民館自主事業（市民教室等）を開催します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市民教室受講者数	人	3,037	4,500



公民館自主事業（スポーツ吹矢）



生涯学習フェスティバル（作品展示の一部）

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

施策区分3：社会教育関係団体の活動支援

【目的】

各社会教育関係団体の活動を支援することで、地域活動や社会教育活動を活発にし、豊かな地域社会を築くとともに、地域の活性化に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市の補助金を活用した社会教育関係団体数	団体	3	基準値の維持

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・地域の行事への子どもたちの関わりが薄くなってきてる印象があります。
- ・趣味を生かしたつながりを強め、近所でたくさん集えたらいいと思います。

《用語説明》

- ※1 **社会教育**：学校以外の場で、青少年及び成人を対象として行われる組織的な教育活動のこと。
- ※2 **市民教室**：広く市民に学習の機会を提供し、人生が豊かで実りあるものになるよう支援する事業のこと。
- ※3 **いきいき教室**：講師を招き、主にシニア世代を対象に、旬の話題やテーマを提供する事業のこと。
- ※4 **夏休み子ども教室**：夏休み期間中に小学生を対象とし、テーマを決めて実施する事業のこと。

施策6 文化的振興

◆目指す姿

- ・各種文化団体の支援や連携により、市民生活の中に多くの自主的文化活動が浸透しています。
- ・市民が歴史的財産を通じて地域の歴史を学び、郷土愛と誇りを持って生活しています。
- ・市民が優れた文化芸術に直接触れ、心豊かに生活しています。

◆現状

県内では最多開催数を誇る市民文化祭を毎年開催することで、日常的に活動している文化団体の発表の機会を設け、心豊かな暮らしの提供と市民文化の向上に寄与しています。

また、国登録、県・市指定文化財（34件）に対する関心を深め、直接触れる機会を提供することで、郷土愛を育むとともに、優れた芸術に生で触れる機会を創出し、感動と学びの場を提供しています。

公演内容（自主文化事業）については、様々なジャンルを分かりやすく提供することで、文化力の向上に力を入れています。

◆課題

文化団体の団体数・会員数の減少と高齢化が進む中、各団体の取りまとめを行う文化協会の自立した事務運営を進めるための体制づくりが求められています。

また、文化財本体及び看板・案内板など付帯設備の適切な管理に加え、文化施設の老朽化対策も喫緊の課題としてあげられます。

文化の振興は、時間をかけて様々な文化芸術に対する興味関心を育み、熟成させていくことが必要であり、地域住民等の理解と協力が不可欠です。

施策区分1：市民文化団体と人材の育成

【目的】

各種文化団体会員の高齢化が進行する中、市民の自主的な文化活動を維持活性化させるため、市民文化祭の開催等を通じて、文化の振興を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市民文化祭来場者数	人	4,300	基準値の維持
文化協会団体数	団体	43	45

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）



市民文化祭（盆栽展）



市民文化祭（バレエ）

施策区分2：歴史や文化を活かした郷土愛の醸成

【目的】

水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りが醸成されるよう、文化的歴史的内容を学習する機会を創出するとともに、文化財の適切な保護・活用に努めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
指定文化財件数（国登録、県・市指定を含む）	件	34	36
蘇峰・蘆花生家、記念館の入場者数	人	4,450	5,000



水俣棒おどり



無田湿原の保全作業

施策区分3：文化芸術に触れる機会の提供

【目的】

市民の創造力や表現力を育み、心豊かな生活と高度な文化水準を備えた地域社会の形成につながるよう、多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

成果指標	単位	基準値 (2013～2017年度平均)	目標値(2022年度)
自主文化事業（一般公演）の集客率	%	63.9	80.0※

※ 過去5年間（平成25（2013）年度：29.3%、平成26（2014）年度：76.2%、平成27（2015）年度：60.3%、平成28（2016）年度：58.7%、平成29（2017）年度：95.0%）の集客率の平均値63.9%を上回る80.0%を目標値とする。



「組踊特別鑑賞会」(H30)



学校芸術劇場「星と歩いた白象」(H28)

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・音楽の街（日本のウィーン）を目指してほしいと思います。

施策7 豊かな心を育む読書活動の推進

◆目指す姿

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が読書に親しむ環境が整っています。
- ・読書、創作活動を通して、言葉、感性、表現力、創造力豊かな人材が育成されています。

◆現状

読書活動を通じて、心豊かな人材を育成するとともに、人生をよりよく生きていけるよう、子どもから高齢者まで、全ての市民が身近なところで本に触れ、親しむことができる読書環境の整備を行っています。

また、乳幼児期から本に触れる機会を提供するため、ブックスタート、セカンドブック、動く絵本館「みなよむ号」の保育園・幼稚園・こども園、イベント等への派遣を行っているほか、市民の創作活動への意欲を高めるため、平成22（2010）年から童話作家による「創作童話ワークショップ」を開催しています。

◆課題

テレビ、インターネットなど、様々な情報メディア等の普及、発達により、生活環境が年々多様化する中、「活字離れ」「読書離れ」が問題となっています。

子どもから高齢者まで、全ての市民が読書に親しめるよう、これまでの読書のまちづくりの理念を踏まえ、本の楽しさを知り、本に触れる機会を設け、継続して家庭、学校、図書館で読書活動に取り組むことが必要です。

また、利用したくなる図書館づくりに取り組むとともに、身近な地域における読書環境の更なる充実が求められています。

施策区分1：学校における読書活動の推進

【目的】

子どもたちが本を手に取り読書の機会が増えることは、創造力や豊かな心の育成、自発的な学習意欲、複眼的思考等の育成につながります。

学校においては、学校図書の充実と併せて、読書時間の設定や読み聞かせなど、児童生徒が学校で本に触れ、親しむ機会を積極的に創出し、読書活動を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
学校図書館における児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	冊	58	60
学校図書館で貸出冊数が月平均1冊未満（年間12冊未満）の児童生徒の割合	%	26.7	25.0

施策区分2：図書館を核とした市民読書活動の推進

【目的】

図書館においては、全ての市民が読書活動等を通じて心豊かに生きていく力を養うため、魅力ある図書資料の収集、乳幼児期から本に触れる機会の提供等を通して、あらゆる年代が本に触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことのできる読書環境づくりに努め、図書館の利用促進を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市民1人当たりの年間貸出冊数	冊	4.05	4.50
図書館利用率（図書館利用者数／人口）	%	9.62	10.00



みな図書まつり



みなよむ号

施策区分3：読書・創作活動の推進

【目的】

市民の豊かな表現・思考・他者とのコミュニケーション能力を育むため、五感を使って自ら物語を想像（創造）し、創作する機会を、子どもから高齢者まで広く市民に提供するなど、水俣独自の特色ある読書・創作活動を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
読書・創作事業参加者数	人	385	400



創作童話ワークショップ

施策8 共生社会の推進

◆目指す姿

- ・それぞれの立場や考え方等、あらゆる「違い」を認め合い、互いの人権が尊重されています。
- ・「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」が実現しています。
- ・多様な文化に対する理解が進み、国際感覚豊かな市民が増えています。

◆現状

市民の人権意識を高めるため、地域人権教育指導員※1を配置し、人権啓発に関する研修会を実施するとともに、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進しています。

また、平成17（2005）年の水俣市男女共同参画都市宣言の実現を目指して、第3次水俣市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画週間における講演会を開催するなど、市民への啓発を行っています。

国際交流等については、平成8（1996）年にデボンポート市（豪州）と姉妹都市協定を締結し、これまで20年以上にわたり交流を行っているほか、近年は水俣環境アカデミアを拠点とし、海外の大学、研究機関と連携した国際的事業を実施しています。

◆課題

市民の人権意識等を高めるため、各種事業の周知・広報を強化し、より多くの市民の関わりを促することで、それぞれの立場や考えが違っても、互いを認めあうことで、明るく住みやすい地域社会を築いていく必要があります。

また、男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、性別に関わりなく個性と能力を發揮できる多様な生き方を選択できるよう、家庭や地域、職場等における環境の整備が進んでいくこと、市の審議会や委員会、地域等の役員への女性の登用が増えていくことが大切です。

なお、国際交流については、水俣環境アカデミア等の地域資源を活用し、市民が多様な文化に直接触れる機会を創出することで国際理解を促進し、多文化共生社会※2の構築につなげていくことが必要です。

施策区分1：互いを認めあう社会づくり

【目的】

市民の人権意識を高めるため、人権啓発に関する研修会を実施することで、互いの違いを理解し、認めあえる人権意識の醸成に努めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣・芦北人権教育研究大会参加者数（市民）	人	138	150



人権教育研究大会（H30）



菊池惠楓園訪問学習

施策区分2：男女で共に支えあう社会づくり

【目的】

平成28（2016）年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、女性の活躍が一層期待されています。本市においても、男女が共に支えあう社会づくりを総合的かつ計画的に推進していくために、男女共同参画計画を策定し、施策を推進していきます。

＜関連計画＞ 第3次水俣市男女共同参画計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市の審議会等における女性の登用率	%	23.0	25.0



施策区分3：多文化共生の推進

【目的】

姉妹都市交流事業、水俣国際交流協会※3と連携した各種国際交流事業及び水俣環境アカデミアにおける国際的事業を通じ、市民が外国人や外国の文化に直接触れあう機会を創出することで、多文化共生社会に向けた市民の国際理解を促進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣国際交流協会の会員数	人	56	68

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）



姉妹都市交流事業（デボンポート高校来水）



水俣環境アカデミア（さくらサイエンスプラン）

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・誰もが互いを認め、活気あふれる生活をしている水俣であってほしいです。
- ・様々な国、地域と交流ができるまちを望みます。

《用語説明》

- ※1 地域人権教育指導員：市町村教育委員会が任命する非常勤職員で、人権尊重の精神の涵養を図る教育や啓発のための講座の実施や指導助言、また、市町村の人権教育・啓発推進上の成果と課題の把握などの業務を行っています。
- ※2 多文化共生社会：国籍や民族などが異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。
- ※3 水俣国際交流協会：地域に密着した国際交流を推進し、世界に開かれたまちづくりに寄与することを目的に平成7（1995）年に設立された団体。

第1期 基本計画

第3章 住み慣れた地域で いきいきと暮らせる まちづくり (保健・医療・福祉)

施策1 子ども・子育て支援の充実

◆目指す姿

- ・誰もが安心して子どもを産み、育てていく環境が整っています。
- ・次世代を担う子どもたちを、家庭や地域全体で見守り、育て、支えています。
- ・全ての子どもたちが笑顔で生活しています。

◆現状

本市は、教育・保育施設等※の待機児童がなく、恵まれた自然の中で、のびのびと子どもを育てることができます。 [※平成31（2019）年3月現在、認可保育所6園、私立幼稚園3園、認定こども園5園]

しかしながら、過疎化、少子化、核家族化、家族の働き方の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、教育や保育に対するニーズが多様化しています。

このような中、子育ての孤立感や経済、養育面での不安感など、保護者の子育てに関する悩みや課題も多様化しています。

また、平成28（2016）年の児童福祉法等の一部改正で、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の設置に係る努力義務が法定化され、2020年度末までに全国展開を目指すこととなっています。

◆課題

社会情勢の変化等に伴い、教育・保育に関するニーズが多様化している中、核家族や共働き世帯の増加、小学校部活動の社会体育移行などの動きもあり、子どもたちの放課後等の居場所づくりが課題となっています。

多様な保護者の子育てに関する悩みや課題に対応するため、相談・連携・支援体制を更に充実させる必要があるほか、地域子育て支援拠点である「水俣市こどもセンター」の機能充実など、子どもたちへの支援はもちろん、安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが求められています。

また、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、関係機関と情報を共有、連携し、切れ目ない支援を確保する仕組みづくりが必要です。

施策区分1：子どもへの支援と子育てしやすい環境の充実

【目的】

多様な教育・保育ニーズに対応するため、引き続き、保育所、幼稚園及び認定こども園による質の高い教育・保育を提供するほか、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、子育て支援サービス等の充実に努めます。

併せて、学童クラブ等、子どもたちの放課後等の居場所づくりの充実を検討するほか、子ども医療費助成制度の拡充、予防接種助成対象の拡充など、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

＜関連計画＞ 子ども・子育て支援事業計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
子育て支援サービス等が充実し、子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (子育て支援サービスの満足度)	%	10.9※	50.0
子ども医療費助成制度の拡充 (対象年齢の拡大)	—	中学3年生まで (満15歳まで)	高校3年生まで (満18歳まで)
インフルエンザ予防接種(任意)助成対象の拡充(対象年齢の拡大)	—	中学3年生まで (満15歳まで)	高校3年生まで (満18歳まで)

※ 本市との連携協定に基づき慶應義塾大学が全世帯を対象に実施した水俣市民意識調査(平成28(2016)年12月～平成29(2017)年1月)結果を基準値とした。



学童クラブ

施策区分2：子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実

【目的】

子ども・子育てに関する悩みや課題の解決に向け、相談・連携・支援体制の充実に努めます。

支援を必要とする家庭(子ども)については、関係者や関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めるとともに、「水俣市こどもセンター」の機能充実を図ります。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」や、子ども等に対する必要な支援を総合的かつ適切に行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

＜関連計画＞ 子ども・子育て支援事業計画(こどもセンター管理運営計画)

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
「子育て世代包括支援センター」の設置	—	未設置	設置
「子ども家庭総合支援拠点」の設置	—	未設置	設置
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）の利用登録者数	人	267	350



こどもセンター



こどもセンター

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・乳幼児期の早期療育体制を整備してほしいです。
- ・高校生までの医療費の無料化を望みます。
- ・子育て中の母親が子連れで息抜きできる場（カフェなど）の充実を望みます。

施策2 健康づくりの推進

◆目指す姿

- ・生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少し、健康寿命が延伸することで、全ての市民が生涯にわたっていきいきと暮らしています。
- ・全ての市民が健全な食習慣を身につけ実践できています。
- ・乳幼児期から思春期までの子どもが健全な生活習慣を確立し、健やかに育っています。

◆現状

全国的な課題でもある、がんや生活習慣病は、本市においても患者数が増加しており、医療や介護等社会保障費の問題となっています。

熊本県衛生統計年報によると、本市の平成28（2016）年度の主な死因別死亡割合は、がん28.0%、心疾患14.8%、脳血管疾患9.6%となっており、この3大死因が全体の約半数を占めています。これらの危険因子となる高血圧・糖尿病・脂質異常症等の生活習慣病は食生活の乱れや運動不足、多量飲酒、喫煙等の生活習慣が関与しています。

健康寿命を延伸するためには、高齢者の予防・健康づくりの推進が重要とされ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施が求められています。

また、母子保健法に基づく、「母子健康包括支援センター」の設置が平成29（2017）年4月から市町村の努力義務となっています。

◆課題

市民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、それをライフステージに合わせて継続的に実践できる取組が必要です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施により、予防・健康づくりを推進する取組が必要です。

そのため、健康診査・保健指導、健康教育、健康相談等を総合的に展開し、特定健診及びがん検診受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症や重症化予防対策を推進していく必要があります。

母子保健については、関係機関と情報を共有、連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を確保する仕組みづくりが必要です。

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

施策区分1：生活習慣病の発症予防と重症化予防

【目的】

医療保険・介護保険における予防・健康づくりを一体的に実施し、予防・健康づくりを推進します。死因の多くを占める、がんの早期発見のため、胃がん内視鏡検査の導入等、検診体制の見直しや健診受診者を評価する健康ポイント制度の導入により、がん検診及び特定健診受診率の向上に向けた取組を行います。また、市民の健康ニーズを把握しながら、ライフステージに応じた健康増進の取組を関係機関と連携して進めます。

<関連計画> いきいきみなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
3大死因による死亡者の割合	%	52.4 (2016年度)	48.7
特定健診※受診率	%	31.0	55.0



健康診査時の保健指導

施策区分2：食育の推進

【目的】

健全な食生活は私たちの健康な体をつくり、育て、平穏な日常を送るために不可欠です。市民の食生活の現状を踏まえ、ライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向け、市民生活の場の多様な関係者と連携して食育を推進します。

<関連計画> いきいきみなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
朝食を毎日食べさせる保護者の割合 (乳幼児期) ※乳幼児健康診査生活習慣調査	%	92.5	100
朝食を毎日食べる子どもの割合 (小・中学校) ※熊本県食育推進に関する調査	%	79.6	100



減塩啓発キャラクター（良塩くん・うすあん）

施策区分3：母子保健の推進

【目的】

妊娠期から適切な生活習慣を送ることが、母体の健康や乳幼児期の適切な生活習慣の確立につながるため、子どもの頃から生活習慣病予防の取組を推進します。
健康づくり、子育て情報を効果的に届ける電子母子手帳の導入等、市民ニーズに応じた妊娠・出産・子育ての包括的支援を関係機関と連携して推進します。

<関連計画> いきいきみなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
低出生体重児の割合	%	5.85	減少（基準値比）
1歳6か月・3歳6か月健診における朝食を毎日食べる児の割合	%	93.6（1歳6か月）	100
		91.3（3歳6か月）	100
1歳6か月・3歳6か月健診における21時までに就寝する児の割合	%	57.3（1歳6か月）	60.0
		25.4（3歳6か月）	40.0
肥満傾向の子どもの割合（小学5年生）	%	12.6	減少（基準値比）
「子育て世代包括支援センター」の設置 (再掲)	—	未設置	設置



乳幼児健康診査時の保健指導

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・予防医療の充実が必要だと思います。
- ・公民館などで運動指導などを行い、自然と運動する環境づくりを行ってはどうでしょうか。

《用語説明》

※ 特定健診：厚生労働省により平成20（2008）年度から実施が義務付けられた、内臓脂肪肥満に着目した健康診査のこと。

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

施策3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実

◆目指す姿

- ・市民の安全・安心な暮らしが確保されています。
- ・24時間365日対応の二次救急医療※1体制が整っています。
- ・県境を越えた医療連携が図られています。

◆現状

本市は、病床数、病院勤務医等の医療資源は全国的にみて高いレベルにあり、医療については恵まれた地域です。しかし、総合医療センターにおいて、常勤専門医が不在の診療科があるなど、課題も残されています。

総合医療センターは、平成23(2011)年に地域医療支援病院※2の承認を受け、水俣・芦北圏域の医療・保健機関等と連携し、運営委員会を年4回、研修会を年100回ほど開催しています。

また、過疎化が進むこの地域においては県境を越えた医療連携が必要であることから、平成25(2013)年から、出水・伊佐圏域の関係者も運営委員に就任しています。

◆課題

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け「地域医療構想」の中では、高齢者の慢性疾患の罹患率の増加による疾病構造の変化、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加等、急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応が求められています。

圏域の地域医療を支える拠点病院として、総合医療センターの役割は重要であり、今後も地域医療支援病院承認の継続が必要です。

また、芦北医療圏では急性期機能※3と慢性期機能※4は過剰となっており、高度急性期機能※5は不足していることから、今後の地域医療を充実させるために適正な機能分化が求められています。

施策区分1：地域医療支援病院としての役割の充実

【目的】

地域医療支援病院として、地域の医療機関等と連携し、紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供、医療機器等の共同利用の実施、地域の医療従事者の資質向上を図るための研修会の実施等、地域医療の質の向上と均てん化※6を図ります。特に救急医療の提供では、24時間365日の体制を維持するため医師等の確保に努め、今後病床数の削減を求められる中で、継続して地域医療支援病院として承認を受けられるよう取り組みます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域医療支援病院の承認継続	—	承認	承認

施策区分2：地域医療構想の達成に向けた病床機能分化と連携の推進

【目的】

芦北医療圏で不足している高度急性期機能の充実を図り、必要な医療資源を適切に投入し、患者の居宅等への早期の復帰を進めます。

また、これまで以上に他医療機関等との連携を深め、様々な問題解決を図り、地域医療の充実を目指します。

＜関連計画＞ 国保水俣市立総合医療センター新改革プラン

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域包括ケア病棟※7 稼働率	%	72.0	90.0
HCU※8 病床稼働率	%	—	85.0
紹介率・逆紹介率※	%	56.8・91.1	55.0・90.0

※ 地域医療支援病院の要件：紹介率50%、逆紹介率70%



【ワークショップに参加した市民の声】

- ・総合医療センターの医師数の増加、駐車場不足の解消、待ち時間の短縮などを望みます。
- ・水俣は人口に対して病院が多いと感じています。

《用語説明》

- ※1 二次救急医療：入院治療や手術を必要とする症例に対応する救急医療のこと。
- ※2 地域医療支援病院：地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的要件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する病院のこと。
- ※3 急性期機能：状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能のこと。
- ※4 慢性期機能：長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能のこと。
- ※5 高度急性期機能：状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能のこと。
- ※6 均てん化：主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差をなくし、全国どこでも等しく高度な医療を受けることができるようすること。
- ※7 地域包括ケア病棟：急性期医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行う病棟のこと。
- ※8 HCU（ハイ・ケア・ユニット）：緊急の状態を脱した患者が一般病棟に転棟できるように支援を行う高度治療室のこと。高度急性期機能を担う。

施策4 高齢者福祉の充実

◆目指す姿

- ・生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少し、健康寿命が延伸することで、全ての市民が生涯にわたっていきいきと暮らしています。(再掲)
- ・高齢者が元気に老い、いきいきと生きがいを持って生活しています。
- ・認知症になっても地域で安心して暮らせる体制が構築されています。
- ・高齢者が地域の様々な人たちと、支えあいながら生活しています。
- ・高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活しています。

◆現状

本市の平成29(2017)年9月の高齢化率は37.2%で、県平均・全国平均を大きく上回っているほか、要支援・要介護認定者数は2,049人となっており、近年は2,000人前後で推移しています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年度の高齢化率は42.7%、要介護・要支援認定者数は2,360人程度にまで達すると予想されています※。 [※第7期ひまわりプランから引用]

◆課題

高齢者の地域での暮らしを公的サービスだけで支えていくことは、ますます困難になっていくと考えられます。高齢者ができる限り地域で自立した生活を送れるよう、健康寿命を延ばす取組、要介護状態の予防・重度化の抑制、高齢者の生きがい・仲間づくりの推進、社会参加・就労の促進などが必要です。

また、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題が顕在化していくことが懸念されることから、認知症支援策の推進や、地域住民などによる支援及びネットワークを構築するとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしく生活できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化が求められています。

施策区分1：元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり

【目的】

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進、社会参加・就労の促進のために、高齢者自身の経験などを活かせる機会や場の提供・地域社会に貢献できる仕組みの構築に取り組みます。

また、日常生活支援・介護予防事業に積極的に取り組み、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していきます。

<関連計画> 第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
3大死因による死亡者の割合（再掲）	%	52.4（2016年度）	48.7
通いの場（まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園）に参加している高齢者の数	人	734	924
水俣・津奈木シルバー人材センター会員数	人	361	451



もやい・ふれあい菜園

施策区分2：もやい・ふれあい・支えあいのまちづくり

【目的】

高齢者が要介護状態や認知症になっても、地域で安心して生活していくために、認知症支援策・高齢者の権利擁護の取組を推進していくとともに、元気高齢者をはじめとした住民主体の活動やNPO法人、社会福祉法人、民間企業、地縁組織等、多様な主体による多様な生活支援サービス提供体制の確立に向けて取り組みます。

＜関連計画＞ 第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
見守り協定締結事業者数	団体	—	25
認知症サポーター※数（累計）	人	7,875	10,400
成年後見制度利用促進基本計画の策定	—	未策定	策定



認知症地域支援フォーラム



認知症サポーター養成講座

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

施策区分3：地域包括ケアシステムの推進等による安心のまちづくり

【目的】

全ての高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた自宅や地域で自分らしく、安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。

また、高齢者福祉サービスの更なる充実と介護保険制度の安定した運営に努めています。

さらに、地域包括ケアシステムの考え方をまちづくりの一環として、本市で暮らす全ての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り支えあう、地域共生社会の実現を目指します。

<関連計画> 第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域包括支援センターの総合相談件数	件	1,686	2,000



認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・元気な高齢者が働ける仕組みづくりが必要だと思います。
- ・慢性的な現場の人手不足を感じます。

《用語説明》

※ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。

施策5 障がい者福祉の充実

◆目指す姿

- ・障がい者（児）が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、いきいきと暮らしています。
- ・障がい者（児）が、住み慣れた地域で生きがいをもって働いています。
- ・障害福祉サービスの各種制度の充実が図られています。

◆現状

平成18（2006）年度の障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神の障がい種別を問わず、障がい者（児）の自立した生活を支援していく仕組みが確立され、平成25（2013）年度の障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等が追加されました。

本市の障がい者の現況は、平成30（2018）年4月現在、身体障害者手帳所持者は1,789人、療育手帳所持者は420人、精神障害者保健福祉手帳所持者は349人となっており、近年、障がいの重度化・重複化の傾向がみられる中、障がい者（児）への理解や支援はいまだ十分とは言えません。

また、障がい者（児）の主体性と自主性を確保し、各人の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加できる環境づくりが求められています。

◆課題

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送るためには、適切な助言等を受けられる環境の整備が必要であり、多種多様な相談に対応できるよう関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図っていくことが求められています。

また、障がい者の雇用機会の増加や就労意欲の向上により、就労希望者の増加が予想される中、それぞれの特性と能力に応じた職業に就き、自立と社会経済活動への参加を促進するとともに、一般就労はもとより、福祉的就労を含め、総合的に障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

施策区分1：障がい者を支える相談支援の充実

【目的】

障がい者（児）が、住み慣れた地域において自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談や、保健・医療・福祉サービスの情報提供及び利用援助を行う、総合的かつ専門性の高い相談支援が必要であることから、今後一層の相談支援体制の充実を図ります。

<関連計画> 水俣市障がい者計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
障害者相談支援の利用者数	人	576	672
障害児相談支援の利用者数	人	276	384

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

施策区分2：障がい者の雇用・就労の推進

【目的】

官民をあげて、障がい者の雇用・就労について一層の理解を深め、公共職業安定所等とも連携しながら、就労意欲のある障がい者の就労機会の確保に努め、法定雇用率（平成30（2018）年4月現在：民間企業2.2%、地方公共団体2.5%、県教育委員会2.4%）の達成に努めます。

また、一般就労が困難な場合、必要に応じて福祉的就労が可能になるよう支援していきます。

<関連計画> 水俣市障がい者計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
障がい者の一般就労への移行者数	人	0	6
障がい者の就労系サービス利用者数	人	2,388	2,775



施策区分3：障がい福祉サービスの整備・充実

【目的】

障がい者（児）が、ノーマライゼーション※の理念のもと、地域の一員として参加できる社会づくりを推進し、慣れ親しんだ地域で、家族や地域の人たちと生活する在宅福祉の充実を図るとともに、各種障がい福祉サービスを推進します。

<関連計画> 水俣市障がい者計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
自立支援給付サービス利用者数	人	403	443
障害児通所支援サービス利用者数	人	82	107



【ワークショップに参加した市民の声】

- ・バリアフリーが進んでおらず、障がい者に対する差別・偏見が少なからずあると思います。
- ・障がいに対する正しい知識や情報を習得し、障がいがある人にやさしいまちにしたい。



《用語説明》

※ ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本理念のこと。

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

施策6 生活困窮者等の自立支援

◆目指す姿

- ・生活に困窮したとき、気軽に相談できる場所があります。
- ・自立に向けた支援体制の充実が図られています。

◆現状

生活困窮者は、家庭や生活の面で様々な問題を抱えている場合が多く、単に就労につなげるだけでなく、その人に合った自立支援を行う必要があります。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の相談を受ける窓口として、国から「生活困窮者自立支援事業」の実施が義務付けられており、本市においても、社会福祉士などの資格を持ったスタッフによる包括的な相談支援を行っています。

なお、生活保護を受給している人（生活保護受給者）に対しては、ケースワーカーを中心に関係機関との連携のもと、就労支援等の自立に向けた援助を行っています。

◆課題

生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮に関する相談窓口の一元化（ワンストップ）を図るために、市民への周知を推進する必要があるほか、関係機関（社会福祉協議会や公共職業安定所等）との連携を密にし、個々の希望や状況に応じた支援を行う必要があります。

また、生活保護受給者に対しては、本人の稼働能力に応じた就労援助を行い、自立に向けた支援を継続していく必要があります。

施策区分1：生活困窮者の相談窓口の一元化

【目的】

様々な要因から生活に困窮している人の社会的・経済的自立に向け、関係機関との連携を図りながら、相談から自立まで個々のニーズに応じた継続的な支援（就労準備支援、家計相談支援、学習支援、住居確保給付金）を行います。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
生活困窮者相談件数	件	55	66

施策区分2：生活保護受給者等への就労支援

【目的】

健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度を適正に運用し、生活保護受給者の自立助長を図ることはもとより、生活保護受給者や児童扶養手当受給者などに対し、福祉事務所の就労支援員や婦人相談員などが、公共職業安定所と連携して個々の希望・状況に沿った就労情報を提供し、経済的自立の助長を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
生活保護受給者の就労件数	件	21	25
児童扶養手当受給者の就労件数	件	8	9

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・生活困窮者への支援を望みます。



施策7 年金、医療保険制度の適正運営

◆目指す姿

- 各制度の周知促進により、制度に対する市民の理解が深まっています。
- 各制度に対する市民の理解が深まり、制度が適正に運営されています。
- 生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少することで、健康寿命が延伸し、医療費の適正化が図られています。

◆現状

国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの公的制度は、市民の健康や将来の安心を確保する重要な役割を担っています。

国民健康保険は、被保険者数が年々減少する中、国民健康保険税収も減少傾向にあります。

また、本市における国民健康保険の1人当たり医療費は増加傾向にあり、国内・県内で最も高い水準となっているほか、後期高齢者医療の1人当たり医療費についても、国や県と比較して高い水準にあります。

◆課題

保険税（料）の収納率向上のため、各制度の適切な情報提供により、制度に対する市民の理解を促進していくことが必要です。また、医療費の適正化は喫緊の課題であり、健（検）診や保健指導などによる市民の健康づくりへの取組も必要です。

後期高齢者医療制度については、運営主体である後期高齢者医療広域連合※と連携しながら各種事業を実施することで、制度の円滑な運営に努めるとともに、国民年金制度については、市民への周知促進に向けた相談業務を適切に実施していくことが必要です。

施策区分1：国民健康保険制度の安定的運営と医療費の適正化

【目的】

国民健康保険税収納率を維持・向上させるため、適切な情報提供と事務処理に努めます。

また、医療費の適正化のため、予防・健康づくりの動機付け（インセンティブ）を推進する取組等を行います。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
国民健康保険特別会計における単年度収支	千円	62,549	黒字決算
国民健康保険税収納率（一般：現年度分）	%	96.79	基準値以上
特定健診受診率（再掲）	%	31.0	55.0

施策区分2：後期高齢者医療制度の安定的運営

【目的】

制度に対する市民の理解促進及び保険料収納率の向上のため、後期高齢者医療広域連合と連携し、窓口相談や説明会を実施するなど、市民への周知・啓発に努めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
後期高齢者医療制度説明会の参加率	%	77.5	90.0
後期高齢者医療保険料収納率（現年分）	%	99.8	基準値以上

施策区分3：国民年金制度の周知・啓発

【目的】

制度に対する市民の理解促進と保険料収納率の向上のため、日本年金機構と連携し、市民にわかりやすい相談業務を実施していくことで、制度の周知・啓発を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
国民年金保険料収納率（現年分）	%	72.2	75.0



【ワークショップに参加した市民の声】

- ・医療費抑制のため、予防医療を充実してほしいです。
- ・高齢化が進む中、医療費をどれだけ抑えられるかが重要だと思います。

《用語説明》

※ 後期高齢者医療広域連合：高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、加入者（市町村）が共同で後期高齢者医療制度を円滑に進めるために設立された保険者ことで、各都道府県に1団体設立されている。

第1期 基本計画

第4章 次代へつなぐ 環境づくり (環境)

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進

◆目指す姿

- ・水俣病相談窓口を中心とした各種支援により、支援を必要とする市民が安心して暮らせる社会になっています。
- ・市民がそれぞれの立場を理解し、互いのことを思いやりながら一緒に生活できる社会になります。
- ・水俣病で犠牲になった全ての生命の慰靈を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らし続けることにより、水俣病の教訓が生かされています。
- ・水俣病問題の歴史と教訓に関する情報が広く発信されています。

◆現状

水俣病は、生態系の破壊や健康被害のみならず、差別・偏見、地域社会の崩壊など、自然と人との関係、人と人との関係に様々な影響、被害を及ぼしました。公式確認から60年以上経過している現在でも、全面解決には至っていない現状があります。

水俣病の発生により被害を受けた人々が、地域で安心して暮らしていくことができるよう様々な支援を行っています。

併せて、地域社会を再生・振興していくため、様々な主体が対話、交流、協働作業などを通じ、「もやい直し※」を推進しています。

水俣病資料館には平成5（1993）年1月の開館以降、年間約4万人の来館者があり、展示案内や語り部講話等の実施により、水俣病問題の歴史と教訓について発信しています。

しかし、現在もなお、水俣病の被害を受けた地域や被害者に対する偏見等が残っています。

世界各地での環境汚染の発生、地域住民が被害を受けている状況も依然続いています。

◆課題

水俣病の被害を受けた人々の、症状の悪化に伴う日常生活への不安、介護する親世代の高齢化に伴う将来への不安等の問題に対し、各種救済制度の説明や相談対応、要望等の把握、不安解消に向けた関係機関との連携機能を持つ相談窓口が必要です。

また、水俣病で犠牲となった全ての生命に対する慰靈については、風化させることなくつないでいく必要があります。

なお、公害問題への理解が十分でないことから、被害を受けた地域や被害者に対する偏見、各国での水銀による環境汚染等の問題が残されています。

「公害の原点」とも呼ばれる水俣病が発生したこの地域から、公害問題についての適切な情報を国内外へ向けて発信することにより、偏見・差別の解消と環境保護に向けた社会意識を醸成していく必要があります。

施策区分1：水俣病被害者の支援

【目的】

水俣病被害者救済のための各種制度の内容、手続きの説明、書類の受付等を行う相談窓口体制を維持します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣病相談対応件数	件	2,514	2,500

施策区分2：水俣病犠牲者の慰霊

【目的】

水俣病で犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、世界で類例を見ない公害である水俣病を経験した水俣から、同様の産業公害がこの地球上で二度と起こることがないよう、その教訓を発信します。

併せて、多様な市民が協力して事業に取り組むことで、地域の再生・振興、水俣病問題の早期解決を後押ししていきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣病犠牲者慰霊式の参加者数	人	700	基準値の維持
火のまつりの参加者数	人	300	基準値の維持



水俣病犠牲者慰霊式



火のまつり（リグラス）

施策区分3：公害・環境学習の推進

【目的】

水俣病問題の歴史と教訓を将来にわたって発信し続けるため、歴史上重要な基礎資料の収集と保存、水俣病に起因する各種影響と地域社会の再生に関する情報発信に取り組みます。

<関連計画> 第六次水俣・芦北地域振興計画

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣病資料館入館者数	人	41,250	44,000
語り部講話聴講者数	人	25,735	26,000
各種学習資料の送付・貸出件数	件	—	300
水俣病資料館のホームページアクセス件数	件	224,246	240,000



水俣病資料館（展示）



語り部講話

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・世界中の人が水俣病を学べる機会を積極的に作れたらいいと思います。
- ・もやい直しの継続を望みます。



水俣病資料館

《用語説明》

※ もやい直し：「もやい」とは、船と船をつなぐことや共同で行うことを指す。ここでは、人ととのつながりを結び直すことを「もやい直し」と言う。

施策2 循環型社会の形成

◆目指す姿

- ・市民、行政、事業所が協働でゼロ・ウェイストのまちづくりに取り組んでいます。
- ・ごみの高度分別による循環型社会の形成を推進します。
- ・水俣市岡山不燃物埋立処分地（最終処分場）の延命化が図られています。
- ・食品ロスが低減されています。

◆現状

本市では、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、ごみ処理を焼却と埋立に頼らない仕組みをつくる「ゼロ・ウェイストのまちづくり」に取り組んでいます。

ごみの高度分別及び収集については、平成30（2018）年11月現在、各家庭から出たごみを21品目に分別した後、回収が行われ、資源の有効利用を推進しています。

また、家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を行っており、各家庭で生ごみを処理することで、ごみの排出量の削減を進めているほか、家庭及び事業所から排出されるごみの適正分別を推進するため、クリーンセンター内プラットホームでの分別指導、地域のごみステーションでの不適切排出への指導を行っています。

さらに、「ごみ減量女性連絡会議」など、市民と協働で、市内事業所や市外からの訪問者に対するごみ減量のための情報発信や、ごみの排出抑制を推進しています。

◆課題

市民、行政、事業所が協働でゼロ・ウェイストのまちづくりを推進していくため、環境に配慮した消費行動や、持続可能なライフスタイルへの理解を促進していく必要があります。

また、現在各家庭から出される可燃ごみの中には、リサイクル可能な資源ごみが含まれているため、今後は、現在の分別体系を見直し、誰でも容易に分別することができ、市民に負担がかからない分別体系にしていくとともに、事業所へごみの適正分別の啓発活動を行っていく必要があります。

なお、分別収集されたものが、どのような製品に生まれ変わっていくかなどについて、市民にわかりやすく示していく必要があります。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策区分1：ゼロ・ウェイストの推進

【目的】

焼却と埋立に頼らないごみ処理の仕組みである「ゼロ・ウェイストのまちづくり」を目指し、ごみ減量に向けた取組を進めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
マイバッグ持参率	%	90.4	基準値以上
キエ一口の普及率	%	2.23	10.0



キエ一口

施策区分2：ごみの分別適正化と減量

【目的】

家庭、地域、事業所において、適切なごみ分別、処理を促進し、資源の有効利用、ごみの排出抑制などに取り組むとともに、ごみ減量のための情報発信及び普及啓発活動を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市一般廃棄物処理基本計画・実施計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
不適切排出及び不適切搬入の指導件数	件	108	48
燃やすごみの総量	トン	3,899	3,500
生ごみの排出量	トン	1,168	1,110
リサイクル率	%	41.6	45.0



資源ごみ収集の様子

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・高齢者のごみ分別が大変だと感じています。
- ・ごみ分別の結果（成果）が見えないと感じています。



第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策3 低炭素社会の実現

◆目指す姿

- ・持続可能な低炭素社会が構築されています。
- ・再生可能エネルギーの導入促進が進み、温室効果ガス排出量が削減されています。

◆現状

本市は、平成20（2008）年に国の環境モデル都市に認定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組む自治体として、市全体の温室効果ガス排出量を、基準年度の平成17（2005）年度から2050年度までの間に50%削減するという目標を掲げ、具体的な行動計画を策定し、持続可能な低炭素社会の実現を目指しています。

基準年度の温室効果ガス排出量17.6万トンに対し、産業・運輸・業務・家庭部門などを合計した平成27（2015）年度の排出量は12.8万トン※であり、約27%の削減を達成しています。

[※基準年度の排出係数により推計]

◆課題

人口減少等の要因により温室効果ガス排出量は、ゆるやかな削減が見込まれるもの、市が掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成するには、市民一人ひとりの主体的行動、市民・企業・関係団体・行政等の連携した取組が求められます。

ビジネススタイル・ライフスタイルの転換を図り、省エネ機器や設備等の導入を積極的に進め、温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、市域の75%を占める森林の計画的な除間伐、増植林等の適正管理により、森林による温室効果ガスの吸収効果を高める必要があります。

施策区分1：地域における温室効果ガス排出量の削減

【目的】

産業・運輸・業務・家庭の各部門において、高効率・省エネ機器への転換や、再生可能エネルギーの導入促進を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

<関連計画> 水俣市環境基本計画、水俣市環境モデル都市行動計画（アクションプラン）

成果指標	単位	基準値（2005年度）	目標値（2022年度）
市全体の温室効果ガス排出量の削減率 (対基準年度比)	%	—	33.0



電気自動車（市所有）

施策区分2：公共施設における温室効果ガス排出量の削減

【目的】

公共施設における環境負荷の低減を図るとともに、計画的に再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー設備等の導入を進めます。

<関連計画> 水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）

成果指標	単位	基準値(2005年度)	目標値(2022年度)
公共施設の温室効果ガス排出量の削減率 (対基準年度比)	%	—	18.5



太陽光パネル（公民館・図書館）

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・気候変動の問題に関心があります。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策4 生活環境の保全

◆目指す姿

- ・適切な環境保全活動により、快適な生活環境が整備されています。
- ・健全な水循環の保全、整備、公衆衛生の向上及び居住環境の改善が図られています。

◆現状

水質、土壤、大気質の環境基準については、おおむね良好な状態ですが、部分的に公共水域の保全や騒音振動について懸念される箇所が存在します。

また、本市は山間部が多いため、不法投棄が起きやすい環境といえます。

汚水分の公共下水道については、認可区域の約 90%で整備が完了し、計画区域外においては合併処理浄化槽の設置を促しています。

しかしながら、本市の平成 29（2017）年度の汚水処理人口※1 は 66.3%となっており、県平均の 86.8%より低い状況です。

なお、終末処理場等施設の老朽化に伴う更新工事も必要になってきています。

◆課題

本市には、新幹線や高速道路が通っているため、これらの騒音を監視していく必要があるほか、事業所や道路の騒音振動が苦情につながっているケースがあります。

また、山間部の不法投棄はもちろん、市街地でもポイ捨てや悪質な不法投棄が発生しており、改善が必要です。

公共下水道の汚水の処理機能を安定的に保つため、老朽化した施設や管路のストックマネジメント※2による長寿命化の実施が課題となっています。

加えて、汚水処理人口の向上も課題となっています。

施策区分1：水質・土壤・大気環境等の保全

【目的】

市内の生活環境を監視するための環境分析事業として、水質分析、新幹線騒音振動測定、事業所夜間騒音測定、自動車騒音測定及び煤煙測定を実施し、必要に応じて指導を行います。

また、不法投棄の根絶を目指してパトロールを行うとともに、悪質な事例については警察等と協力し、解消していくよう努めます。

<関連計画> 第2次水俣市環境基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
環境分析調査数	箇所	57	57
不法投棄物処理重量	トン	15.1	10.0



新幹線騒音振動測定



不法投棄

施策区分2：公共用水域の水質保全

【目的】

下水道計画区域内における下水道への接続の啓発を図り、下水道計画区域外における合併処理浄化槽設置を推進していきます。

また、終末処理場等の下水道施設の老朽化に係るストックマネジメントの取組を推進します。

<関連計画> 公共下水道事業計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
汚水処理人口普及率	%	66.3	67.5

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・ポイ捨てをしている人がいます。
- ・地域環境の保全活動を今後どうするか考える必要があると思います。

《用語説明》

※1 汚水処理人口：市民がどれくらい汚水を適切に処理しているかを表した率のこと。汚水処理人口普及率は、下水道処理人口の他に農業・漁業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。
汚水処理人口普及率（%）＝（下水道処理人口＋農業（漁業）集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）／行政人口

※2 ストックマネジメント：構造物や施設の機能判断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（生涯費用）を低減するための技術体系及び管理手法のこと。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策5 協働による環境保全活動の推進

◆目指す姿

- ・市民と行政の協働により、豊かな自然が維持されています。
- ・住民主体による花と緑のまちづくりが推進されています。

◆現状

自然環境の保全については、毎年実施している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」に多くの市民が参加しています。

市の面積の多くを占める山林を適切に維持管理することは、水源かん養機能の向上や防災面からも重要ですが、少子高齢化等の影響により維持管理が困難となっている山林が増加しています。

湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木は植樹から40年以上が経過し、樹勢の衰えやシロアリによる被害が深刻です。

また、本市における「花と緑のまちづくり」施策は、昭和60（1985）年に国土庁から「花と緑の都市モデル地区」指定を受けたのを機に、30数年にわたって進められてきたという歴史があります。

◆課題

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」は長年にわたる継続実施により、自然環境の保全につながり、市民に定着しているので、今後も継続していく必要があります。

山林については、市内各所で大規模な伐採箇所が見られますが、今後植林等の適正な維持管理が行われるか懸念されるところです。

また、樹勢の衰えやシロアリによる被害が深刻である湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木の再生活動が必要になっているため、地域全体を花と緑のまちにしていくには、地域や家庭、関係団体による自発的な花いっぱい運動等が重要となります。

施策区分1：自然環境の保全

【目的】

毎年多くの市民が参加している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」を引き続き実施し、市民主体の環境保全活動を推進します。

<関連計画> 第2次水俣市環境基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
「海と川のクリーンアップ作戦」参加者数	人	923	1,000

施策区分2：水源かん養機能の向上

【目的】

森林の持つ水源かん養機能等を向上させるため、水俣市久木野ふるさとセンター「愛林館」を中心実施している、間伐・植林活動による豊かな森づくりを推進します。
また、豊かな森に育まれた水の恵みを直接受ける、地域で管理する飲料水供給施設組合等の支援を行っていきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
愛林館における森づくり活動参加者数(延べ)	人	1,547	1,747

施策区分3：花と緑のまちづくり

【目的】

市民が中心になって行う「住民ができる公園管理」の定着を図ります。
また、花と緑を大切にする市民主体のイベントや活動の支援などにより、自然を大切にするまちづくりを推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
アドプト制度※による事業の実施件数	件	11	基準値の維持
花いっぱい運動の花苗配布団体数	団体	62	65
花と緑のまちづくりイベントの開催数	回	0	2



花苗の配布

【ワークショップに参加した市民の声】

・水俣は海や山が近く、自然が豊かなまちだと思います。

《用語説明》

※ アドプト制度：公園等の公共財産の定期的な清掃等の管理業務を行う制度のこと。

第1期 基本計画

第5章 安全で安心して 暮らせる生活基盤 づくり（生活基盤）

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策1 都市基盤の整備

◆目指す姿

- ・住民の意見を反映した、具体性のあるまちづくりの将来ビジョンが示されています。
- ・将来ビジョンに基づき、計画的に事業が展開されています。
- ・市民と市職員が協働で策定することで都市計画（まちづくり）への理解が深まり、市民がまちづくりに主体的に参加しています。

◆現状

本市では、平成14（2002）年度に、都市づくりの将来像をはじめ、土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等の方針を定めた「水俣市都市計画マスターplan」を策定し、計画期間は2022年度までとなっています。

策定から20年近くが経過し、人口減少、少子高齢化の進行、災害の頻発化等、本市を取り巻く社会・経済情勢が変化する中、次期マスターplanの策定に向け、見直しの時期が近づいています。

◆課題

人口減少、少子高齢化の進行などにより、将来的に都市機能の低下が危惧される中、効果的・効率的な都市基盤の整備が求められています。

また、財政をはじめとする本市の行政経営は、今後更に厳しさを増すことが見込まれる中、年々複雑・多様化している都市政策をめぐる諸問題にきめ細やかに対応するには、行政の力だけでは十分とは言えません。

そのため、次期マスターplanの策定に当たっては、地域協働、市民協働による持続可能なまちづくりの視点が必要となります。

施策区分1：快適な都市空間の創出

【目的】

次期マスターplanの策定に当たっては、持続可能なまちづくりの視点のもと、熊本県都市計画区域マスターplan及び本総合計画に即するとともに、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、地域特性に応じた適正な都市基盤の整備を進めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
次期都市計画マスターplanの策定	—	—	新マスターplan策定

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・行政サービスだけでなく生活に必要ないろいろなサービスを含め、地理的集約を行ってはどうでしょうか。
- ・自然あふれるコンパクトシティを望みます。



イラスト：国土交通省ホームページを一部加工して作成 (http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/03_mati/02/index.htm)

施策2 災害に強いまちの形成

◆目指す姿

- ・各自治会において、ハード・ソフト両面の防災対策が確立されています。
- ・自主防災組織※¹の活動が活発で、自助・共助及び公助の有機的な連携による防災体制が確立されています。
- ・通信技術の進歩に応じたあらゆる情報伝達手段が整備され、災害に関する情報を確実に入手できる体制が構築されています。

◆現状

近年の異常気象に伴い、大規模かつ広範囲で多発する自然災害に対して、水俣市土石流災害※²、東日本大震災、熊本地震などを教訓に、標高看板表示の設置、災害用備蓄品の保管、防災行政無線のデジタル化、避難所への災害用電話の設置、消防団協力事業所の表示制度、消防団応援の店※³への加入促進等を実施し、危機管理・防災・消防体制の整備を行っています。

また、自主防災組織の活動活性化のための補助事業、防災講話、防災意識の向上を図る各地区の取組等を支援しています。

なお、戸別受信機の普及率は向上しているものの、気象条件や地形の影響により電波が受信できない場合があり、情報入手に不安を感じている市民がいます。

◆課題

防災については、確実な情報伝達が必要となります。市民が防災に関する情報を正確かつ確実に入手できるようにするには、通信技術の進歩に応じた、よりよい情報伝達・入手手段の検討が必要です。

また、雨水対策については、近年、ゲリラ豪雨等、想定雨量を上回る大雨が降ることがあるため、水路の状況を適切に把握し、必要な措置を講じ災害に備えることが重要です。

なお、避難所の整備や自主防災組織の活性化を促す備蓄倉庫等の防災関連施設の整備、地域防災の要となる消防団の活動活性化のための消防ポンプ車の更新、消防水利の整備等の検討が必要です。

施策区分1：防災のまちづくり

【目的】

平成15（2003）年7月の水俣市土石流災害の反省と教訓を風化させないよう、自主防災組織、消防団、関係機関・団体と密接な関係を保ち、ソフト面では防災意識向上のための取組、ハード面では情報共有手段、消防防災関連施設、下水道施設等の整備を行い、災害予防体制を構築します。

<関連計画> 水俣市地域防災計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
自然災害による人的被害	人	0	0
火災発生件数（1月～12月）	件	5	0
火災による全焼棟数	棟	0	0
市街地雨水整備率※4	%	68.59	74.35



熊本県総合防災訓練

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・避難が必要な時、お年寄りと一緒に車に乗せて避難したいと思います。
- ・警報や避難情報などをSNS（ツイッター等）でも発信してほしいです。
- ・危険区域や水俣川氾濫に対する被害低減措置が必要だと思います。

《用語説明》

- ※1 **自主防災組織**：災害時、防災関係機関の助けが来るまでに、自分の力、家族の力だけでは対応できない状況になつたときに、隣近所の人たちが互いに協力し助け合い、できる限りの救出活動、通報、避難誘導等を行うことを目的に、各自治会で自主的に結成する組織のこと。
- ※2 **水俣市土石流災害**：平成15（2003）年7月20日未明から降り続いた大雨で、宝川内集地区及び深川新屋敷地区において発生した大規模な土石流災害のこと。
- ※3 **消防団応援の店**：消防団のイメージ向上及び消防団員数確保のため、消防団員及びその家族に様々な特典やサービスを提供する市認定の店舗。
- ※4 **市街地雨水整備率**：国に認可された下水道を整備する範囲のうち、既にどれくらい整備が済んでいるかを表した割合。

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策3 住環境の整備

◆目指す姿

- ・多様なニーズに対応できる市営住宅が整備されています。
- ・高齢者世帯をはじめ、障がい者等にも使いやすい市営住宅が供給されています。
- ・既存の市営住宅のストック※1が有効に活用されています。
- ・空き家バンク等の利用促進によって、空き家や土地が有効に活用されています。

◆現状

人口減少、少子高齢社会への対応や、既存住宅ストックの活用等が重要な政策課題となっています。市が管理している公営住宅は平成29（2017）年度末現在、17団地・144棟837戸ですが、このうち牧ノ内団地における建替事業については、4棟50戸の建設が完了しており、初野団地、西ノ浦団地では長寿命化改修により15棟338戸の改修が完了しています。

空き家対策については、宅地建物取引業協会と連携した空き家バンク※2事業を実施しているものの、様々な理由から、登録件数は低調となっています（平成30（2018）年11月末現在の登録件数は2件）。

◆課題

公営住宅については、今後も人口減少や少子化が進行し、世帯数の減少や高齢者世帯の増加が予測される中、将来を見据えた住宅ストック活用型の総合的住宅政策の展開が必要です。

また、住宅・住環境をみると、既存住宅の中には建築年次が古く、住宅性能が低いものもあるため、住宅の質を着実に向上させる政策の展開が必要です。

民間住宅については、その管理状況等の理由により賃貸市場に流通しない「その他の空き家」が増加傾向にある中、空き家の利活用については、空き家バンクに登録することで、登録者、利用者双方にメリットがあるような施策を講じることが求められています。

老朽危険空き家については、老朽危険空き家除却促進事業補助金※3等を活用しながら、関係機関と連携し、総合的に推進していくことが必要です。

施策区分1：公営住宅の整備

【目的】

「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替えを進め、福祉対応で居住性の高い住宅の建設により、誰もが使いやすい住宅を供給するとともに、複数の住戸タイプを建設することで、多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を図ります。

また、既存の市営住宅の長寿命化改修を行い、市営住宅ストックの有効活用に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市公営住宅等長寿命化計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市営住宅長寿命化改修・建替えの進捗率	%	62.1	100



牧ノ内団地（完成イメージ）

施策区分2：空き家の有効活用

【目的】

空き家バンク制度の運用により、空き家等に関する適切な情報発信に努め、様々な空き家を有効活用し、移住定住希望者等の多様なニーズに対応していきます。

＜関連計画＞ 水俣市空家等対策計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
空き家バンクを活用した入居住件数	件	0	5

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・空き家や空き店舗の活用に取り組んでほしいです。
- ・空き家のあるところをまずは更地にすることで、何かに活用できないでしょうか。

《用語説明》

- ※1 ストック：現在ある物のこと。
- ※2 空き家バンク：空き家の売買、又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に係る情報を登録し、公開するとともに、利用希望者に対し当該情報を提供する仕組みのこと。
- ※3 老朽危険空き家除却促進事業補助金：市内にある空き家で、老朽化によって危険な状態にあるものの除却及び処分に要する費用を補助するもの。

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策4 安全・安心な水の確保

◆目指す姿

- ・水道施設等の耐震化が図られ、災害時にも信頼できるライフラインが構築されています。
- ・水道施設等の耐震化により漏水防止が図られ、有収率※¹が向上しています。

◆現状

本市は、昭和12（1937）年の上水道給水開始以来、常に清浄・豊富で安全な水を、市民の暮らしに必要な生活用水等として安定供給してきました。これまで、6期にわたる給水区域の拡張、簡易水道の統合及び水源の整備を実施し、現在の計画給水人口は24,100人、1日最大給水量は13,700m³となっており、十分な量を安定供給しています。

今後、人口減少等により年間総配水量※²、年間総有収水量※³等は減少が見込まれますが、災害時にも信頼できるライフラインを確保するため、耐用年数を経過した水道施設等を計画的に更新していく必要があります。

◆課題

多くの水道施設等が耐用年数を経過しており、耐震性を有していないため、地震等の災害が発生した場合、大きな被害を招く恐れがあります。

また、災害時の避難施設はもとより、重要な防災拠点施設である市役所、総合医療センター、警察署、消防署への配水管も耐震化されていない状況にあることから、今後は、危機管理の観点を重視し、各施設の必要性、妥当性等を勘案しながら、災害に強い施設等に向け整備・更新していく必要があります。

施策区分1：安定給水の確保

【目的】

第3次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画に基づき、老朽化した配水管や水道施設等を計画的に更新し、耐震化率の向上を図るとともに、漏水防止策を講じ、有収率の向上を目指します。

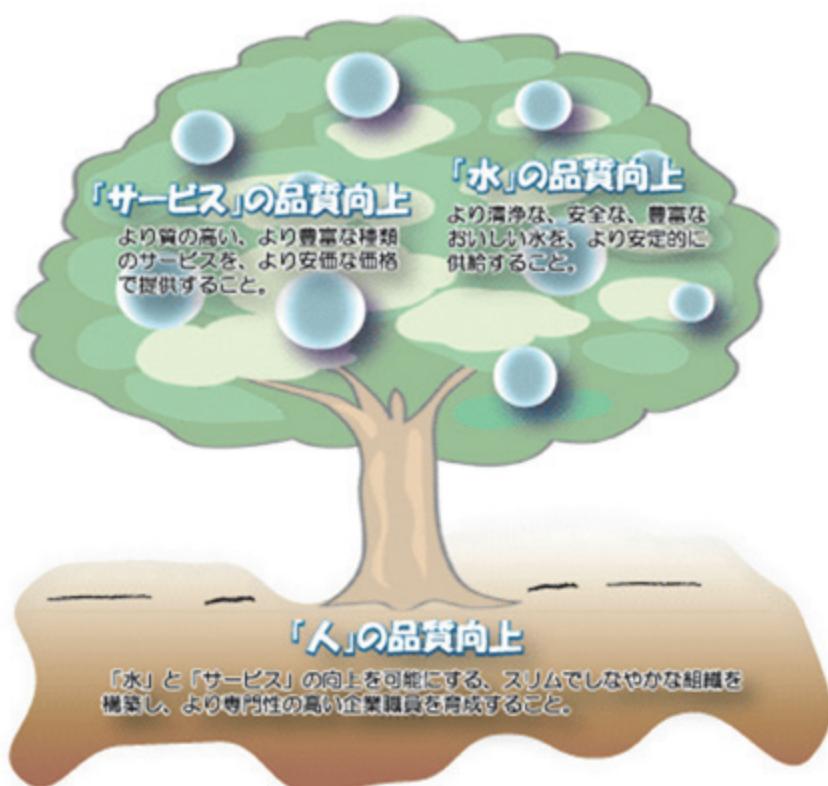
＜関連計画＞ 第3次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
主要な配水管等の耐震化率	%	19.8	22.5
有収率	%	84.6	89.9

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・災害時に水、食料、エネルギーを確保できることが必要だと思います。

「みなまた・水・品質向上計画」が求める果实は、「水」と「サービス」の品質向上。そしてそれを実らせるために必要な土壌が「人」の品質向上。
水俣市水道事業は、この3つの品質向上を図ることを経営方針とします。



総合計画が目指す水俣市水道事業の経営方針イメージ

《用語説明》

- ※1 有収率：年間総配水量に対し、収入となった水量の割合で、施設の稼動が収益に繋がっているかを判断する指標のこと（年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100）。
- ※2 総配水量：配水池等から送り出された水量の合計のこと。
- ※3 有収水量：水道料金の対象となる水量のこと。

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策5 交通基盤の整備

◆目指す姿

- ・市街地や高速交通網へのアクセス道路が整備され、交流・滞留人口が増加しています。
- ・道路の改良整備により、交通混雑の分散・解消が図られ、交通安全が確保されています。
- ・老朽化施設（舗装、橋梁等）の適切な維持管理が行われ、安全性・快適性が向上しています。

◆現状

平成30（2018）年度現在、市及び県による都市計画道路の未整備区間14路線のうち、7路線については幅員等の見直しを行い、1路線を廃止し13路線に変更したところです。
市道は現在427路線、334kmにおよび、市民の生活道路や産業道路として利用されています。
また、道路と道路を結ぶ橋梁は202橋あり、市民生活を繋ぐ架け橋となっています。

◆課題

都市計画道路の未整備区間については、総合的な観点から整備の検討を行う必要があります。
また、市道の道路改良率は、平成30（2018）年4月現在19.1%で、県内市町村道平均の55%と比較すると、大幅に整備が遅れており、舗装や橋梁の老朽化も顕著であることから、早急な整備が必要です。
今後は、必要性、有効性、経済性などの観点から、計画的に整備していく必要があります。

施策区分1：生活道路の整備

【目的】

道路の改良整備により、近年増加している通過交通量の緩和を図り、交通安全を確保するとともに、観光及び産業面での効果が期待できる市街地や高速交通網へのアクセス道路を整備し、交流・滞留人口の増加による地域の活性化を図ります。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
道路改良率	%	19.1	19.3



ハノ窪・湯出線



牧ノ内・大迫線

施策区分2：市道の適正な維持管理

【目的】

市民の生活を支える基盤施設としての市道を適切に維持管理することにより、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図ります。

また、道路交通の安全を確保するために、長寿命化計画に基づき、従来の事後対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、各施設の維持管理費用の縮減に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市舗装維持管理計画、水俣市橋梁長寿命化修繕計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
舗装改修整備率※1	%	17	40
橋梁健全度Ⅲ※2 の橋梁数	橋	37	33
道路・橋梁維持管理上の事故件数	件	0	0



湯の児海岸線



出月・冷水線（冷水橋）

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・河川沿いに柵がなく危険な箇所があります。
- ・道路の安全のための補修を望みます。

《用語説明》

- ※1 舗装改修整備率：平成27（2015）年5月に策定した、水俣市舗装維持管理計画におけるA判定路線総延長を基準とする、当該対象路線の整備延長の割合のこと。
- ※2 橋梁健全度Ⅲ：第1期橋梁定期点検（平成27（2015）年度～平成30（2018）年度）により判定された、各橋梁における健全度（I～IV）のうち、早期措置段階にある橋梁のこと。

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策6 公共交通の充実

◆目指す姿

- ・誰もが気軽に「みなくるバス」、「乗合タクシー」などの市内公共交通機関を利用しています。
- ・郊外から市街地へのアクセスが確保されています。

◆現状

バス等の公共交通については、高齢者等の移動手段の一つとして住民の生活に欠かせないものですが、利用者は年々減少している現状です。

平成15（2003）年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス※（みなくるバス）に移行し、平成22（2010）年3月に「水俣市地域公共交通総合連携計画」を策定し、みなくるバスの運行内容の見直し、交通空白地区への乗合タクシーの導入、スクールバスの活用（一般混乗）等の事業を実施しています。

平成26（2014）年度に、「水俣市地域公共交通網形成計画」を策定し、新水俣駅へのアクセス改善、新幹線ダイヤとの連動等の課題を解消し、翌年度に市内完結路線のコミュニティバス化が完了しました。

肥薩おれんじ鉄道については、平成16（2004）年の九州新幹線の部分開業に合わせて第三セクターとして開業しましたが、沿線地域の少子化等により利用者数が減少し、厳しい経営が続く中、路線維持のための財政支援を行っているほか、平成26（2014）年度に水俣駅舎改修支援、平成28（2016）年度に駅周辺整備を行ったところです。

◆課題

バス利用者数の減少による減収や燃料費の高騰などによる運行経費の増加が続いているため、引き続き路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要があります。

バス利用者数は、年々減少しており、沿線地域の人口減少に伴う利用者数の減少が今後も予測されるため、利用者の減少をいかに抑えるかが課題です。

そのため、市民がみなくるバスなど地域の公共交通機関に愛着を持ち、外出時に利用したくなるよう、市は住民ニーズを把握し、県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道などの関係機関と連携し、利便性の向上と利用促進を図りながら、市内の公共交通網を維持していくことが必要です。

施策区分1：みなくるバス等の路線維持と利便性向上

【目的】

高齢者の通院・買い物等の外出など、地域の生活に欠かすことのできない「みなくるバス」等の公共交通を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市地域公共交通網形成計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
みなくるバス年間利用者数 (10月～9月)	人	111,258	95,541※

※ 水俣市地域公共交通網形成計画で定める目標値



施策区分2：肥薩おれんじ鉄道の利用促進

【目的】

地域住民の通学等の重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」について、利用促進を図り、路線維持のために必要な支援を行います。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市内における年間利用者数	人	190,309	168,500※

※ 毎年度マイナス3%以内の減少率に抑えることを目標とした(基準年度以前5年間の減少率の平均:マイナス4.2%)。



【ワークショップに参加した市民の声】

- ・高齢者が運転免許証を返還した後の交通手段の整備が十分ではないと感じています。

《用語説明》

※1 コミュニティバス：交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバスのこと。

施策7 防犯・交通安全対策の推進

◆目指す姿

- ・地域全体で防犯に取り組み、犯罪が少なく、安心して暮らせるまちになっています。
- ・子どもや高齢者の交通安全意識を高め、より交通事故が少ないまちになっています。
- ・市民が抱える各種トラブルに対する支援体制が整備されています。

◆現状

近年の水俣警察署管内の刑法犯認知件数は、100件前後で推移しており、主な犯罪としては、空き巣、自転車盗難、車上ねらい、万引き等の市民生活に身近なものがあげられます。

交通に関しては、水俣地区管内の交通事故の発生件数は、近年減少傾向となっており、交通事故による死者も平成28（2016）年2月9日以降発生していません（平成30（2018）年11月末現在）。

なお、交通事故防止策として、道路通行の安全性を向上させるために、交通安全施設（カーブミラー、防護柵、区画線等）の整備を実施しています。

防犯に関しては、消費者トラブル・詐欺被害を防止するため、消費生活相談員による消費者教育や啓発活動を実施しているほか、DV（ドメスティック・バイオレンス）※1やストーカーなど、市民が抱える様々な問題や悩みに対応できるよう、各種相談業務を実施しています。

◆課題

近年、本市において凶悪犯罪は発生していませんが、依然として車上荒らしなど、市民に身近な犯罪事案が発生しており、引き続き、防犯灯補助金事業、水俣地区防犯協会連合会を通じた意識啓発活動の実施など、関係機関と連携した取組を行っていく必要があります。

また、交通事故で被害に遭う高齢者の数は依然として多く、加えて高齢者自身が加害者となる事案の増加も懸念されるため、交通安全運動時の啓発、シルバードライビングスクールなどの継続した取組が必要となります。

なお、交通安全施設の整備に当たっては、財政面等を考慮し、事業の優先順位付けが課題となっています。

さらに、高齢者等が詐欺被害などに巻き込まれる事案が発生しており、警察や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら被害防止に向けた取組を継続していく必要があります。

策区分1：防犯のまちづくり

【目的】

犯罪が少なく安心して暮らせるまちにするため、警察及び水俣地区防犯協会連合会と連携した各種防犯活動の実施・支援を継続するとともに、防犯灯設置の補助も引き続き推進していきます。

<関連計画> 水俣市生活安全安心まちづくり条例

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
刑法犯認知件数	件	80	65



防犯運動

施策区分2：交通安全のまちづくり

【目的】

警察、水俣地区交通安全協会と連携した交通安全啓発活動を継続して実施していくとともに、参加体験型のシルバードライビングスクールや交通安全教室を実施し、子どもから高齢者まで幅広い年代に交通事故防止の意識を高めてもらえるよう努めます。

また、関係団体との連携により、市内における危険箇所の把握に努め、市民からの要望については、現地の状況を総合的に考慮し、安全な道路通行の確保に努めます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
交通事故発生件数	件	65	50
交通安全施設の充足度※2	%	42	50



シルバードライビングスクール



交通安全教室

第5章 安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策区分3：各種相談支援体制の充実

【目的】

市民が安心して暮らせるよう、様々な問題や悩みに対応する各種相談業務（市民相談・行政相談・法律相談・家庭相談・女性相談等）を実施し、支援体制の充実を図ります。

<関連計画> 水俣市DV防止基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
消費生活に関する相談対応件数※	件	154	170
「配偶者暴力相談支援センター」の設置	一	未設置	設置

※ 消費者庁への報告記録(PIO-NET)による。



行政相談

《用語説明》

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力。

※2 交通安全施設の充足度：地区からの要望箇所のうち、必要とされる箇所数に対する実際の設置箇所数の割合。

施策8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化

◆目指す姿

- ・地域住民が主体となり、自立した地域活動が行われています。
- ・地域住民が活発に活動しやすいコミュニティの規模になっています。
- ・地域の課題について住民同士で話し合い、自主的な解決が図られています。
- ・活発な地域づくり団体の活動により、地域の活性化が推進されています。

◆現状

本市における自治会制度は、平成18（2006）年度に従来の行政区長制度を改める形で創設され、2年間の移行期間を経て、26の全行政区がそのまま自治会へ移行し、10年以上が経過しました。昨今の社会・経済情勢から、本市における地域経営は厳しさを増しており、地域の活性化には住民の自発的な活動がなくてはならないものとなっています。一方で、各自治会や地域づくり団体では、役員や構成員の高齢化が進行し、組織の硬直化が進んでいます。

◆課題

自治会を中心とする地域課題の解決に当たっては、地域住民の積極的な参加が必要です。地域の一人ひとりが、身近な問題を自分たちのこととして捉え、「自分でできることは自分で行い、地域のことは地域で行う」という自主性・主体性に基づいた自治意識の向上に努め、地域活動への積極的な参加が求められますが、いまだ十分とは言えません。「真の住民自治」に向け、地域のあらゆる資源を活用しながら、引き続き、地域住民の自治意識の向上を図ることが必要です。また、組織の硬直化については、後継者の育成と新たな人材の発掘を支援し、各地域の活性化については、地域内で議論し、自発的に解決していくこうとする風土を醸成していく必要があります。

施策区分1：自治会活動の推進

【目的】

各地区の自治会長が集う「自治会長会」における自主的な研修等を支援するとともに、地域の実情に合った効果的な活動を支援する「がまだす自治会支援制度」を周知・広報し、自治会活動を推進していきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
がまだす自治会支援事業助成件数	件	4	5

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策区分2：地域づくり活動の推進

【目的】

住民主体の地域づくり活動を推進するために、自治会や地域づくり団体等に各種助成制度の情報提供を行い、活動の継続・活性化に結び付けるとともに、地域外の人材を招致し、地域力の維持・強化、地域の活性化等を促進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
水俣・芦北地域振興財団地域振興事業申請事業数	事業	11	基準値の維持
地区寄ろ会活動助成件数	件	7	10



地区寄ろ会活動（菜の花の刈り取り）

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・自治会行事などに気軽に参加できる仕組みがあると良いと思います。
- ・地域の行事に対する子どもたちの関わりが薄くなっている印象があります。

第1期 基本計画

第6章 持続可能な行財政 基盤づくり (行政経営)

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

施策1 効果的・効率的な行財政運営

◆目指す姿

- ・市役所の組織機構、人事管理の適正化が図られています。
- ・高い志と意欲、先例にとらわれない柔軟な発想、専門的知識を持った市職員が育成されています。
- ・市税等の収納率向上、受益者負担の適正化等により自主財源の確保が推進されています。
- ・予算編成と連動した適切な行政評価により、効果的・効率的な行財政運営がなされています。

◆現状

本市の財政は、扶助費、公債費等の義務的経費の増加により、経常収支比率※¹が高くなり、財政の硬直化が進んでいます。

また、市債※²残高も増加しており、依然として厳しい財政状況にあります。

社会情勢の変化による多様な住民ニーズへの対応や、公共施設の老朽化対策等多大な財政需要が見込まれる中、より一層行政のスリム化と財政の健全化が求められています。

なお、平成18（2006）年度以降実施してきた「水俣市政策事業評価管理システム」は、予算編成との連動性の確保において課題があり、休止となっていたため、再構築を進めています。

◆課題

今後予定されている庁舎建替え等の大型事業により、市債残高が更に膨らむことが見込まれる中、平成29（2017）年度から作成を開始した「統一的な基準」に基づく財務書類や、新たな行政評価※³制度の効果的な運用等により、限られた予算、人員の中で、将来を見据えた計画的な行財政運営に努める必要があります。

また、特別会計、公営企業等の経営については、独立採算の基本原則により、下水道事業の地方公営企業法の全部適用、さらに水道事業との統合による効率化・健全化に取り組む必要があります。

財源の確保については、市税等の収納率向上、受益者負担の適正化、広告収入やふるさと納税※⁴の推進等、自主財源の確保にこれまで以上に取り組む必要があります。

施策区分1：第6次水俣市行財政改革大綱の推進

【目的】

組織・財務・事務の3つの視点による「第6次水俣市行財政改革大綱」により、組織の整備・充実、財政改革及び事務改善を進めていきます。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
大綱の実施計画に記載された項目の達成度	%	81.3	85.0

施策区分2：機能する行政組織づくり

【目的】

厳しい財政状況、人口減少等の社会情勢の変化、地域課題や住民ニーズの多様化・複雑化、新たな行政課題等に的確に対応していくために、組織・機構の見直しを適宜行います。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
上・下水道事業の組織統合	—	—	達成

施策区分3：歳出の削減

【目的】

平成29（2017）年度から作成を開始した「統一的な基準」に基づく財務書類等を活用し、財政運営上の課題をより一層明らかにしていくことを通して、財政健全化に努めます。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
経常収支比率	%	97.9	100
実質公債費比率※5	%	12.4	17.9
市債残高	百万円	14,859	19,999
財政調整基金残高※6	百万円	2,029	700

※ 庁舎建替え等の大型事業が今後予定されており、基準値（2017年度）よりも財政指標が悪化することが予想されるため、目標値（2022年度）は実情に沿った数値を記載していますが、可能な限り平準化に努めます。

なお、上記に伴う歳出及び市債残高のピークは2020～2021年度を想定しており、その後は下降していく見通しです。

施策区分4：必要な財源の確保

【目的】

税負担の公平性の観点から、税収の安定確保と滞納整理の強化により、適正さ・公平さの追求と収納率の向上に努めるとともに、広告収入やふるさと納税の推進等により自主財源確保を推進します。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市税の収納率（現年度）	%	99.03	100.00
ふるさと納税による寄附額	千円	40,289	72,000

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

施策区分5：行政評価の推進と活用

【目的】

本総合計画の施策と事務事業の評価による行政評価を実施し、事業のスクラップ＆ビルト（選択と集中）を進めるとともに、予算編成との連動を図ります。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
財務会計システム上の事務事業数	事業	650	630

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・新しいことを恐れずにチャレンジする行政マンとそれをサポートする組織が必要だと思います。
- ・市のひっ迫した状況を市民が知らず、関心が薄いのではないかと思います。

《用語説明》

- ※1 経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費等経常的な支出に、市税等の経常的収入がどの程度充当されているかを示す指標のこと。80%以下が望ましいとされている。
- ※2 市債：市が歳入の不足を補うために発行する債券のこと。公共施設の整備等の資金として借り入れ、一会计年度を超えるものをいう。
- ※3 行政評価：行政の活動（施策・事業等）を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる手法のこと。
- ※4 ふるさと納税：自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のこと（一定の上限額あり）。
- ※5 実質公債費比率：自治体の財政状況の健全度を表す一つの指標のこと。18%以上になると地方債を起債するのに県の許可が必要となる。
- ※6 財政調整基金：年度間の財源不足に対応するため、決算余剰金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金のこと。

施策2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成

◆目指す姿

- ・職員一人ひとりの力を最大限に引き出し活用することで、市民のニーズ、地域の実情に合った質の高い行政サービスが効率的に提供されています。
- ・市民と向き合い、やる気のある市職員が育っています。

◆現状

高度化・多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や権限移譲などにより、市役所の業務量は増加傾向にある中、より質の高い行政サービスが求められています。

第5次水俣市行財政改革大綱及び水俣市人材育成基本方針を策定・推進するとともに、人事評価制度の導入、庁内研修の実施、外部研修への参加、人事交流等により、職員の資質向上を図っています。

また、平成24（2012）年度に、第3次水俣市定員適正化計画を策定し、職員数の適正化による効率的な行政サービスの提供に取り組んできました。

◆課題

今後更に高度化・多様化・複雑化する行政サービスを効率的に提供していくために、職員の意欲向上を図りながら、継続的な成長を促していく必要があります。

そのため、必要な研修体系を構築し、庁内研修の実施、外部研修への参加を効果的に進めていくとともに、人事評価制度を有効に活用し、業務目標の管理、成果の評価及び職員へのフィードバックを適切に行っていくことが必要です。

さらに、組織を支える人員の計画的な確保に配慮しつつ、職員数の適正化を図るとともに、職員一人ひとりの力を最大限に引き出し、それらを結集させ、働きやすい職場、活力ある組織づくりを進めていく必要があります。

施策区分1：人材育成と人財づくり

【目的】

職員は、組織を構成する貴重な人材（財）です。多種多様なニーズに的確に対応していくために、各種研修制度、人事評価制度、ジョブローテーション、人事交流等の活用によって、職員の継続的な成長、知識・技術の継承、人的ネットワークの形成等を図ることで、人材（財）づくりを推進し、市民と向き合い、やる気のある職員を育成します。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱、第4次水俣市定員適正化計画、水俣市人材育成基本方針

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
人事評価の総合評価点※1が標準点以上の職員の割合	%	75.2	80.0



職員研修



新人職員研修

施策区分2：仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

【目的】

職員の活力を引き出していくために、効率的な働き方を検討し、実現していきます。仕事、家庭、育児、介護等の調和を図り、職員がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活等において多様な生活を実現していくことで、より一層質の高い行政サービスにつなげていきます。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
年次有給休暇の平均取得日数※2	日	10.4	11.5

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・やる気のある市職員の力が発揮されていないように思います。
- ・ワークライフバランスの実現に向け、率先した取組に期待しています。

《用語説明》

※1 人事評価の総合評価点：能力評価（14点から54点まで、標準50点）と業績評価（0点から100点まで、標準レベルの業務目標をほぼ達成した場合50点）の合計点のこと。100点を標準点とする。

※2 年次有給休暇の平均取得日数：職員が1年間に取得した年次有給休暇の平均取得日数のことで、総務省が実施する勤務条件調査に基づくもの。

施策3 公共施設等の適切な管理運営

◆目指す姿

- ・総合的かつ計画的な管理により、公共施設等が適切に維持されています。
- ・民間活力の導入により、公共施設等で効果的・効率的なサービス提供ができます。
- ・市民と行政の協働により持続可能な施設管理体制が構築されています。

◆現状

公共施設等の老朽化による維持管理の経費が増加しており、今後大規模な改修や更新が必要となり、財源が不足するおそれがある中、平成29（2017）年3月に、水俣市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めました。

また、平成15（2003）年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理について指定管理者制度※1が導入され、平成18（2006）年7月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、各分野における民間活力の活用に向けての環境整備が進められました。

これらに伴い、本市のほとんどの施設へ指定管理者制度が導入されています。

さらに、自治会をはじめ、地縁団体※2、ボランティアによる特定の道路、公園等の公共財産の定期的な清掃等の管理業務を行う「アドプト制度」が実施されています。

◆課題

指定管理者制度導入の検討を要する直営施設もある一方で、指定管理施設のうち、管理運営方法を直営に変更する施設や、指定管理に課題があると評価する施設も出てきています。

また、公園等の管理業務においても、高齢化や資金不足による活動の限界や停滞を招く可能性があります。今後も、より効率的な行政運営を図るため、指定管理者制度の適正な運用に主眼を置き、各所管において、サービス水準と安全性の確保、行政責任の明確化等に留意しながら、指定管理の在り方について、調査・研究を行うとともに、活動を支援する仕組みを発展させていく必要があります。

なお、今後ますます公共施設の適正化が求められるため、水俣市公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理を行い、更新費用の抑制及び平準化を進めていくことが必要となります。

施策区分1：水俣市公共施設等総合管理計画の推進

【目的】

市が保有する施設等を最も合理的かつ効率的に管理・活用するため、公共施設を取り巻く現状や、将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、市が保有するすべての公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより、保有総量の適正化を進めます。

また、2020年度中に公共建築物やインフラの個別施設計画を策定します。

＜関連計画＞ 水俣市公共施設等総合管理計画

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
行政財産の施設数	箇所	408	基準値以下
個別施設計画の策定	一	一部策定	策定

施策区分2：民間活力の活用

【目的】

公の施設に対する市民ニーズに的確に対処し、施設の適切な管理運営や市民サービスの向上を目的に、民間事業者の創意工夫を活用しつつ、経費の削減等を図ります。

また、市で管理している公園・緑地の一部について、草刈、清掃等の作業を地域住民に委託することで、公園への愛着を深めてもらい住民主体による公園管理を推進します。

＜関連計画＞ 第6次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
指定管理者制度の導入施設数	箇所	32	34
アドプト制度による事業の実施件数（再掲）	件	11	基準値の維持



地域住民による草刈、清掃等活動

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・外部委託（アウトソーシング）可能な業務の整理が必要だと思います。
- ・人口が減少していく中で、施設の統廃合が必要だと思います。

《用語説明》

- ※1 指定管理者制度：地方自治体が所管する公の施設の管理・運営について、民間事業者を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のこと。
- ※2 地縁団体：町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体のこと。

施策4 新庁舎建設の推進

◆目指す姿

- ・「市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎」が建設されています。

◆現状

市は、平成28（2016）年4月の熊本地震により、老朽化が進む市役所（庁舎）本館と別館において、多数の亀裂・はく離等が新たに発見されたことから、安全面を考慮し、庁舎機能を現在の仮庁舎等に移転し、庁舎を建て替えることとなりました。

庁舎建替えに当たり、平成28（2016）年度に「水俣市本庁舎建替検討委員会」を設置し、検討を重ね、市民意見の反映を図るためのパブリック・コメント※1を行ったほか、市議会の「庁舎建替等対策特別委員会」の意見等を踏まえて、平成29（2017）年8月に「水俣市新庁舎建設基本構想」を策定しました。

この基本構想の実現に向けて、「水俣市新庁舎建設基本・実施設計業務」に係る設計者を選定し、基本設計策定過程の中で、3回の市民ワークショップと、水俣高校生によるワークショップを1回開催し、設計業務を進めているところです（平成30（2018）年11月現在）。

なお、財源については、「一般単独災害復旧事業債※2」の活用を見込んでおり、市の財政負担を最小限に抑えていくこととします。

◆課題

「一般単独災害復旧事業債」を活用して事業を進めるため、熊本地震で庁舎が被災した県内の他の自治体と歩調を合わせ、早期に完成させる必要があります。本市の場合、建築基準法による仮庁舎の設置期間が5年間であることから、2021年内に完成させる必要があります。

限られた期間の中で、基本構想に沿った新庁舎の建設を行っていくには、新庁舎建設基本設計・実施設計業務の完了、新庁舎建設（業者選定、工事）、仮庁舎からの庁舎機能移転、併せて、旧庁舎解体実施設計、旧庁舎解体工事などを計画的に進めていく必要があります。



新庁舎完成イメージ

第6章 持続可能な行政基盤づくり（行政経営）

施策区分1

市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎の建設

【目的】

新庁舎は、市民の安全・安心を確保するための防災拠点であり、誰もが使いやすく、利用しやすいものでなくてはなりません。また、「環境モデル都市」として、環境に配慮し、自然と共生しながら市民全体のまちづくりを実践する拠点として、市民生活の中心的役割を果たしていくものとします。

熊本地震の影響による「安全性の確保が困難」、「耐震性の不足による防災拠点機能への不安」、「バリアフリーやユニバーサルデザイン※3への対応が不十分」、「施設の狭隘化」、「分散化による市民サービスへの影響」、「高度情報化への対応が困難」などの旧庁舎が抱える問題点に十分に対処し、「災害に対する安全性の確保」、「市民サービスの向上」、「誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎」、「維持管理しやすい庁舎」、「環境への配慮」の観点に基づき、建設を進めていきます。

<関連計画> 水俣市新庁舎建設基本構想、基本・実施設計

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
新庁舎の建設※及び周辺整備	—	—	完成

※ 2021年に新庁舎が完成し、供用開始（予定）。



市民ワークショップ

【ワークショップに参加した市民の声】

- ・先を見越し、将来世代のための新庁舎を建設してもらいたいです。
- ・新庁舎は低コストでリサイクル性の高いものにしてほしいです。

《用語説明》

- ※1 パブリック・コメント：市が重要な条例・計画等をつくるとき、素案の段階で公表し、市民等の意見を公募し、市の施策に反映させる制度のこと。
- ※2 一般単独災害復旧事業債：災害復旧を対象とする地方債（借入金）のこと。再建事業費の100%に充当できる。最大85.5%の交付税措置があり、自治体の財政負担は大幅に軽減される。
- ※3 ユニバーサルデザイン：全ての人にとって共通に安全で使いやすい製品や、快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方のこと。

施策5 市民参画の推進

◆目指す姿

- ・適切な情報発信等により、市政に対する市民の関心が高まり、市民と行政との協働体制が促進されています。
- ・市民の意見等が市政に適切に反映されています。
- ・行政活動に対するチェック機能が効果的に働き、事業の改善が図られています。

◆現状

現在、市民に対する行政情報の発信は、市報（広報みなまた）、市のホームページなどにより行っています。

市民の意見等の市政への反映については、市民ワークショップの開催やパブリック・コメントの実施を通じて推進しています。

市の施策に対する評価への市民の参画については、環境ISO※2の市民監査があります。

また、現在本総合計画に掲げる施策等の効果的、効率的実施と改善を目的とする行政評価制度※1を構築していますが、この評価への市民参画を検討しています。

◆課題

近年の急速な情報化の進展により、市民生活にもスマートフォンやタブレット端末などが普及する中、SNSなどの多様な情報発信ツールにより市政に関する必要な情報を発信していくことが求められています。

また、パブリック・コメントや環境ISO市民監査など、市民が市政に参加する機会は確保されていますが、社会情勢の変化などを踏まえ、今後より効果的・効率的な市民参画の機会が確保されるよう、その手法などを検討する必要があります。

施策区分1：適切な情報発信と広聴機会の確保

【目的】

市政に対する市民の関心を高めるため、市報や市ホームページなどの情報提供媒体の充実を図るとともに、適切な情報発信に努めます。

また、パブリック・コメントや市民意識調査などを適切に実施することで、引き続き、市民の多様な意見等を集約します。

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

成果指標	単位	基準値(2013年度)	目標値(2022年度)
行政の広報・広聴活動が充実していると感じている市民の割合	%	6.0※	12.5

※ 平成25（2013）年度に実施した市民意識調査結果を基準値としている。



パブリック・コメント

施策区分2：市民の意見を反映した行政活動の評価

【目的】

行政活動に対するチェック機能を働かせ、効果的な事業の改善につなげるため、行政評価制度等における市政評価への市民参画が図られるよう、現行手法の見直し等を検討していきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
市民が参画する行政活動の評価数	件	1	基準値以上



《用語説明》

- ※1 行政評価制度：行政活動を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる制度のこと。
- ※2 環境ISO：PDCA（計画・実行・評価・見直し）サイクルによる環境管理システムのこと。

資料編

【目次】

総合計画の策定経緯と体制	133
諮詢と答申	135
水俣市総合計画策定審議会委員名簿	137
庁内組織名簿（庁議・策定委員会・プロジェクトチーム）	138
市民意識調査結果	140
市民ワークショップの概要	169
総合計画に基づく各分野の主な個別計画	171
条例、規則及び規程	175

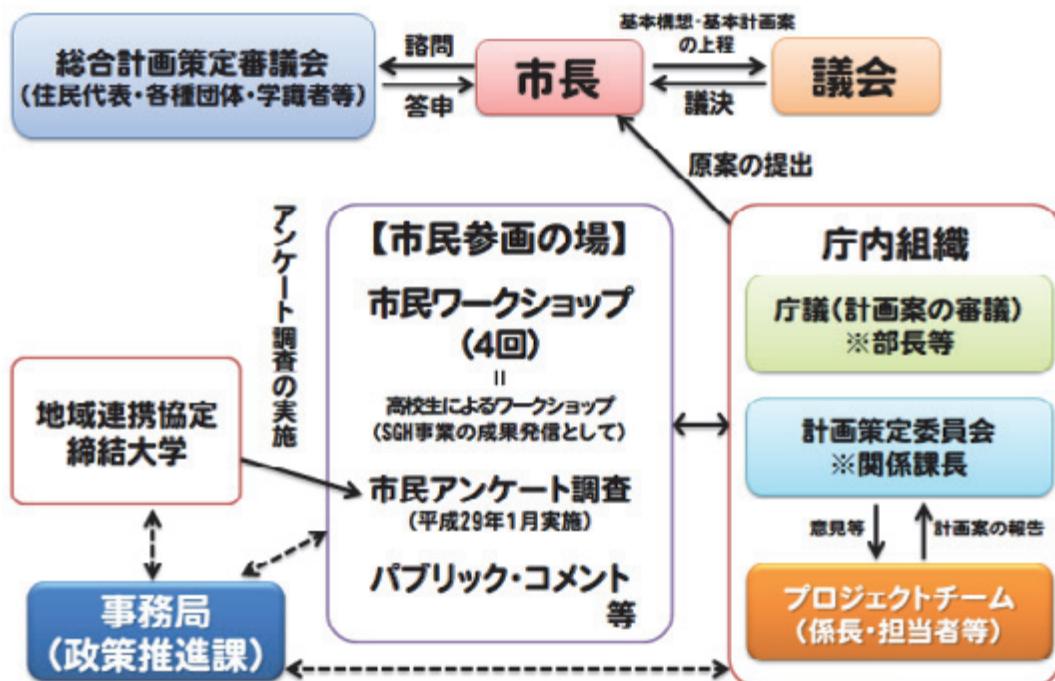
総合計画の策定経緯と体制

◎策定審議会 ●府議 ◆策定委員会 ▲プロジェクトチーム会議 ★市議会

年	月	日	実施項目	内容
平成30年 (2018年)	4月	18日	策定方針決定	
		19日	●府議	策定方針、組織体制、スケジュール等の説明
		23日	水俣市総合計画策定審議会（以下「策定審議会」と表記）委員候補者の選定	関係団体へ推薦依頼
	5月	16日	◆課長会議	策定方針等の説明
		22日	水俣市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」と表記）委員就任依頼	
		24日	プロジェクトチーム（以下「PT」と表記）メンバーの選定	各部署へ推薦依頼
		28日	策定審議会委員決定（15人）	
		29日	個別計画等調査	各部署へ照会
			第5次総合計画の総括	各部署へ調書作成依頼
	6月	1日	PTメンバー決定	全36人（6部会30人+事務局6人）
		13日	▲PT全体会議	策定方針等の説明
		14日	◎第1回策定審議会	委嘱状の交付、諮問、策定方針等の説明
		15日	★市議会（全員協議会）	策定方針等の説明
		30日	第1回市民ワークショップ	テーマ：水俣高校生による発表「高校生の主張！未来の水俣への提言」（参加者：32人）
	7月	上旬	第6次総合計画に掲げる基本事業の整理	各PT部会で検討
		7日	第2回市民ワークショップ	テーマ：水俣の今を知ろう ※荒天により中止したが、参加申込者に対しアンケート調査を実施（回答者：20人）
		18日	第3回市民ワークショップ	テーマ：未来の水俣について語ろう（前編） (参加者：38人)
	8月	8日	第4回市民ワークショップ	テーマ：未来の水俣について語ろう（後編） (参加者：32人)
		16日	◆第1回策定委員会	第5次総合計画の総括、市民ワークショップの検討結果の説明等
		17日	●府議	第5次総合計画の総括、市民ワークショップの検討結果の説明等
		27日	◎第2回策定審議会	第5次総合計画の総括、市民ワークショップの検討結果の説明等
		下旬	▲計画の体系図及び第1期基本計画の検討	各PT部会で検討
	9月	12日	計画の体系図（案）の調整	各部署へ確認依頼
		25日	計画の体系図（案）の調整	府議構成員へ意見照会
	10月	中旬	▲基本構想及び基本計画のたたき台の作成	
		26日	第1期基本計画（案）の調整	各部署へ確認依頼
	11月	8日	◆第2回策定委員会	基本構想（施策の大綱）、基本計画についての説明
		21日	●◆基本構想（案）の調整	府議構成員及び策定委員会委員に対し、メール及びヒアリングによる意見聴取
		29日	◎第3回策定審議会	計画の素案についての審議
	12月	17日	★市議会（全員協議会）	パブリック・コメントの実施について等
			パブリック・コメント開始	市内13か所で実施
		18日	●府議	パブリック・コメントの実施について等
平成31年 (2019年)	1月	11日	パブリック・コメント終了	
		23日	◎第4回策定審議会	パブリック・コメント結果、対応、答申（案）について
		25日	◎策定審議会からの答申	第6次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）についての答申
	2月	5日	●府議	議案の説明
		22日	★市議会（全員協議会）	同上
		14日	★市議会	第6次水俣市総合計画（基本構想及び第1期基本計画）の議決

資料編

策定組織図



総合計画策定審議会

諮詢と答申

【諮詢】

水政第164号
平成30年6月14日

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石 照久 様

水俣市長 高岡 利治

第6次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）について
(諮詢)

水俣市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、第6次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）について、貴審議会に諮詢します。

資料編

【答申】

平成31年1月25日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石 照久

第6次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）について (答申)

平成30年6月14日付け水政第164号で諮問がありました、第6次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、本審議会での審議経過を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

- 1 まちづくりの理念に基づき目指す将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向けて、地域内の様々な資源を最大限に活用し、子どもから高齢者まで全ての市民に幸せが行き渡るようなまちづくりに努めていただきたい。
- 2 本計画の内容を広く市民に周知することで、本市が目指すべき将来の姿と、進むべき方向について市民と共有し、計画に位置付けた各施策の展開に当たっては、市民をはじめとする関係機関と相互に連携・協働して推進されるよう努めていただきたい。
- 3 本計画の推進に当たっては、変動著しい社会経済情勢に十分配慮し、最適な行政サービスを行うため、行政経営の視点に立ち、行政運営全般の見直しと改革を進めるとともに、各施策を着実に推進することができるよう、適切な事業の評価・検証を行い、本計画の進捗管理に努めていただきたい。
- 4 本審議会における審議内容をはじめ、市民意識調査及び市民ワークショップで把握された市民のニーズ等を十分考慮し、柔軟かつ的確に計画を推進するとともに、各施策の実施段階においても、市民や有識者等の意見を十分踏まえて取り組まれるよう努めていただきたい。

水俣市総合計画策定審議会委員名簿

委員氏名 (敬称略、50音順)	所 属 等	水俣市総合計画策定審議会設置条例 第3条第2項における類型
◎明石 照久	熊本県立大学 名誉教授	学識経験者
網中 良明	水俣市自治会長会 副会長	市長が適當と認める者
上野 義郎	水俣商工会議所 常議員	市長が適當と認める者
浮島 清己	寄ろ会みなまた 20 区寄ろ会世話人	市長が適當と認める者
榮永 徳博	水俣市体育協会 副会長	市長が適當と認める者
小島 直美	水俣市健康づくり推進協議会 委員	市長が適當と認める者
坂本 隆司	水俣市環境 ISO 市民監査委員会 委員	市長が適當と認める者
関 洋一	水俣市総務部長	市長が適當と認める者
高木 真一	水俣市社会福祉協議会 事務局長	市長が適當と認める者
谷口 明弘	水俣市議会議員	市議会議員
西村 慈子	市民公募委員	市長が適當と認める者
藤下 純子	水俣市PTA連絡協議会 家庭教育委員長	市長が適當と認める者
松本 武	水俣青年会議所 理事長(2018 年度)	市長が適當と認める者
萬谷 まゆみ	水俣市地域婦人会連絡協議会 副会長	市長が適當と認める者
○森川 武治	みなまた観光物産協会 代表理事	市長が適當と認める者

◎:会長 ○:副会長

資料編

庁内組織名簿

(1) 庁議構成員

職名	氏名
市長	高岡 利治
副市長	小林 信也
教育長	小島 泰治
総合政策部長	帆足 朋和
総務部長	関 洋一
福祉環境部長	深江 浩一郎
産業建設部長	城山 浩和
総合医療センター事務部次長	松木 幸蔵
水道局長	岩井 昭洋
議会事務局長	岩下 一弘

(2) 策定委員会委員

職名	氏名
政策推進課長	設楽 聰（委員長）
危機管理防災課長	中村 俊彦
総合政策部次長（新庁舎建設課長）	本田 聖治
総務部次長（総務課長）	坂本 祐一
財政課長	梅下 俊克
税務課長	久保 敏博
市民課長	永田 久美子
環境課長	柿本 英行
水俣病資料館長	上田 敬祐
いきいき健康課長	竹下 浩久
福祉課長	小形 浩充
経済観光課長	福成 嘉和
農林水産課長	一期崎 充
土木課長	田畠 文寿
産業建設部次長（都市計画課長）	田中 真也
下水道課長	金子 昌宏
教育総務課長	岩井 浩昭
生涯学習課長	島田 竜守
スポーツ振興課長	緒方 卓也
会計課長	岡本 夫美代
水道局長	岩井 昭洋
総合医療センター事務部次長（総務課長）	松木 幸蔵

(3) 第6次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム

部会	職名	氏名
産業・経済	農林水産課課長補佐（林務水産振興係長）	柴田 明敏
	農林水産課主幹（農業振興係長）	元村 安宏
	経済観光課 観光振興室参事	富吉 正一郎
	市民課 市民生活係主査	吉富 悠哉
	経済観光課 経済振興室主事	大矢 尋俊
	政策推進課 政策推進室次長（事務局）	元村 仁美
人づくり	政策推進課 水俣環境アカデミア次長	田上 朋史
	福祉課 子ども子育て支援室次長	淵上 大輔
	スポーツ振興課 スポーツ振興係参事	中村 香織
	生涯学習課 文化振興係主事	竹田 耕岳
	教育総務課 総務係主事	西村 太志
	政策推進課 政策推進室主事（事務局）	平松 奈津美
保健・医療・福祉	福祉課 障がい福祉支援係参事	中村 誠孝
	いきいき健康課 健康推進係主査	町田 和恵
	いきいき健康課 高齢介護支援室主事	中村 真祐
	市民課 年金医療保険係主事	中食 晴佳
	総合医療センター事務部総務課総務係主事	岩下 浩之
	政策推進課 政策推進室主査（事務局）	荒木 裕司
環境 (快適な暮らし)	環境課 環境政策室主事	大塚 美樹
	環境課 環境クリーンセンター主事	川端 康平
	都市計画課 都市計画係主事	菊池 光太郎
	下水道課 建設係技師	坂元 大祐
	水俣病資料館主事	松村 亜衣
	政策推進課 政策推進室参事（事務局）	岡本 恵介
生活基盤 (安全・安心)	危機管理防災課危機管理防災室危機管理監	長谷川 勝
	新庁舎建設課 新庁舎建設室次長	岩崎 徹哉
	土木課 道路公園管理室参事	倉井 利幸
	水道局 施設工務係参事	野中 省一
	都市計画課 建築住宅係主査	木村 充伸
	政策推進課 政策推進室主査（事務局）	荒木 裕司
行政経営	税務課主幹（収納対策室次長）	山内 一也
	総務課主幹（行政係長）	山口 真也
	財政課 契約管財係参事	松下 宏徳
	総務課 総務係主査	栗本 大詩
	財政課 財政係主査	渕上 真理
	政策推進課長（政策推進室長事務取扱）（事務局）	設楽 聰

資料編

市民意識調査結果

1 趣旨

変動著しい社会情勢を受け、市民のニーズはますます多様化・高度化する中、水俣市の地域特性を活かした総合的かつ計画的な行政運営を図る「第6次水俣市総合計画」の策定に当たり、その基礎資料とするため、本市との協定に基づく連携・協力関係にある慶應義塾大学が実施した市民意識調査結果を取りまとめました。

2 調査内容

- 一般的な市民の意識調査（住みやすさ、交通の便、家庭行事、食事など）
- 一般的な健康・福祉に関する調査（健康増進意識、子育てのしやすさなど）
- 教育に関する調査（塾通い、課外活動、通学時間など）
- 産業に関する調査（産業誘致など）
- 防災・防犯に関する調査（避難所の認識、避難袋の準備状況など）
- 環境に関する調査（環境意識、ゴミの量、ゴミ分別の負担など） 等

3 実施主体 慶應義塾大学環境情報学部 植原啓介 研究室

4 調査時期 平成28年12月～平成29年1月31日

5 調査対象 全戸調査（11, 891世帯）

6 回収数 4, 222世帯

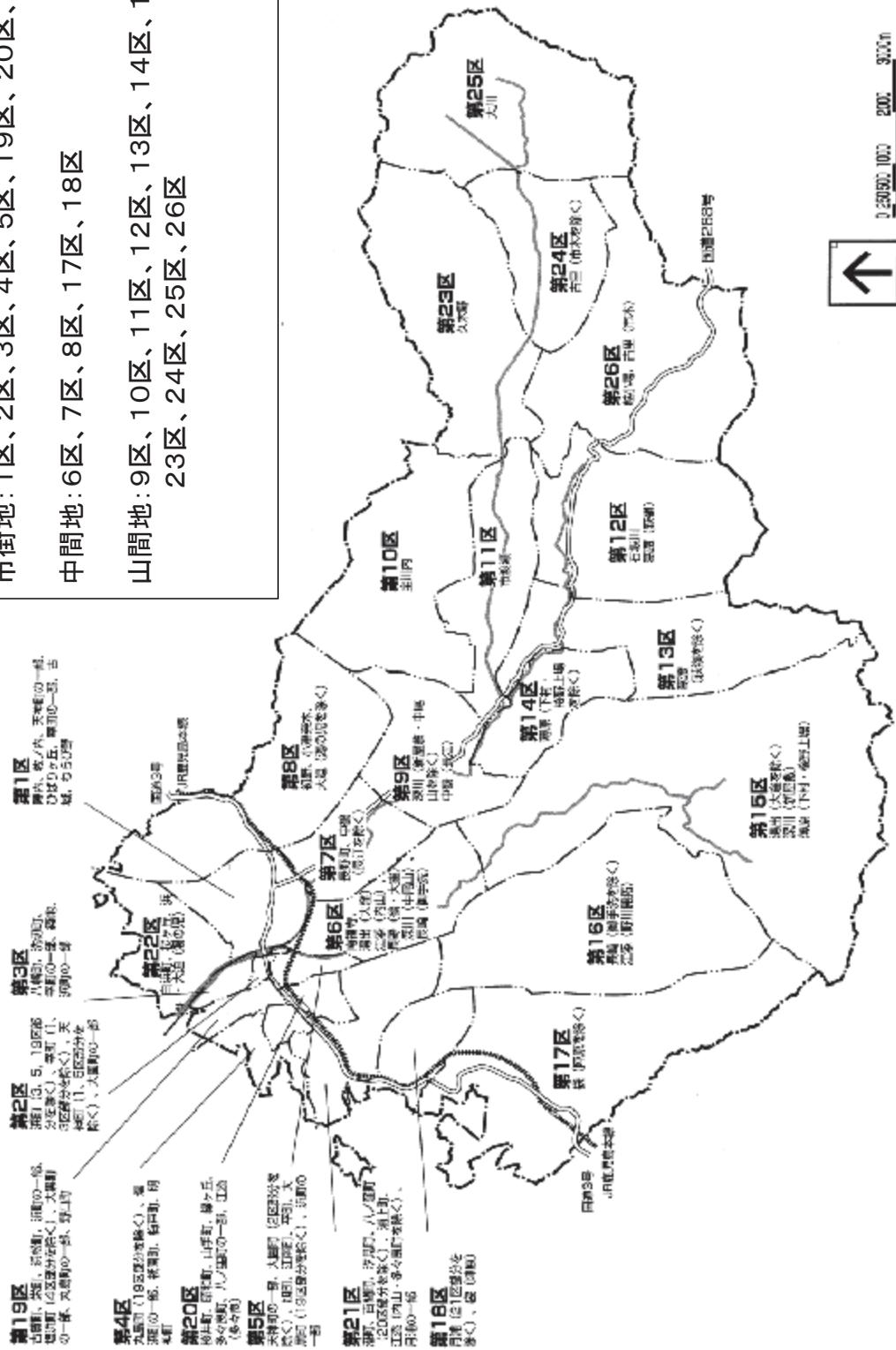
7 回収率 36%

地区割り図

(アンケート上の地域区分)

市街地：1区、2区、3区、4区、5区、19区、20区、21区、22区
中間地：6区、7区、8区、17区、18区

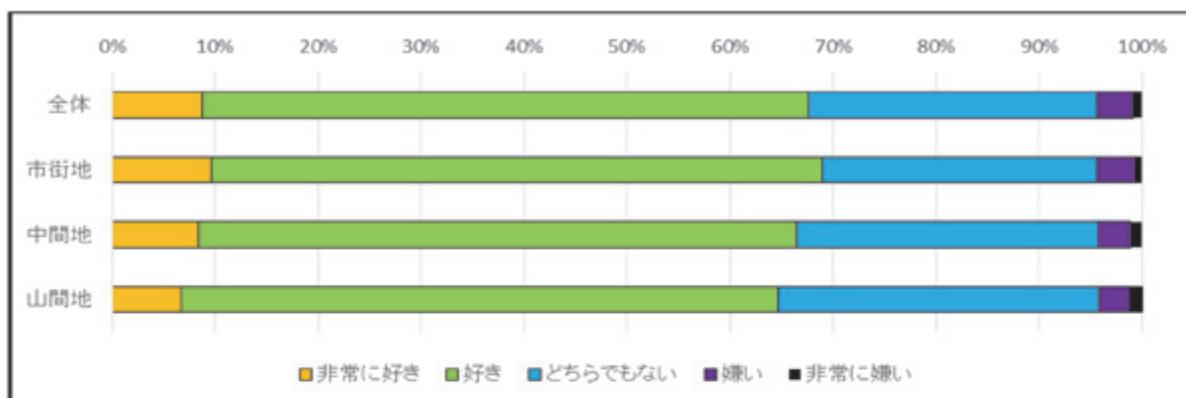
山間地：9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、
23区、24区、25区、26区



資料編

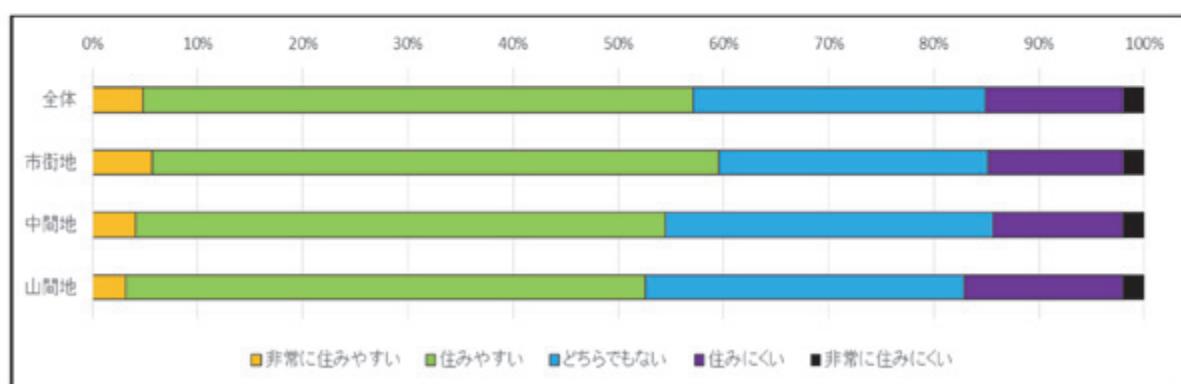
質問

1 あなたは水俣市が好きですか？



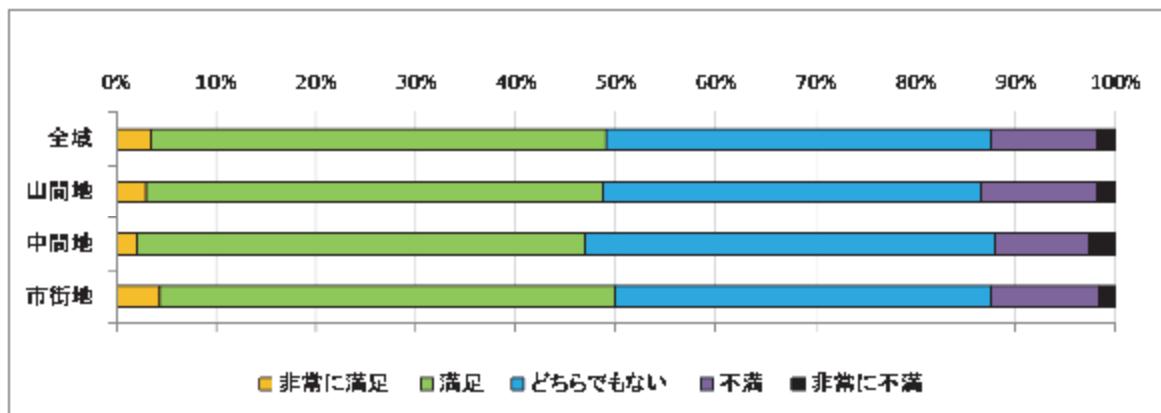
全体の67.6%の世帯が、水俣市のこと「非常に好き」又は「好き」と感じており、山間地よりも市街地の方がその傾向が若干高い結果となりました。一方、「嫌い」「非常に嫌い」と答えた世帯は全体の4.4%でした。

2 水俣市は他の場所と比較して住みやすいと感じますか？



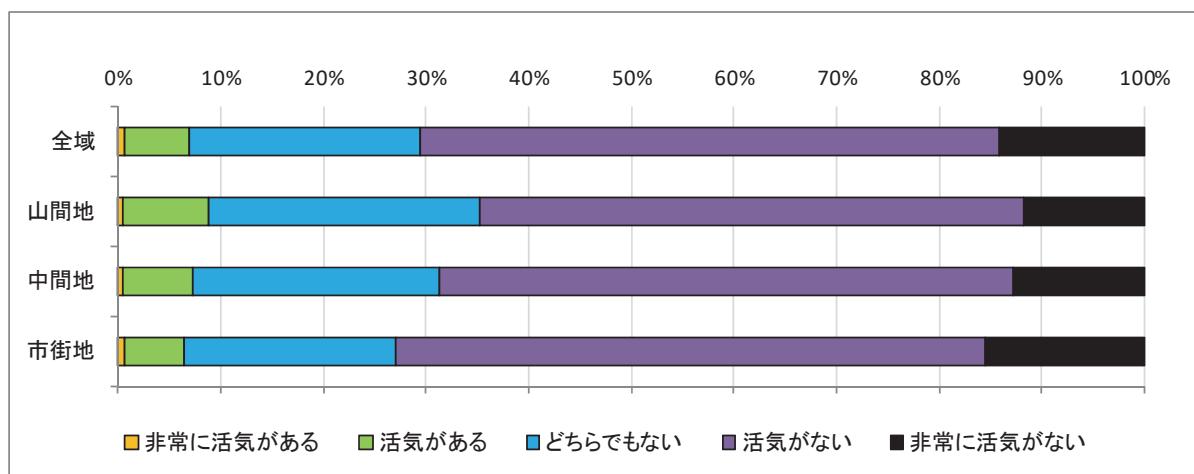
全体の57.1%の世帯が、「非常に住みやすい」「住みやすい」と感じており、山間地よりも市街地の方がその傾向が高い結果となりました。一方、「住みにくい」「非常に住みにくい」と答えたのは全体の15.1%で、市街地よりも山間地の方がその傾向が若干高い結果となりました。

3 地域の人々や友人と比較して、現在の生活にどの程度満足していますか？



ほぼ半数の世帯が現在の生活に満足していると答えており、全体の38.5%の世帯が「どちらでもない」、12.5%の世帯が「不満」「非常に不満」という結果でした。

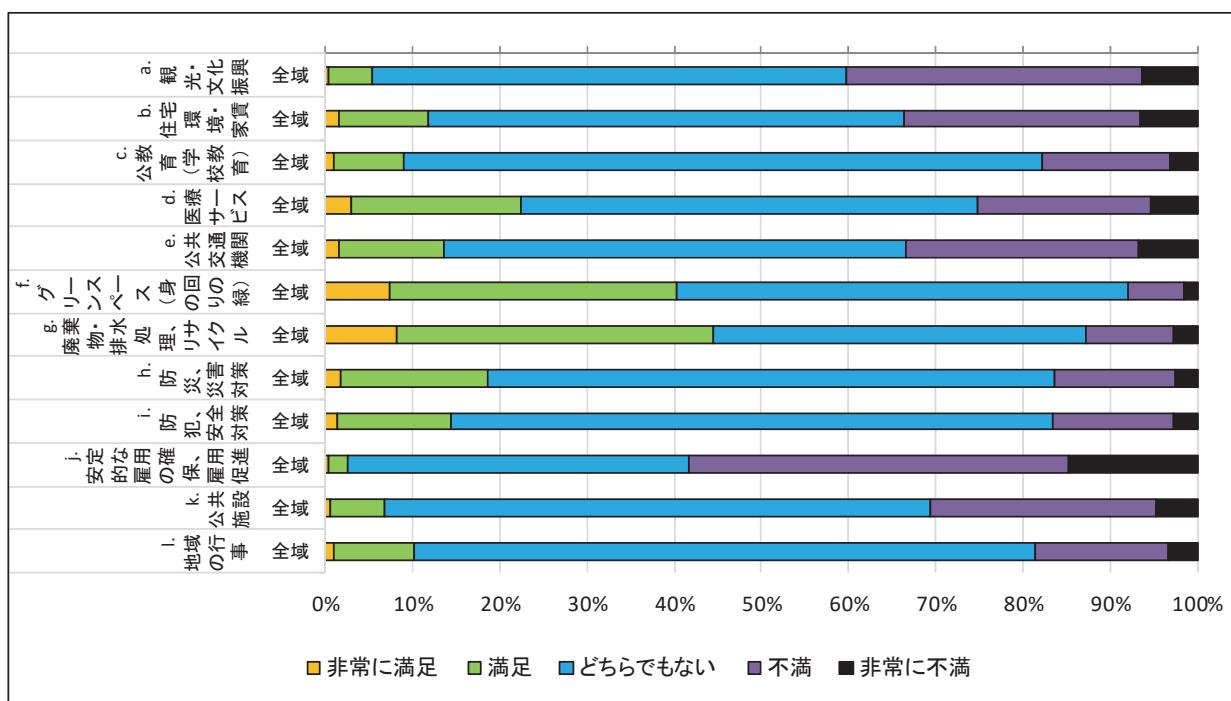
4 水俣市の現在の活気をどう感じていますか？



「非常に活気がある」「活気がある」と答えたのは全体の約7%であり、約70%の世帯が「活気がない」「非常に活気がない」と感じているという結果でした。

5 生活の上で、以下の項目に関する満足度についてお答えください。

- a. 観光・文化振興
- b. 住宅環境・家賃
- c. 公教育(学校教育)
- d. 医療サービス
- e. 公共交通機関
- f. グリーンスペース(身の回りの緑)
- g. 廃棄物・排水処理、リサイクル
- h. 防災、災害対策
- i. 防犯、安全対策
- j. 安定的な雇用の確保、雇用促進
- k. 公共施設
- l. 地域の行事



資料編

(観光・文化振興)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の5.4%であり、40.2%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の54.4%でした。

(住宅環境・家賃)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の11.7%であり、33.7%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の54.6%でした。

(公教育(学校教育))

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の8.9%であり、11.7%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の73.3%でした。

(医療サービス)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の22.4%であり、25.3%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の52.3%でした。

(公共交通機関)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の13.6%であり、33.5%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の52.9%でした。また、山間地ほど不満と感じている世帯の比率が高い傾向がありました。

(グリーンスペース(身の回りの緑))

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の40.3%であり、8%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の51.7%でした。

(廃棄物・排水処理、リサイクル)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の44.5%であり、12.8%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の42.7%でした。

(防災、災害対策)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の18.5%であり、16.4%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の65.1%でした。

(防犯、安全対策)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の14.3%であり、16.5%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の69.1%でした。

(安定的な雇用の確保、雇用促進)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の2.5%であり、58.3%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の39.3%でした。

(公共施設)

「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の6.9%であり、30.7%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の62.5%でした。

(地域の行事)

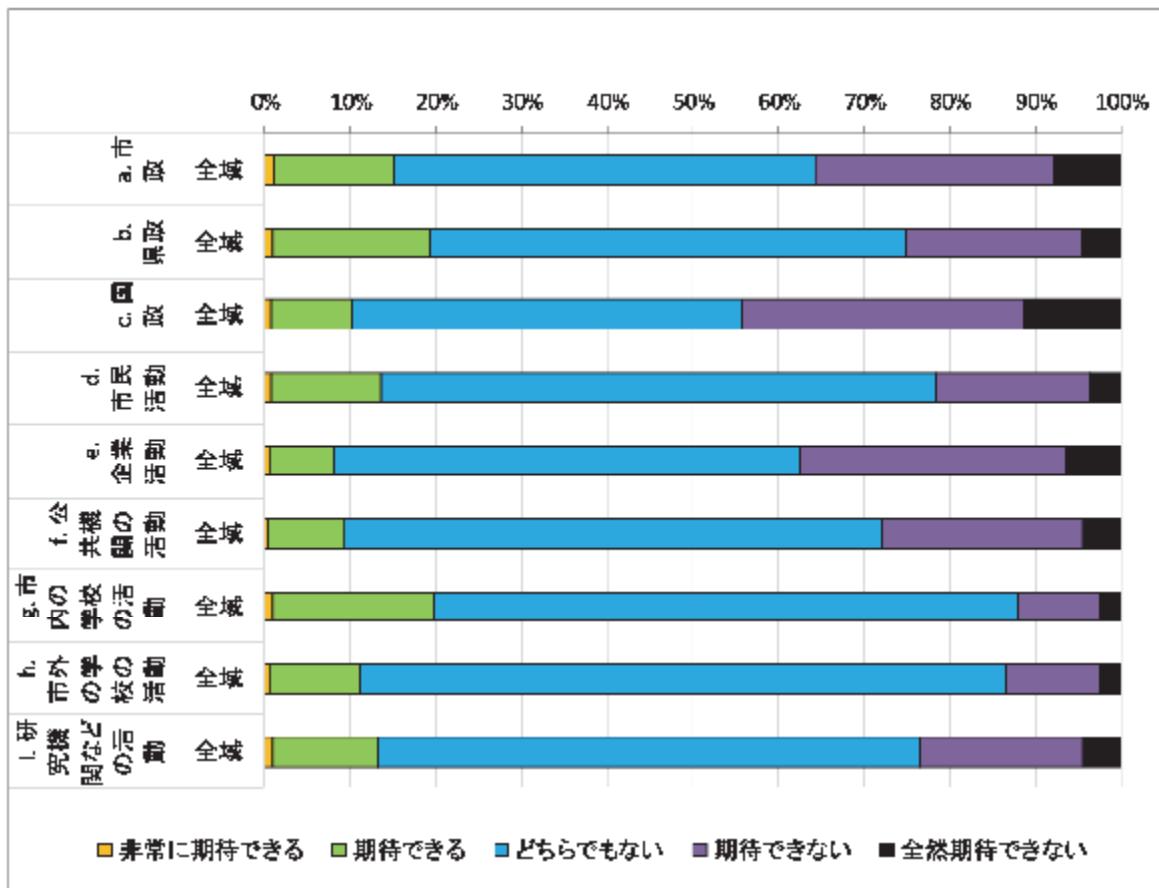
「非常に満足」「満足」と答えたのは全体の10.2%であり、18.5%の世帯が「不満」「非常に不満」と感じているという結果でした。「どちらでもない」という世帯は全体の71.3%でした。

【総評】

ほぼ半数以上の世帯が「どちらでもない」と答えており、自然環境、ごみ処理等に対する満足度は比較的高く、観光・文化振興、住環境、雇用環境等に対する満足度が比較的低かったことから、環境面での取組については一定の評価がされている一方、観光、住環境、経済面での取組についての評価が低いことがうかがえます。

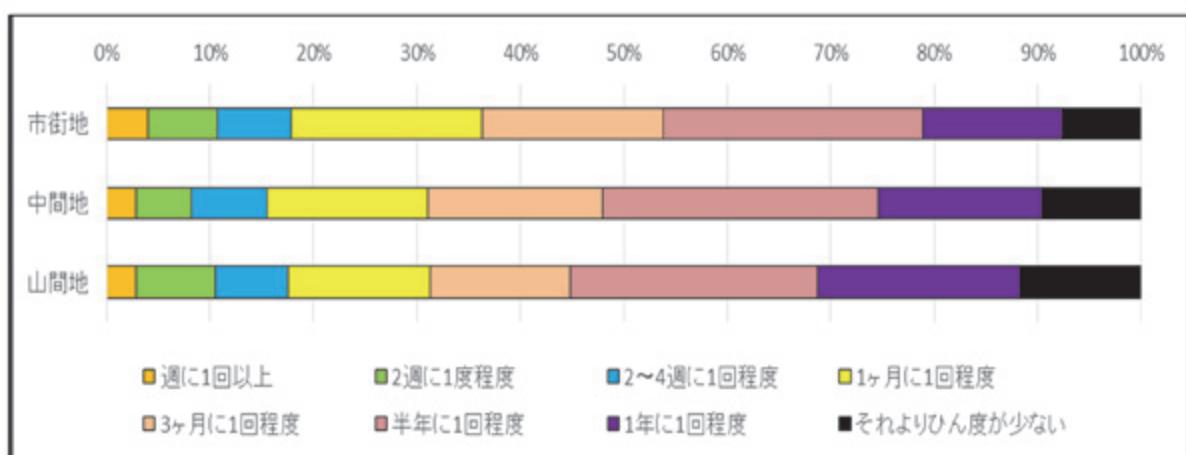
6 水俣市がよりよい街になるための以下の項目の期待度についてお答えください。

- a. 市政
- b. 県政
- c. 国政
- d. 市民活動
- e. 企業活動
- f. 公共機関の活動
- g. 市内の学校の活動
- h. 市外の学校の活動
- i. 研究機関などの活動



「非常に期待できる」「期待できる」と答えた世帯が最も多かった項目は、「市内の学校の活動」で、全体の19.8%でした。全項目中、「市内の学校の活動」のみ、「非常に期待できる」「期待できる」の比率が、「期待できない」「全然期待できない」の比率を上回っていることから、市内の教育機関(小・中・高校)へ寄せる期待が、他の項目と比べて高いことがうかがえます。

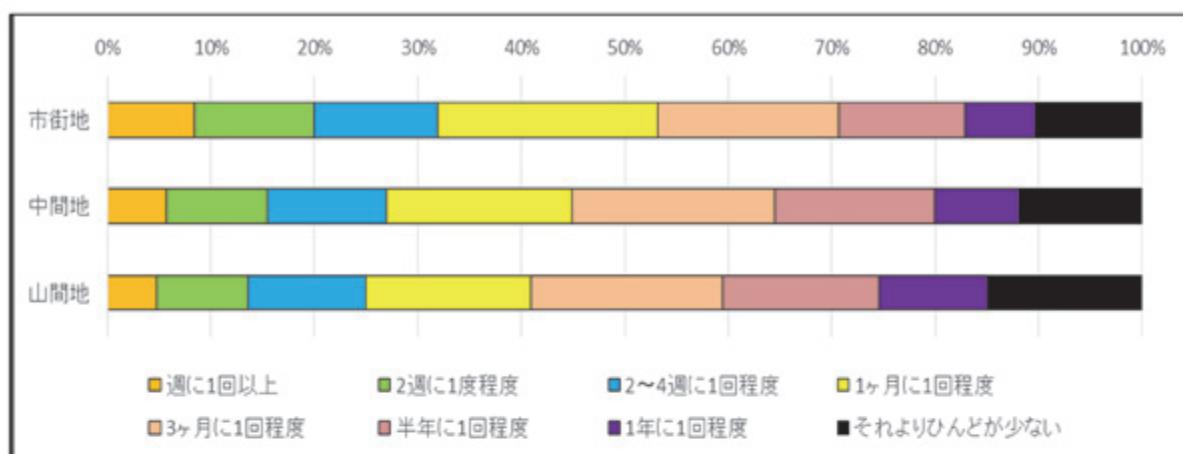
7 あなたの世帯ではどのくらいのひん度で家族行事(行楽、墓参りなど)を実施していますか？



各地域とも、「半年に1回程度」が最も多い結果でした。次に多かったのが、市街地では「1ヶ月に1回程度」、中間地では「3ヶ月に1回程度」、山間地では「1年に1回程度」となっており、地域により異なる結果となりました。全体的に山間地より市街地の方が、その頻度が高いことがわかります。

資料編

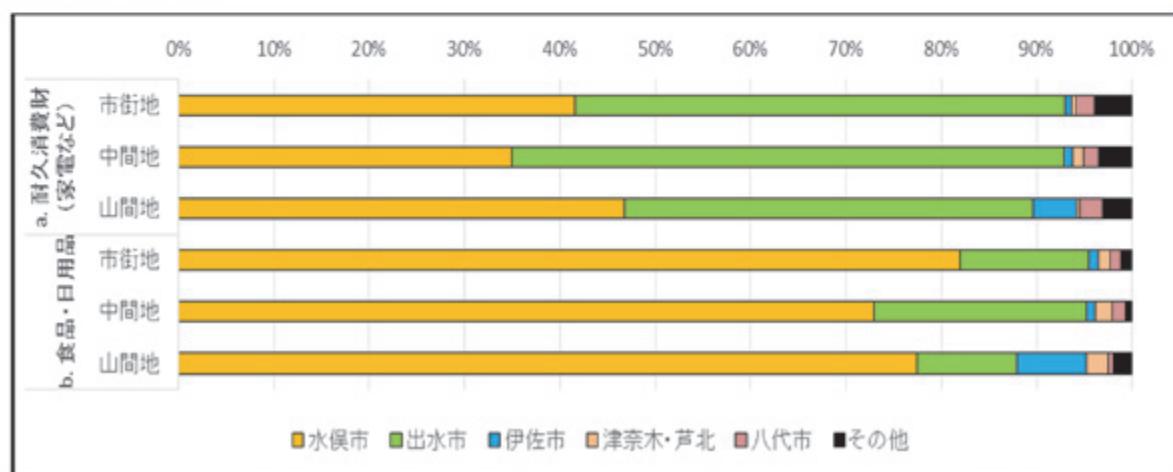
8 あなたの世帯ではどのくらいのひん度で外食をしますか？



市街地では「1ヶ月に1回程度」、中間地及び山間地では「3ヶ月に1回程度」のひん度で外食をすると答えた世帯が最も多い結果となりました。全体的に、山間地より市街地の方が、その頻度が高いことがわかります。

9 あなたの世帯では普段どこで買物をしますか？

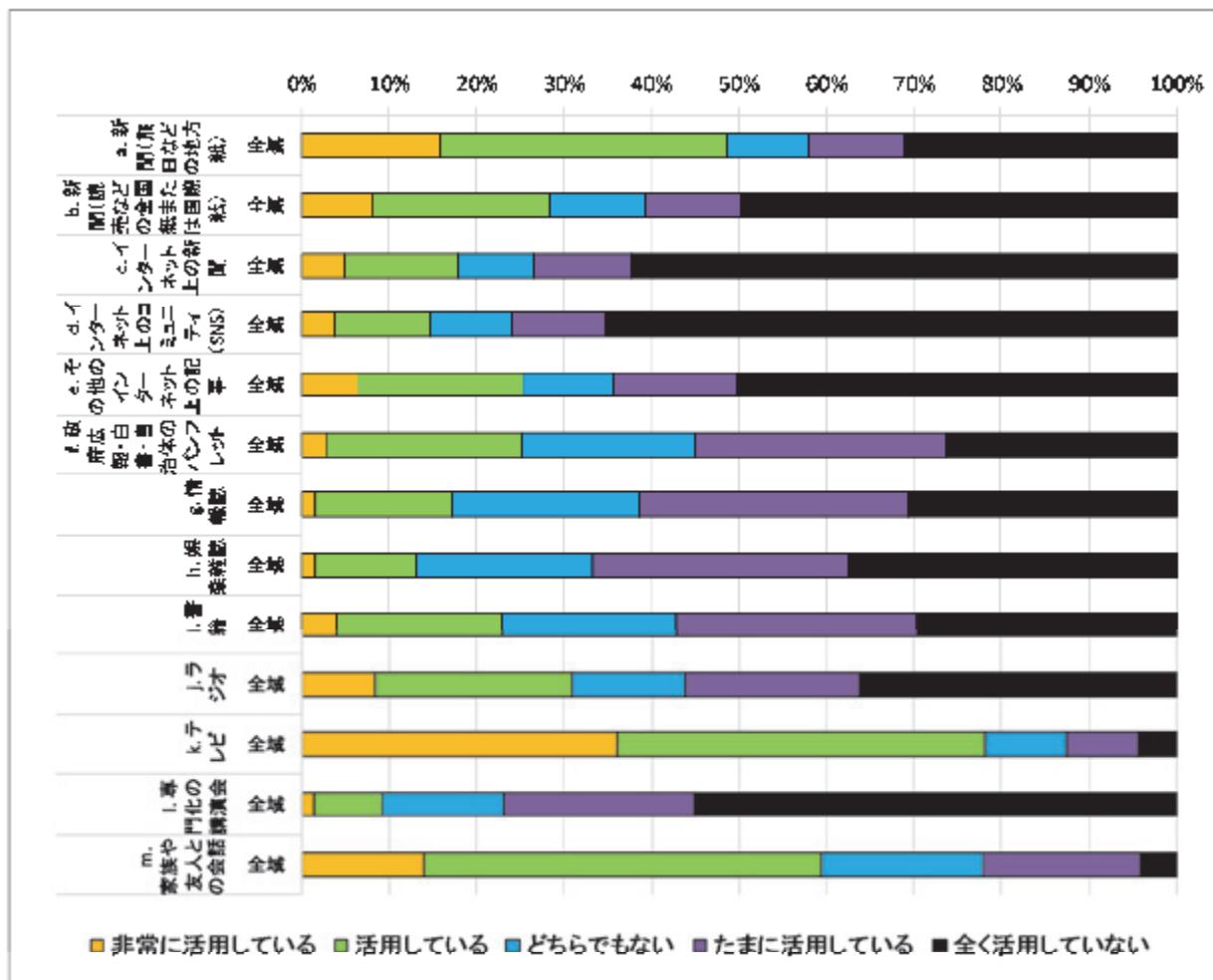
- a. 耐久消費財(家電など)
- b. 食品・日用品



耐久消費財については、市街地と中間地では「出水市」で買物をする世帯が「水俣市」で買物をする世帯よりも多い結果となりました。食品・日用品については、水俣市内で買物をする世帯が最も多い結果となりました。

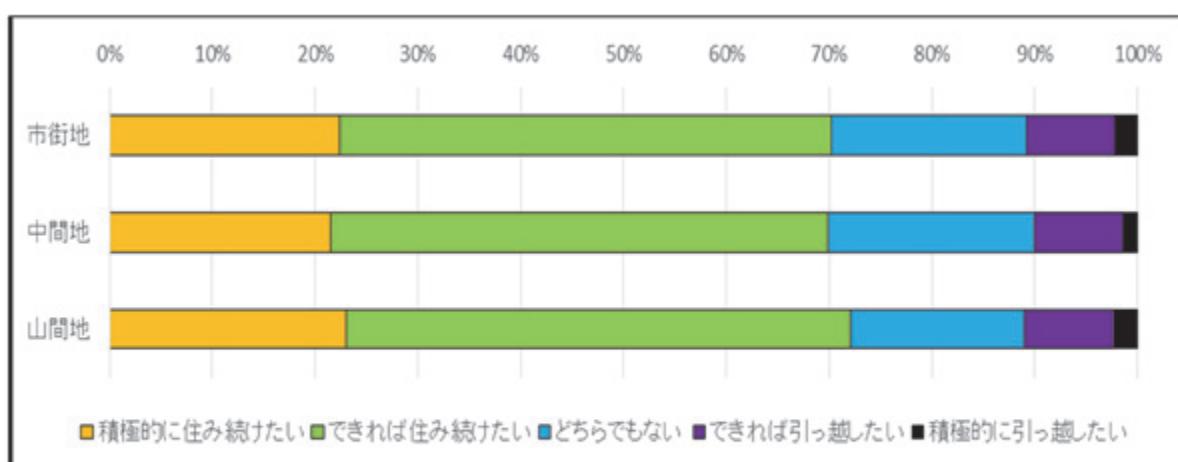
10 あなたの世帯の情報源について、活用の度合いをお答えください。

- a. 新聞(熊日などの地方紙)
- b. 新聞(読売などの全国紙または国際紙)
- c. インターネット上の新聞
- d. インターネット上のコミュニティ(SNS)
- e. その他のインターネット上の記事
- f. 政府広報・白書・自治体のパンフレット
- g. 情報誌
- h. 娯楽雑誌
- i. 書籍
- j. ラジオ
- k. テレビ
- l. 専門化の講演会
- m. 家族や友人との会話



「テレビ」を情報源として「非常に活用している」「活用している」と回答した世帯が78.2%と最も多く、次いで「家族や友人の会話」が59.3%、「新聞(地方紙)」が48.7%という結果でした。

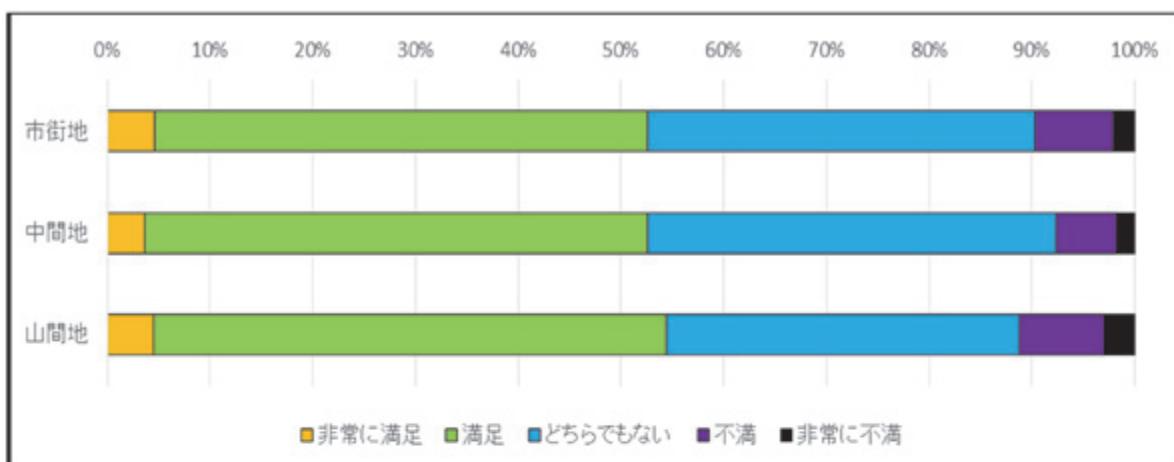
11 あなたの世帯は今後も水俣市に住み続けたいと思いますか？ 実際に住み続けるつもりかどうかにとらわれず、ご希望をお答えください。



市街地の70.2%、中間地の70%、山間地の72.1%の世帯が「積極的に住み続けたい」「できれば住み続けたい」と思っている結果となりました。

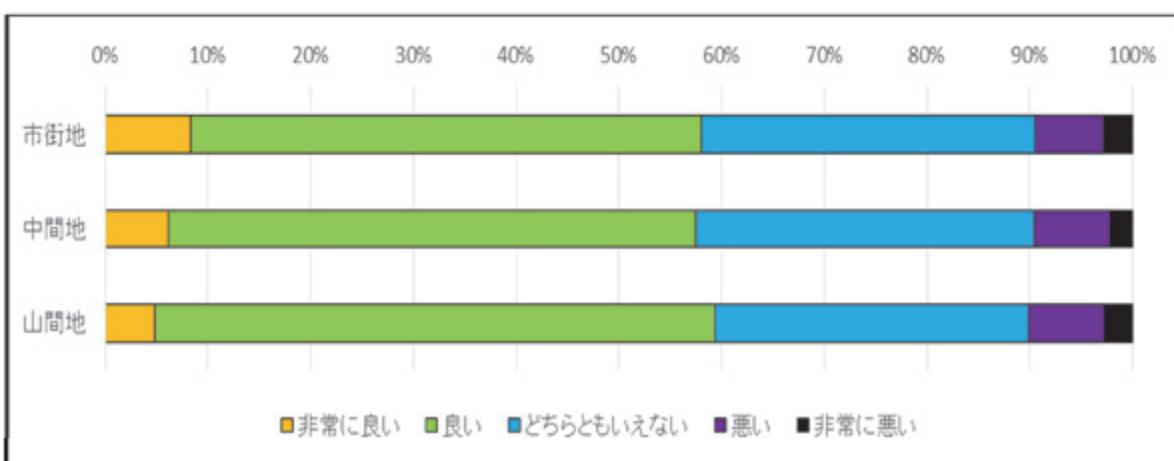
資料編

12 総合して現在の生活にどの程度満足していますか？



全体の52.9%の世帯が、総合して現在の生活に満足している結果となりました。一方、「不満」「非常に不満」という世帯は9.4%でした。「どちらでもない」という世帯は37.7%でした。

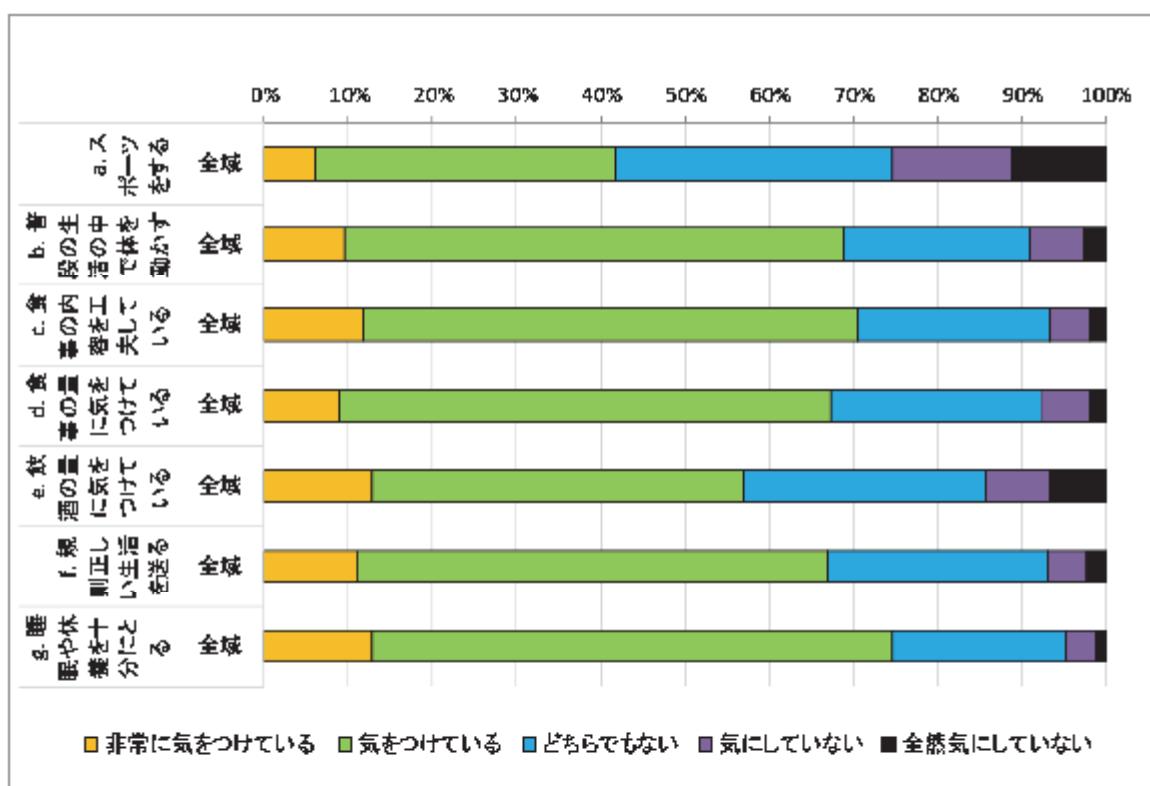
13 あなたの世帯の健康はどうですか？ 特定の個人にとらわれず、世帯全体を総合的にみてお答えください。



全体の58.1%の世帯が、世帯全体の健康状態が「非常に良い」「良い」と感じている結果となりました。一方、「悪い」「非常に悪い」と感じている世帯は9.6%でした。「どちらでもない」という世帯は32.3%でした。

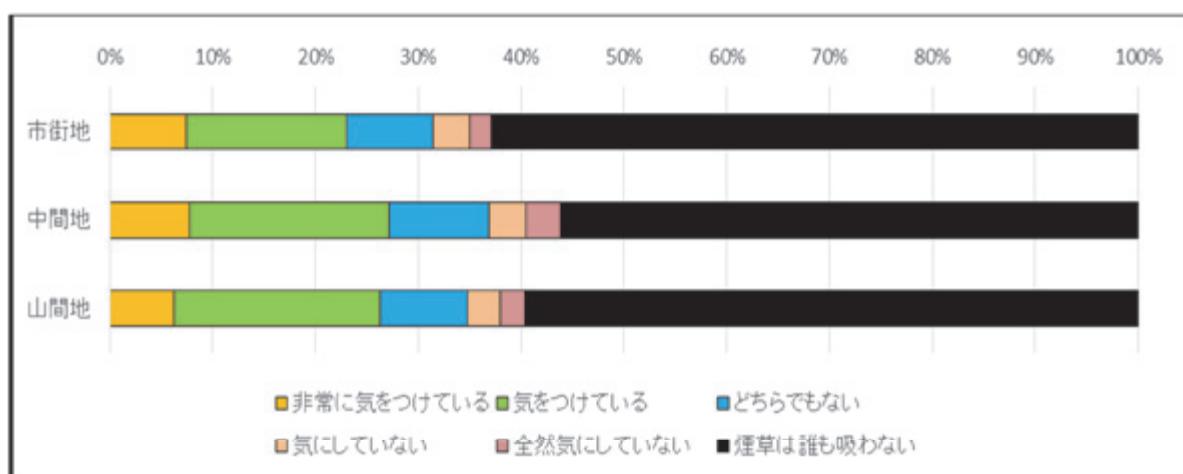
14 健康のために気をつけている項目について、その度合をお答えください。

- a. スポーツをする
- b. 普段の生活の中で体を動かす
- c. 食事の内容を工夫している
- d. 食事の量に気をつけている
- e. 飲酒の量に気をつけている
- f. 規則正しい生活を送る
- g. 睡眠や休養を十分にとる



スポーツと飲酒以外の項目では、70%近い世帯が、健康のために「非常に気を付けている」「気を付けている」という結果でした。中でも、「睡眠・休養」、「食事」、「普段の生活の中での運動」について気を付けている世帯が多い結果となりました。

15 健康のためにご家庭では煙草の吸い方に気をつけていますか？

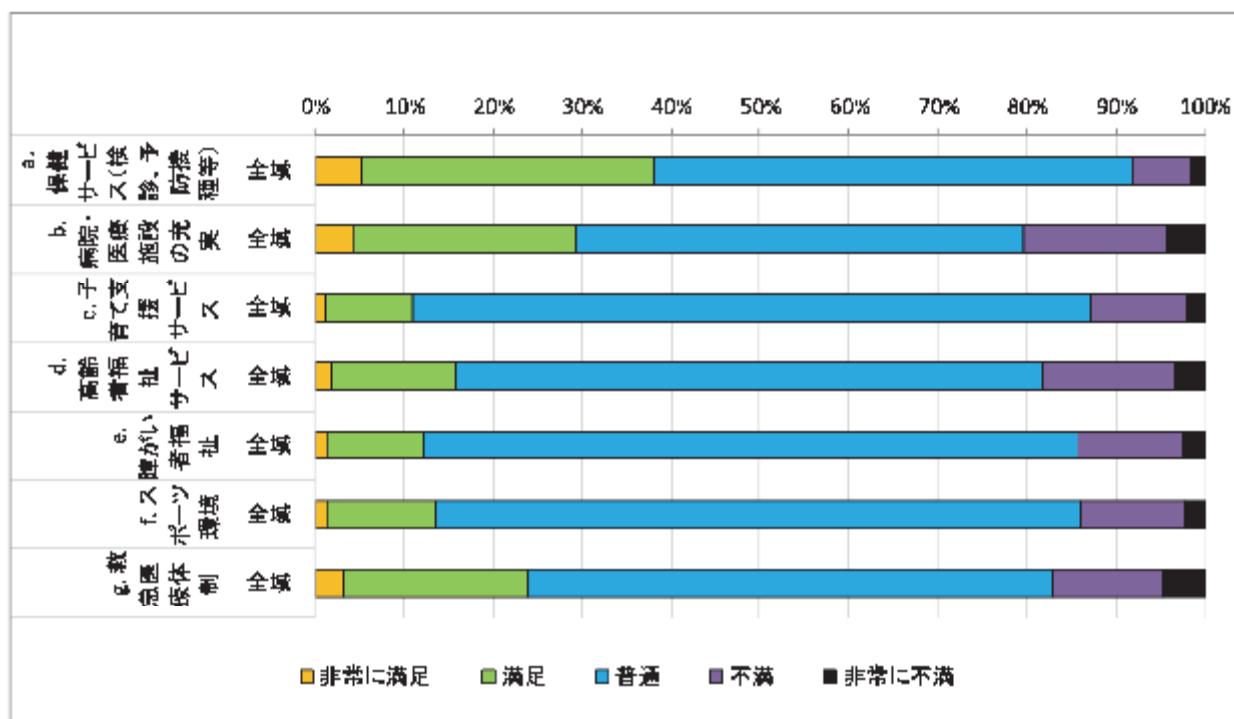


全体の60.6%の世帯は、誰も煙草を吸わないという結果でした。それ以外の世帯(喫煙者のいる世帯)で比較したところ、62.5%の世帯で「非常に気を付けている」「気を付けている」と回答した一方で、15.3%の世帯は「気にしていない」「全く気にしていない」という結果でした。

資料編

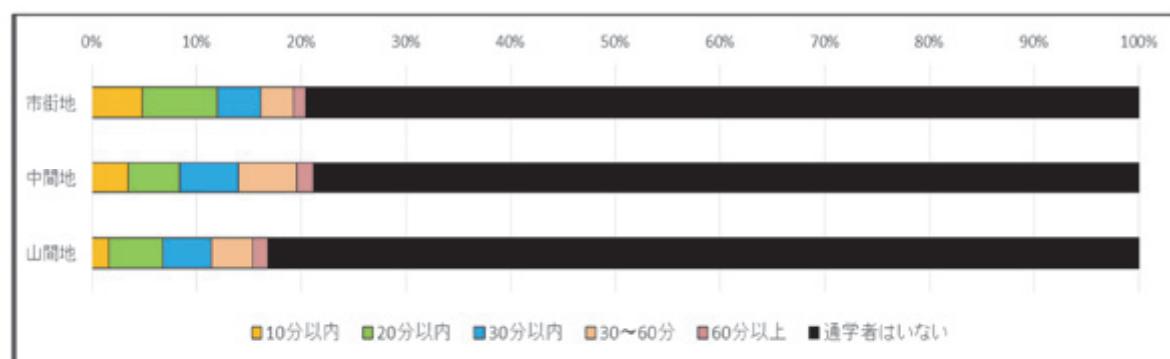
16 以下の項目に関する満足度についてお答えください。

- a. 保健サービス(検診、予防接種等)
- b. 病院・医療施設の充実
- c. 子育て支援サービス
- d. 高齢者福祉サービス
- e. 障がい者福祉
- f. スポーツ環境
- g. 救急医療体制



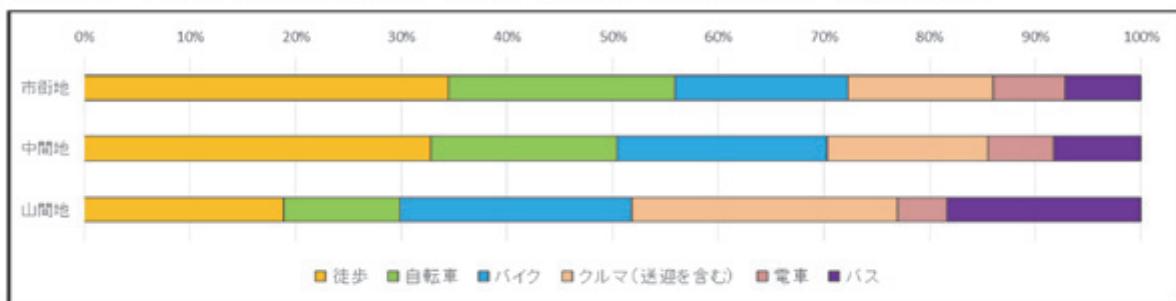
どの項目も半数以上の世帯が「普通」と答えた中、「非常に満足」「満足」と答えた世帯を見ると、保健サービスが38%、病院・医療施設の充実が29.2%、救急医療体制が23.9%と比較的高い結果でした。一方、「不満」「非常に不満」と答えた世帯は、病院・医療施設の充実が20.4%、高齢者福祉サービスが18.3%、救急医療体制が17%という結果でした。全体的に、保健医療体制に満足している世帯は比較的多く、子育て、福祉、スポーツ環境については、満足している世帯が少ないことがうかがえます。

17 世帯の中に小中高校に通っている方がいらっしゃる場合、その通学時間はどのくらいですか？複数いらっしゃる場合は、通学時間が長い方についてお答えください。



ほとんどの世帯が「通学者はない」と答えた中、通学者のいる世帯について見てみると、通学時間が、市街地では10分以内、中間地では30分以内、山間地では20分以内の世帯が最も多いという結果でした。

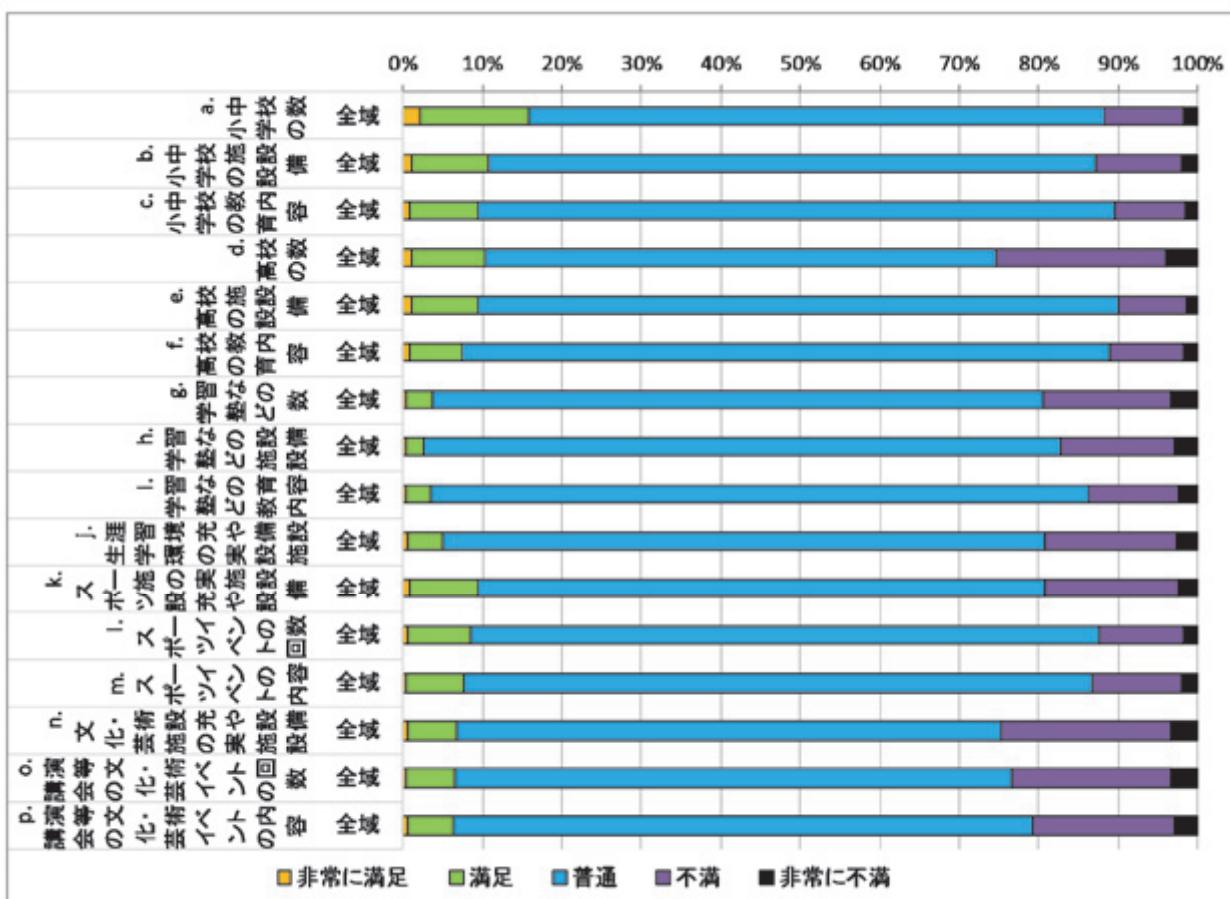
18 問17で「6. 通学者はいない」以外とお答えになった方にお伺いします。その方の主な通学方法はどのようなものですか？ 自転車と電車を利用しているような場合は、距離の長い方をお答えください。



市街地と中間地では「徒歩」通学が、山間地では「クルマ(送迎含む)」が最も多いという結果でした。

19 以下の項目に関する満足度についてお答えください。世帯の中に通学する方がいない場合でも、日常的印象からお答えください。

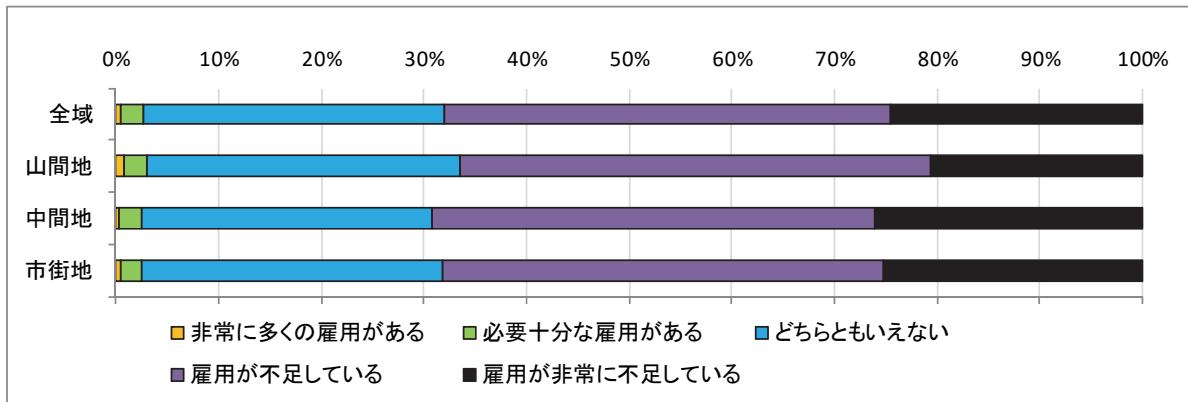
- a. 小中学校の数
- b. 小中学校の施設設備
- c. 小中学校の教育内容
- d. 高校の数
- e. 高校の施設設備
- f. 高校の教育内容
- g. 学習塾などの数
- h. 学習塾などの施設設備
- I. 学習塾などの教育内容
- j. 生涯学習環境の充実や施設設備
- k. スポーツ施設の充実や施設設備
- l. スポーツイベントの回数
- m. スポーツイベントの内容
- n. 文化・芸術施設の充実や施設設備
- o. 講演会等の文化・芸術イベントの回数
- p. 講演会等の文化・芸術イベントの内容



資料編

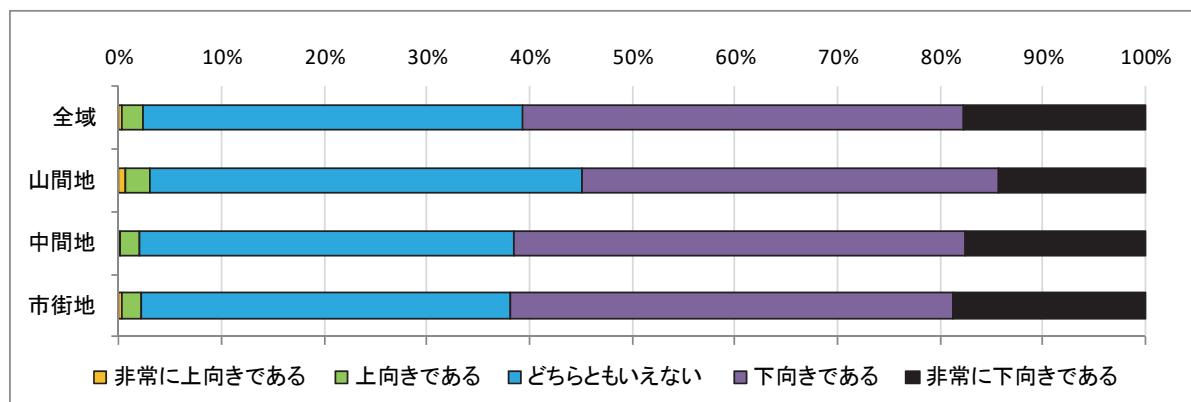
70%から80%の世帯が、ほとんどの項目で「普通」と答えた中、「非常に満足」「満足」と答えた世帯の比率が最も高かった項目は「小中学校の数」で全体の15.9%でしたが、山間地においては、「小中学校の数」に不満を感じている世帯が他の地域の倍近くありました。一方、「不満」「非常に不満」と答えた世帯の比率が比較的高かった項目は、「高校の数」が25.4%、「文化・芸術施設の充実や施設設備」が24.7%、「講演会等の文化・芸術イベントの回数」が23.4%でした。また、「学習塾」の数、設備、内容等に対する満足度が低いことがわかります。

20 現在の水俣市周辺の雇用の状況について、どのような印象をお持ちですか？



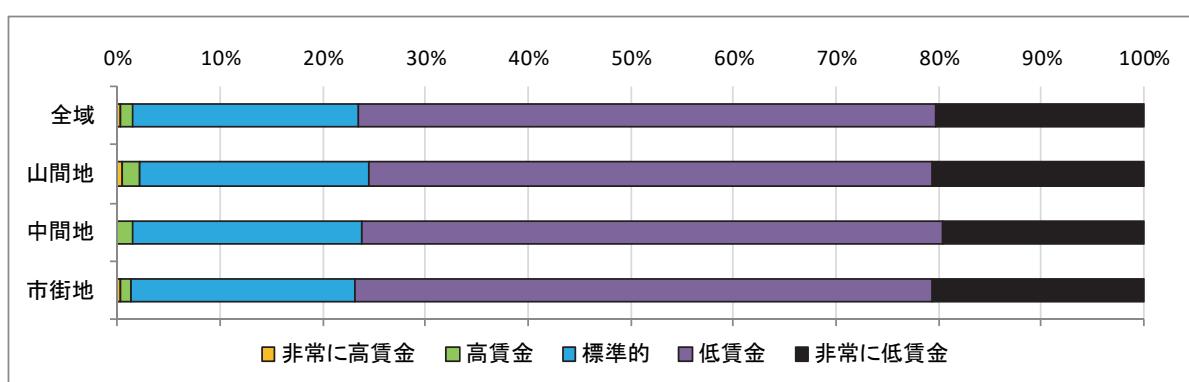
「雇用が不足している」「雇用が非常に不足している」と答えた世帯が68.1%あり、多くの市民が、雇用が不足していると感じているという結果でした。

21 現在の水俣市周辺の経済の動きについて、どのような印象をお持ちですか？



「下向きである」「非常に下向きである」と答えた世帯が60.6%あり、多くの世帯が、経済の動きが下向きであると感じているという結果でした。

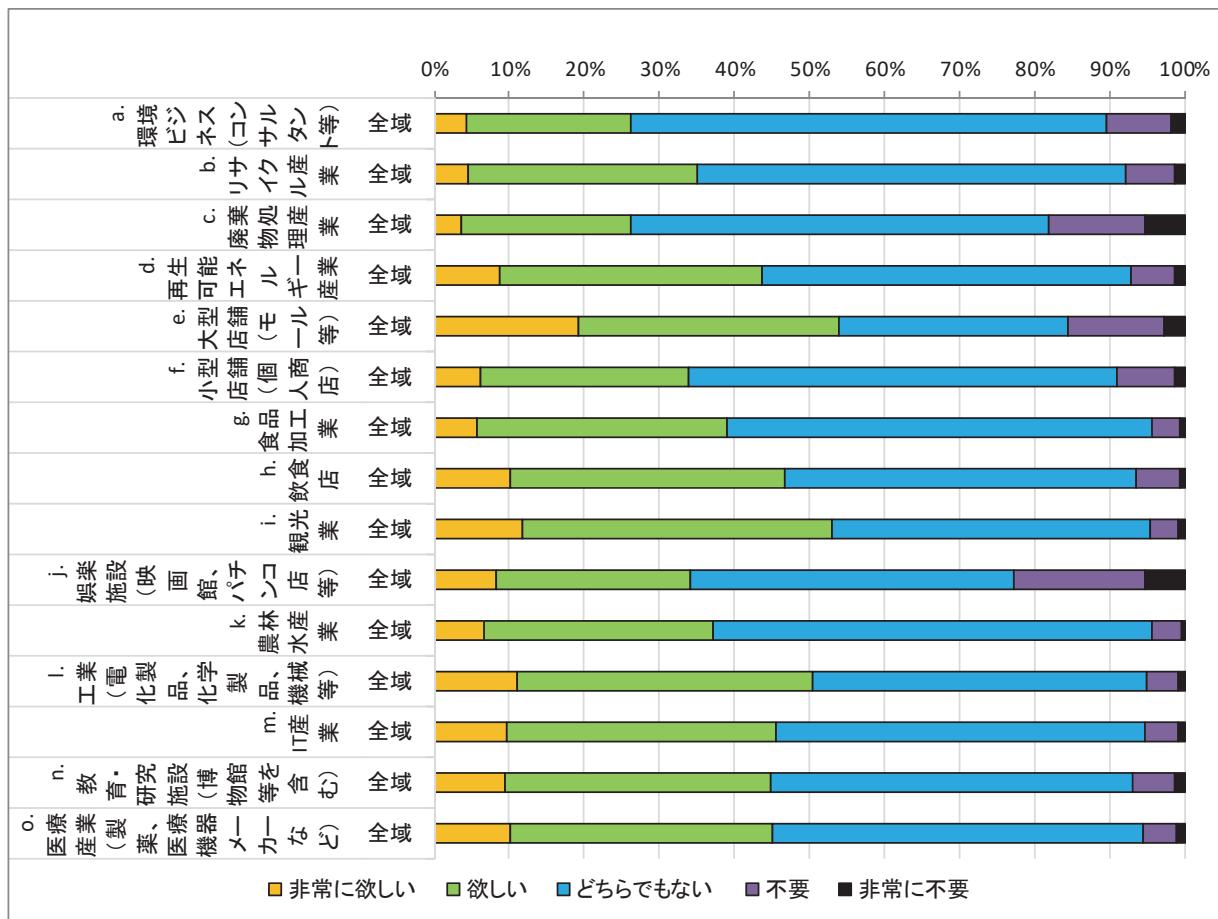
22 現在の水俣市周辺の雇用における賃金について、どのような印象をお持ちですか？



「低賃金」「非常に低賃金」と答えた世帯が全体で76.5%あり、多くの世帯が、水俣市周辺の雇用における賃金が低いと感じているという結果でした。

23 水俣市に今後欲しい、あるいは拡大して欲しい産業分野についてお答えください。

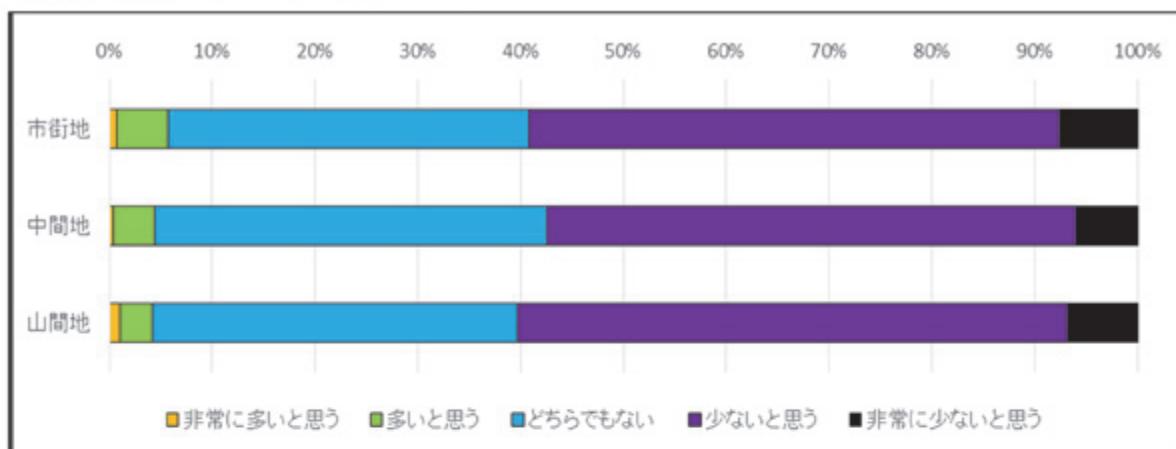
- a. 環境ビジネス(コンサルタント等)
- b. リサイクル産業
- c. 廃棄物処理産業
- d. 再生可能エネルギー産業
- e. 大型店舗(モール等)
- f. 小型店舗(個人商店)
- g. 食品加工業
- h. 飲食店
- i. 観光業
- j. 娯楽施設(映画館、パチンコ店等)
- k. 農林水産業
- l. 工業(電化製品、化学製品、機械等)
- m. IT産業
- n. 教育・研究施設(博物館等を含む)
- o. 医療産業(製薬、医療機器メーカーなど)



「非常に欲しい」「欲しい」と答えた世帯が多かったのは、「大型店舗(モール等)」が54%、「不要」「非常に不要」は15.5%、「観光業」が53%、「工業(電化製品、化学製品、機械等)」が50.5%という結果でした。一方、「不要」「非常に不要」と答えた世帯が比較的多かった項目は、「娯楽施設(映画館、パチンコ店等)」が22.7%、「廃棄物処理産業」が18.2%でした。また、「どちらでもない」と答えた世帯が最も多いのは「環境ビジネス(コンサルタント等)」で63.4%でした。ほとんどの項目で、「不要」「非常に不要」と答えた世帯の比率は低く、一定の要望があることがうかがえます。

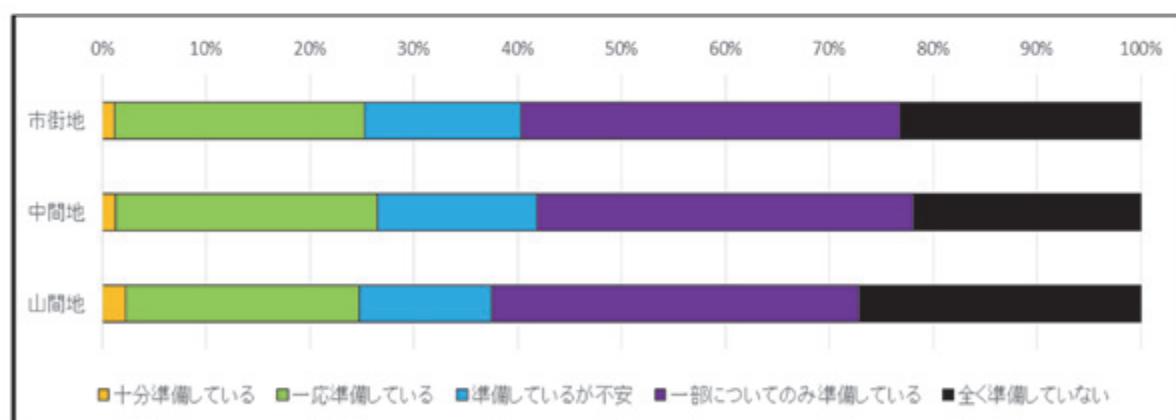
資料編

24 水俣市は犯罪が多いと思いますか？



約60%の世帯が、水俣市は犯罪が「少ない」「非常に少ない」と思っているという結果でした。

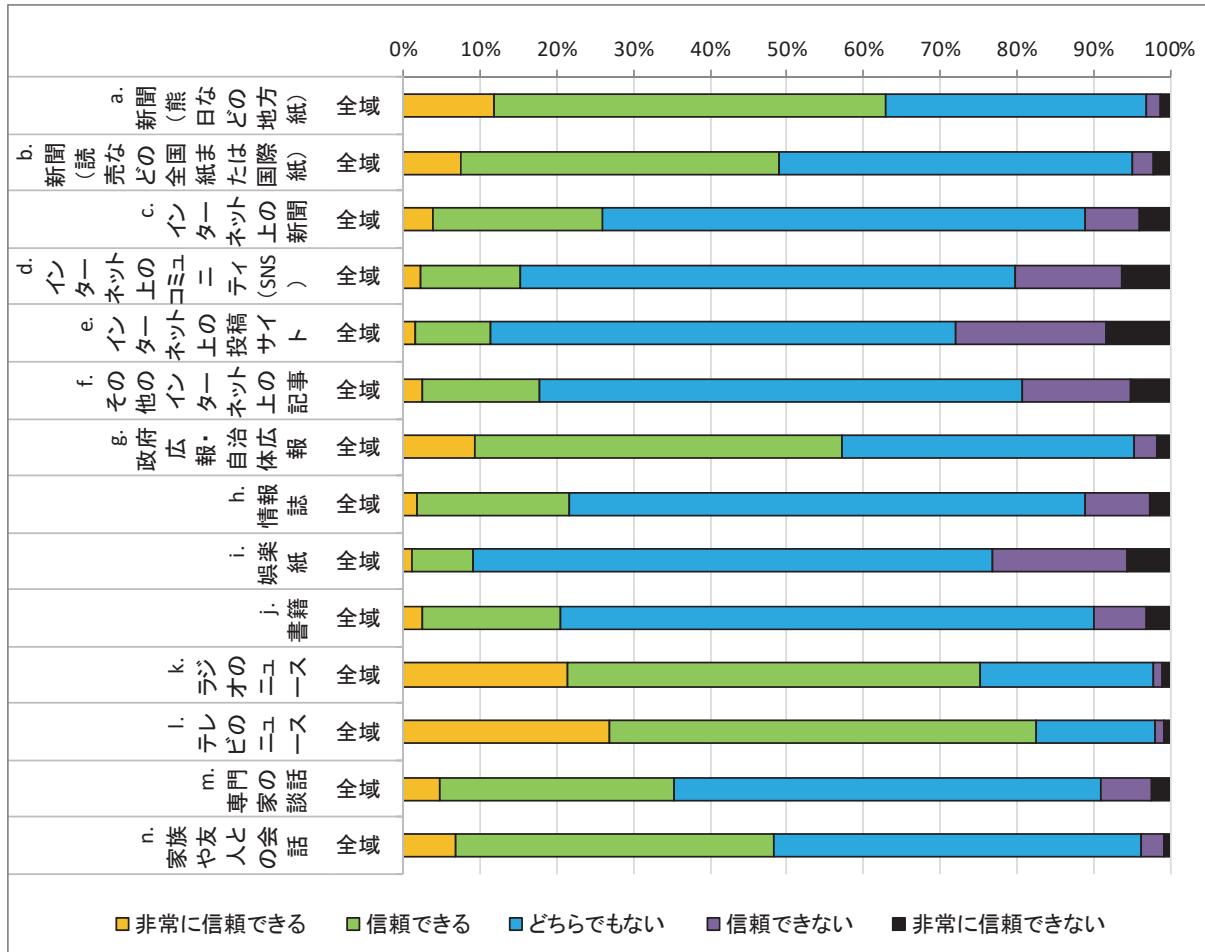
25 災害に備えて、備蓄や非常袋の準備をしていますか？



全体で見ると、「十分準備している」「一応準備している」と答えた世帯が25.5%、「準備しているが不安」と答えた世帯が59.8%、「一部についてのみ準備している」世帯が36.2%、「全く準備していない」世帯が23.6%という結果で、70%以上の世帯が何らかの準備をしていることがわかります。

26 災害時にどのような情報を信頼しますか？ 各メディアの信頼度をお答えください。

- a. 新聞(熊日などの地方紙)
- b. 新聞(読売などの全国紙または国際紙)
- c. インターネット上の新聞
- d. インターネット上のコミュニティ(SNS)
- e. インターネット上の投稿サイト
- f. その他のインターネット上の記事
- g. 政府広報・自治体広報
- h. 情報誌
- i. 娯楽紙
- j. 書籍
- k. ラジオのニュース
- l. テレビのニュース
- m. 専門家の談話
- n. 家族や友人との会話

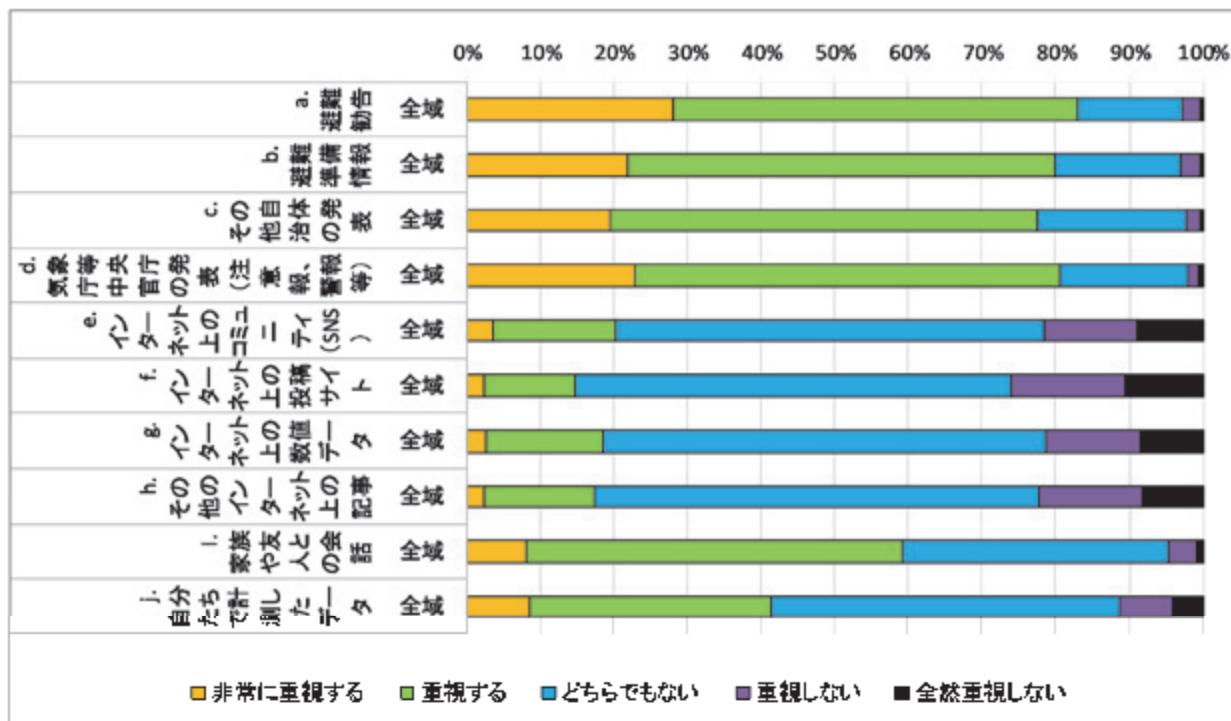


「非常に信頼できる」「信頼できる」と答えた世帯が多かった項目は、「テレビのニュース」が82.6%、「ラジオのニュース」が75.3%、「新聞(地方紙)」が63%でした。一方、「信頼できない」「非常に信頼できない」と答えた世帯が比較的多かった項目は、「インターネット上の投稿サイト」が27.9%、「娯楽誌」が23.2%、「インターネット上のコミュニティ(SNS)」が20.2%、「その他のインターネット上の記事」が19.4%という結果であり、インターネット関係の情報に対する信頼度が低いことがうかがえます。

27 災害時に避難を決めるのに重要視する情報をお答えください。

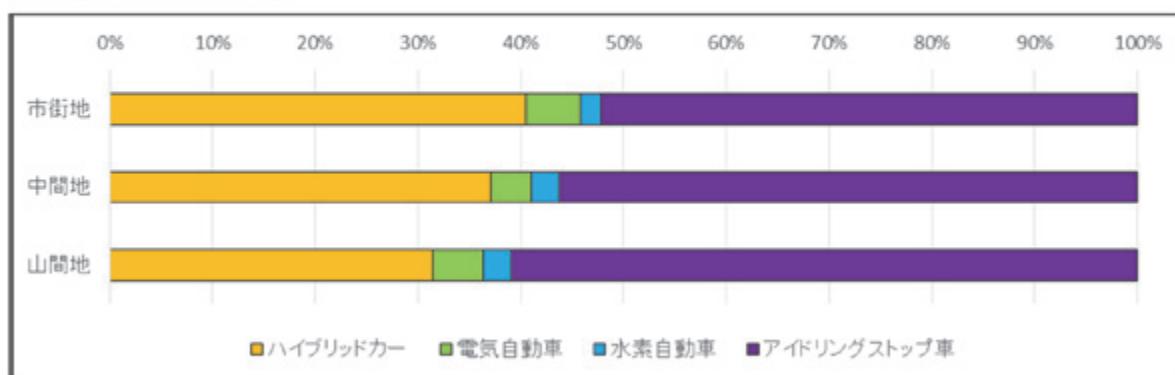
- 避難勧告
- 避難準備情報
- その他自治体の発表
- 気象庁等中央官庁の発表(注意報、警報等)
- インターネット上のコミュニティ(SNS)
- インターネット上の投稿サイト
- インターネット上の数値データ
- その他のインターネット上の記事
- 家族や友人との会話
- 自分たちで計測したデータ

資料編



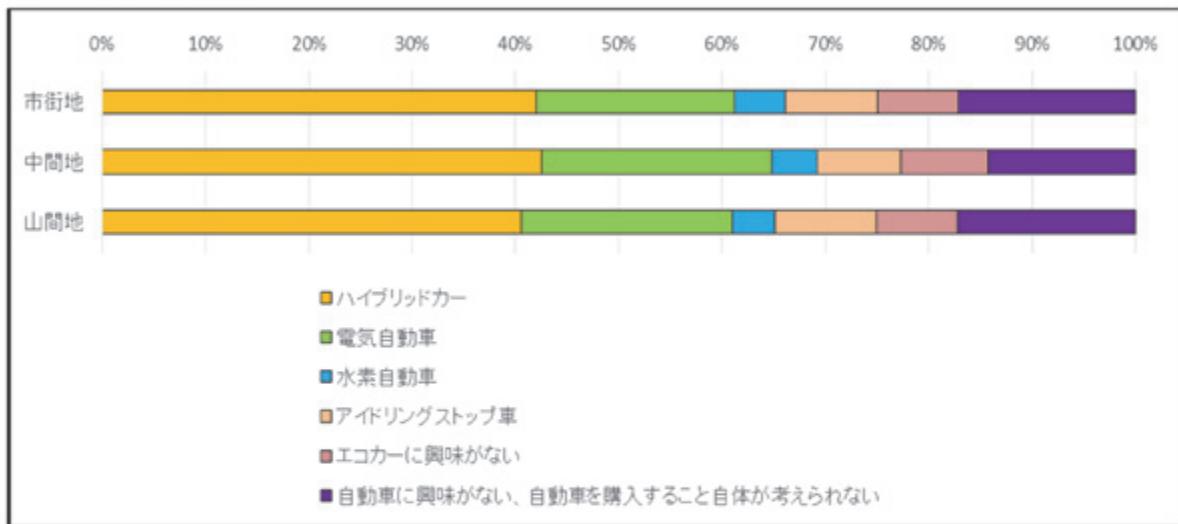
災害時に避難を決める情報として「非常に重視する」「重視する」と答えた世帯が多かった項目は、「避難勧告」が83%、「気象庁等中央官庁の発表(注意報、警報等)」が80.6%、「避難準備情報」が79.8%、「その他自治体の発表」が77.4%でした。一方、「重視しない」「全然重視しない」と答えた世帯が比較的多かった項目は、インターネット関係の情報で、いずれも20%台という結果でした。全体的に、行政情報を重視している世帯が多いことがわかります。また、グラフにはありませんが、「自分たちで計測したデータ」を重視すると答えた世帯の比率が、山間地で圧倒的に高いことがわかりました(山間地の世帯中84%)。

28 現在、様々な環境に配慮した自動車(エコカー)があります。以下の中に現在世帯で所有している車があれば、全て挙げてください。



多い順に、「アイドリングストップ車」「ハイブリッドカー」「電気自動車」「水素自動車」となり、ハイブリッドカーは市街地の方が比率が高く、アイドリングストップ車は山間地の方が比率が高いという結果でした。

29 現在、様々な環境に配慮をした自動車(エコカー)があります。今後購入するとなれば検討したい自動車を1つ挙げてください。

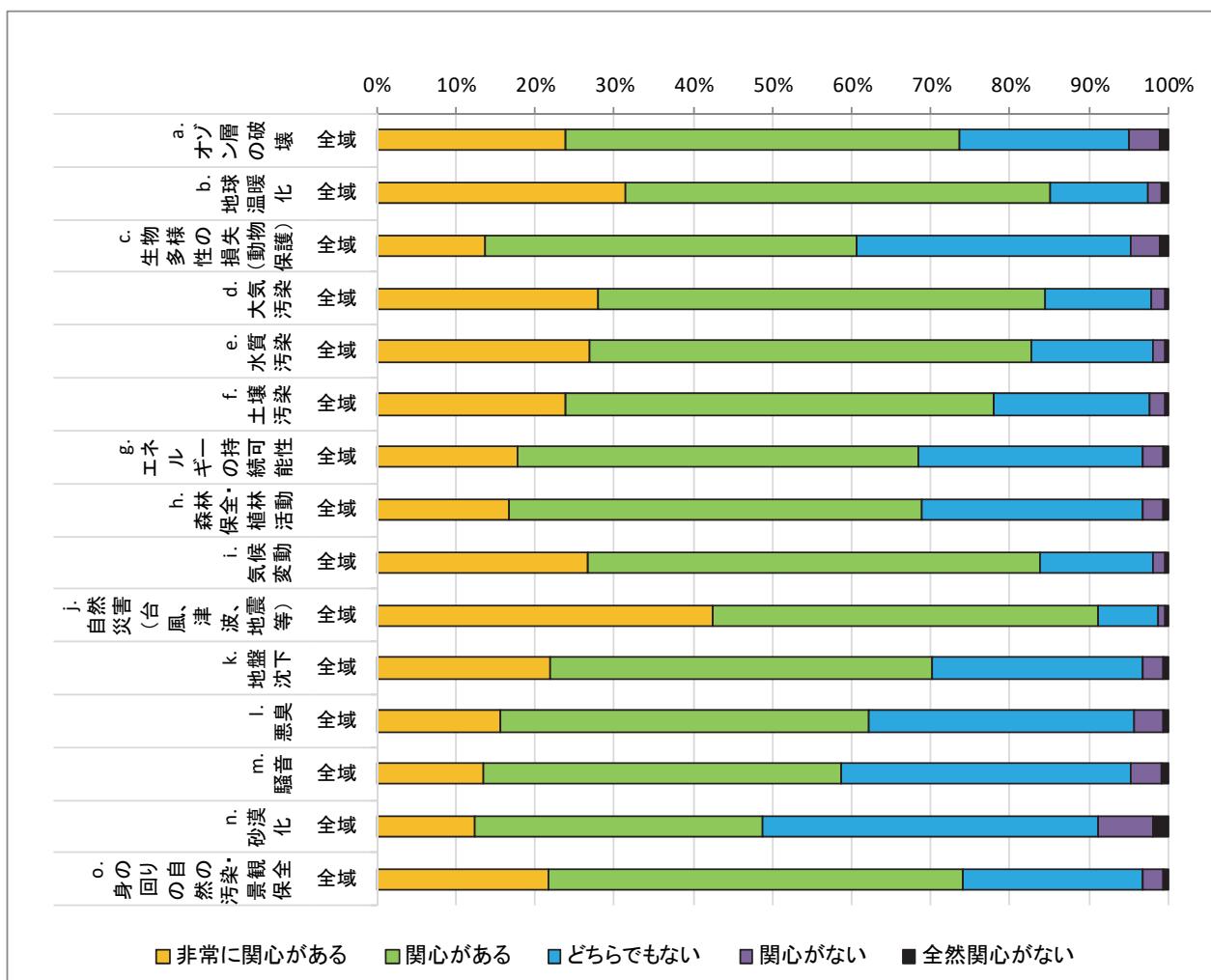


購入意向で最も多かったのは「ハイブリッドカー」で、順に「電気自動車」「アイドリングストップ車」「水素自動車」という結果でした。一方、「エコカーに興味がない」「自動車に興味がない、自動車を購入すること自体が考えられない」と答えた世帯が全体の約25%でした。

30 地球上には様々な環境問題が存在しています。どのような問題に关心をもたいでていますか？以下のそれぞれの問題について関心度をお答えください。

- a. オゾン層の破壊
- b. 地球温暖化
- c. 生物多様性の損失(動物保護)
- d. 大気汚染
- e. 水質汚染
- f. 土壤汚染
- g. エネルギーの持続可能性
- h. 森林保全・植林活動
- i. 気候変動
- j. 自然災害(台風、津波、地震等)
- k. 地盤沈下
- l. 悪臭
- m. 騒音
- n. 砂漠化
- o. 身の回りの自然の汚染・景観保全

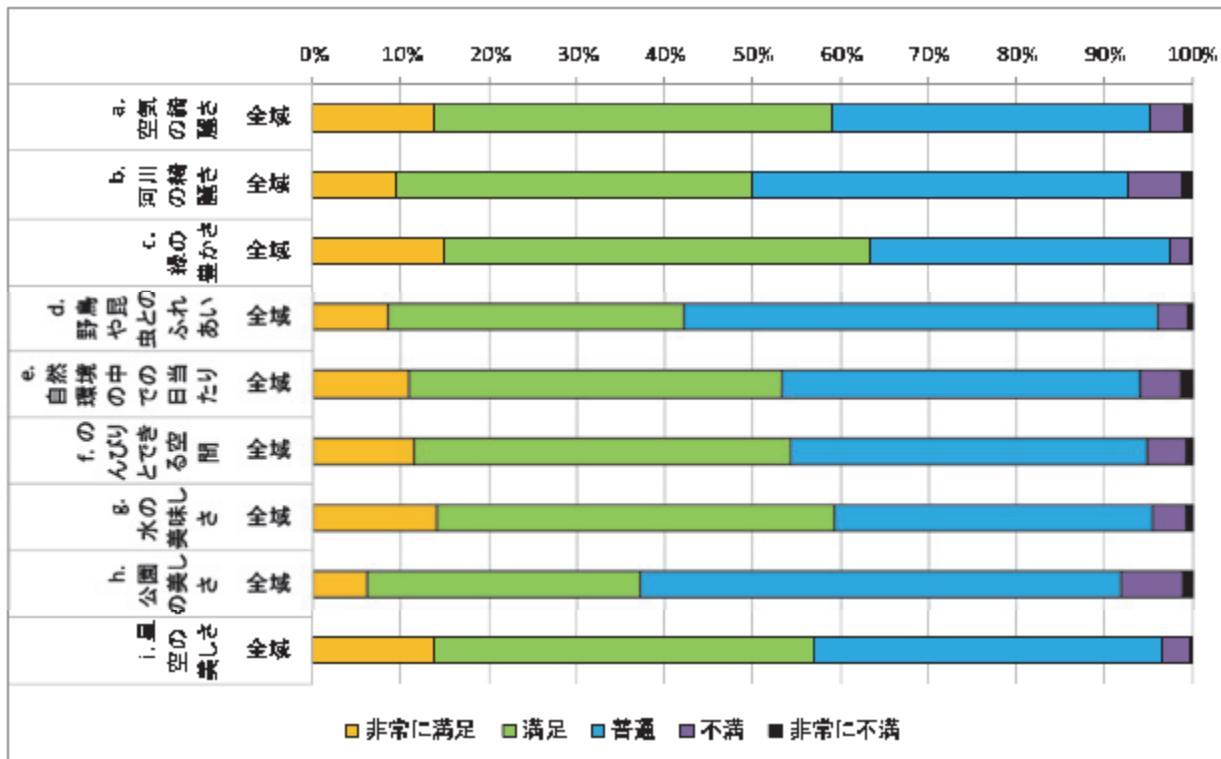
資料編



「非常に関心がある」「関心がある」と答えた世帯が多かった項目は、「自然災害(台風、津波、地震等)」が91.1%で最も多く、「地球温暖化」が85%、「大気汚染」が84.5%と続き、その他の項目も全体的に関心が高いという結果でした。

31 身の回りの自然環境に満足できていますか? 以下のそれぞれの項目について満足度をお答えください。

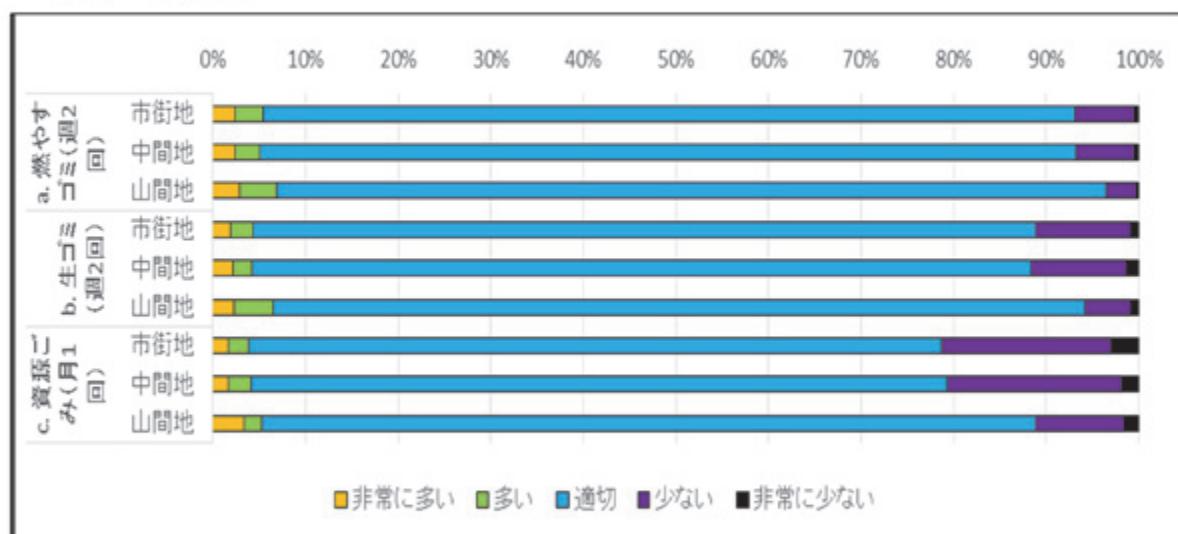
- a. 空気の綺麗さ
- b. 河川の綺麗さ
- c. 緑の豊かさ
- d. 野鳥や昆虫とのふれあい
- e. 自然環境の中での日当たり
- f. のんびりとできる空間
- g. 水の美味しさ
- h. 公園の美しさ
- i. 星空の美しさ



「非常に満足」「満足」と答えた世帯が多かった項目は、「緑の豊かさ」が全体の63.5%と最も多く、「水の美しさ」が59.2%、「空気の綺麗さ」が59.1%でした。また、山間地の方が他の地域に比べ、より自然環境に対する満足度が高いことがわかります。

32 水俣市のゴミの収集ひん度についてどのように思われますか？

- a. 燃やすごみ(週2回)
- b. 生ごみ(週2回)
- c. 資源ごみ(月1回)

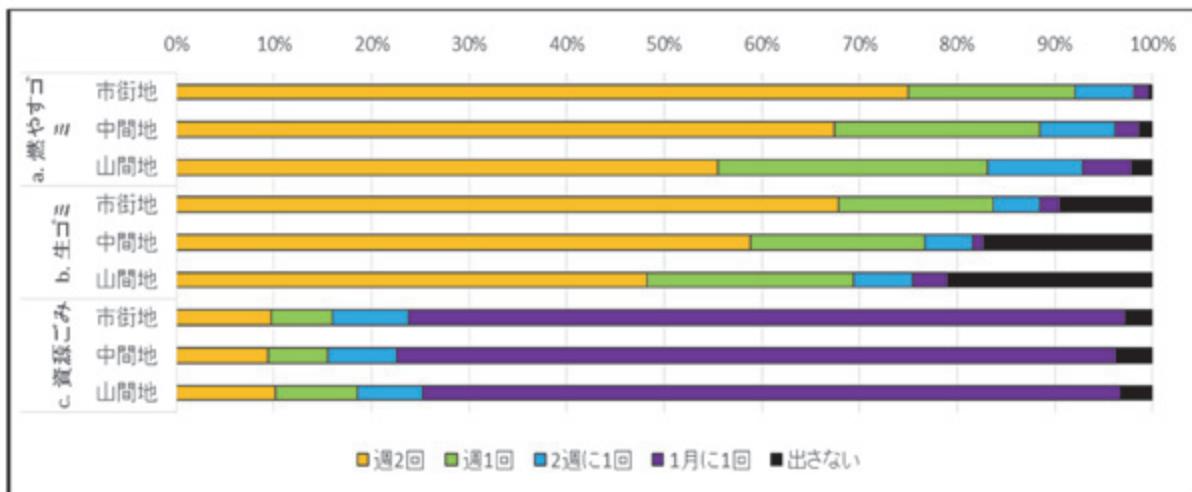


いずれの項目(ごみの種類)でも「適切」と答えた世帯が最も多くありました。また、山間地に比べ、市街地と中間地では、ゴミの収集ひん度が「少ない」「非常に少ない」と答えた世帯の比率が高い(山間地の約2倍)結果となりました。

資料編

33 ゴミを出すひん度はどれくらいですか？ 最も近いものをお答えください。

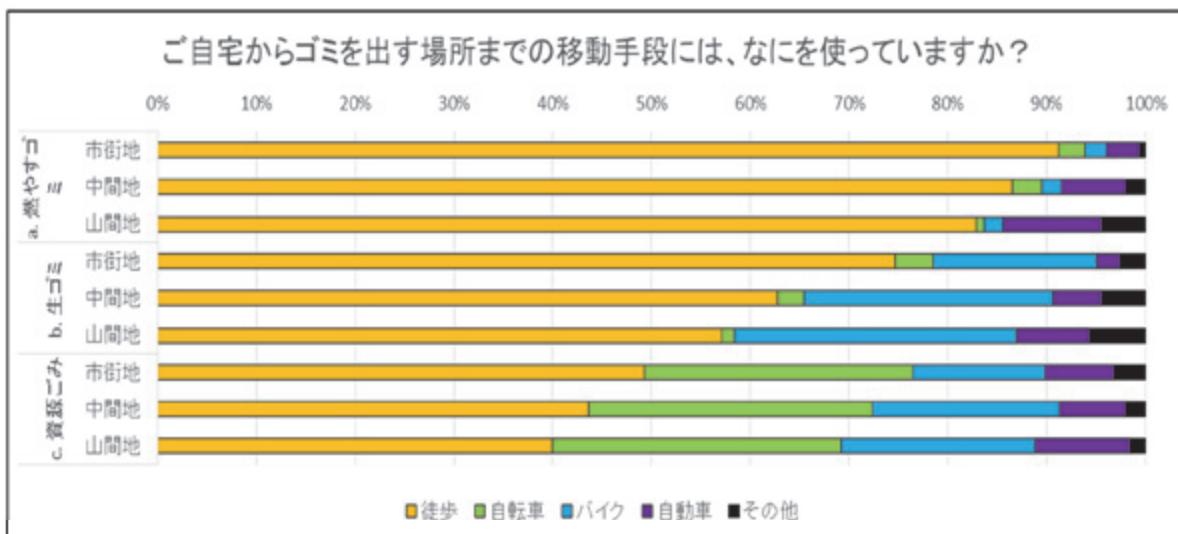
- a. 燃やすゴミ
- b. 生ゴミ
- c. 資源ごみ



「燃やすゴミ」と「生ゴミ」では「週2回」と答えた世帯が最も多い、「資源ごみ」では「1ヶ月に1回」が最も多い結果でした。「燃やすゴミ」と「生ゴミ」では、山間地にいくほどゴミ出しのひん度が低くなり、山間地では、「生ゴミ」を出さない世帯も20%近くありました。

34 ご自宅からゴミを出す場所までの移動手段には、なにを使っていますか？

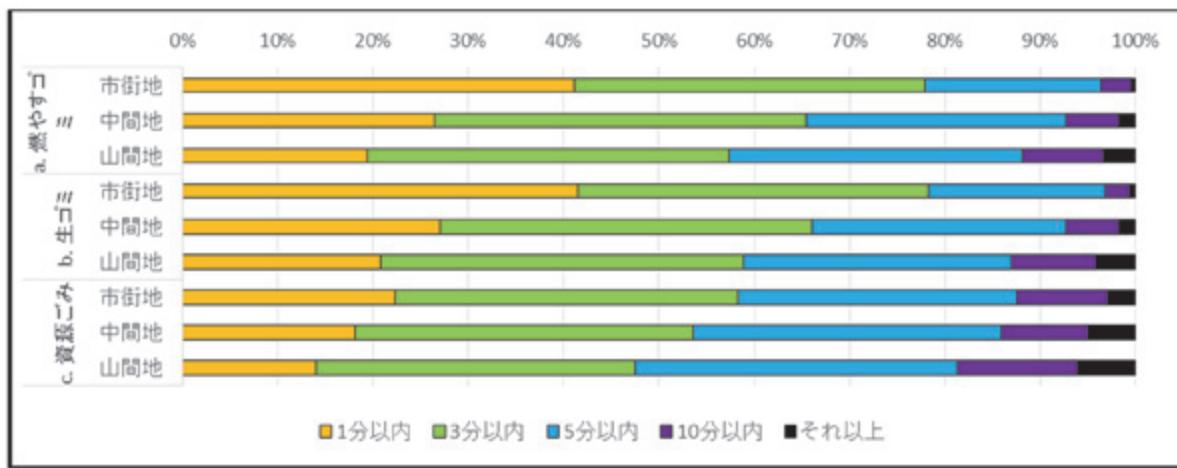
- a. 燃やすゴミ
- b. 生ゴミ
- c. 資源ごみ



いずれの項目(ごみの種類)でも、「歩行」の比率が最も高い結果でしたが、山間地にいくほど歩行以外の移動手段でゴミを出しに行く世帯が多い結果となりました。

35 ご自宅からゴミを出す場所までの所要時間はどれくらいですか？

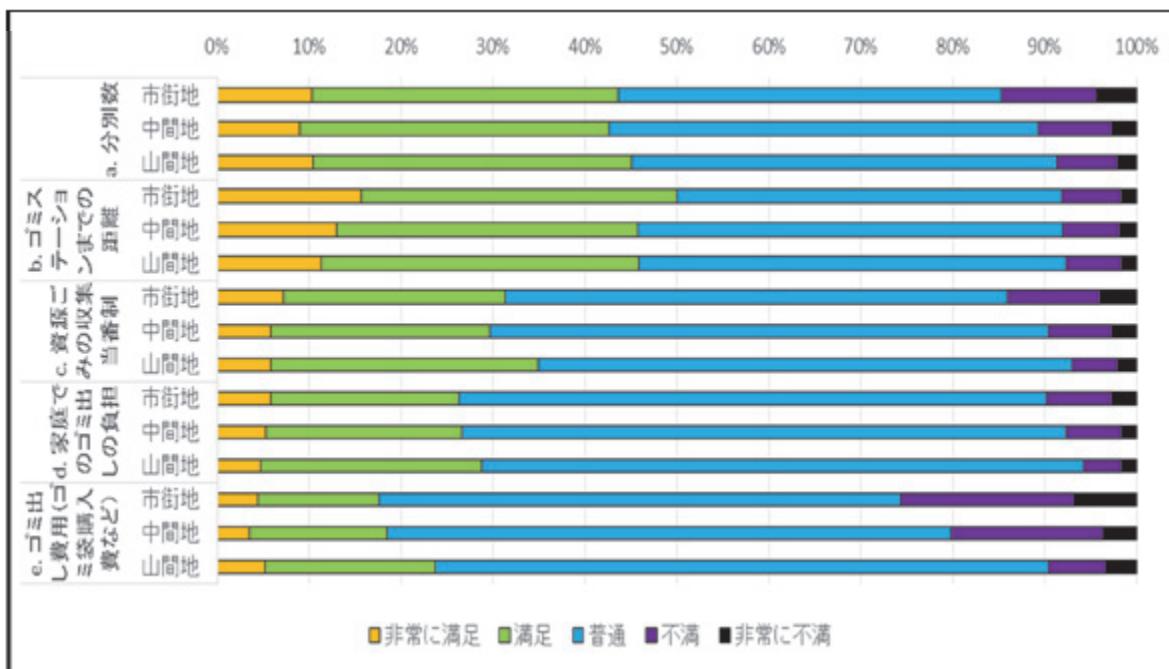
- a. 燃やすゴミ
- b. 生ゴミ
- c. 資源ごみ



いずれの項目(ごみの種類)でも、おおむね5分以内で最寄りのごみステーションに行けるという結果でしたが、山間地にいくほど、より時間のかかる世帯が多いことがわかります。

36 ゴミ収集についての満足度についてお答えください。

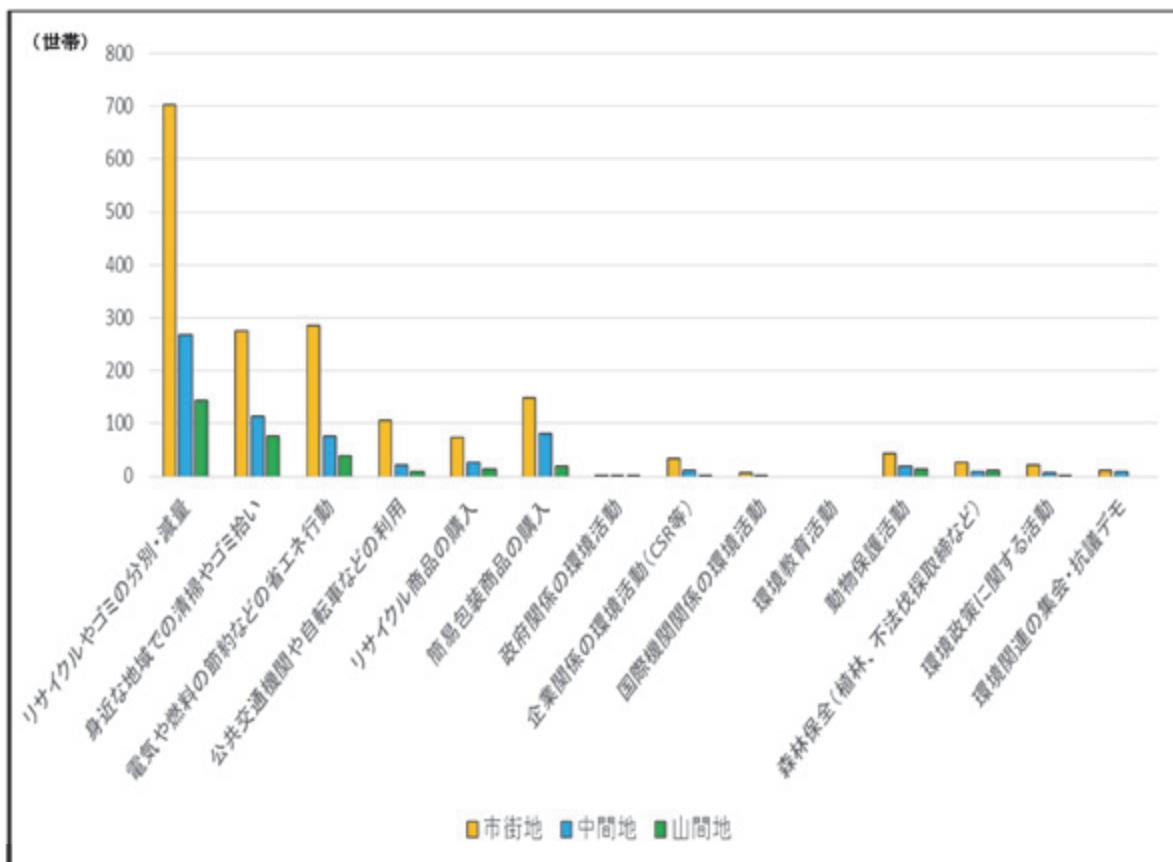
- a. 分別数
- b. ゴミステーションまでの距離
- c. 資源ごみの収集当番制
- d. 家庭でのゴミ出しの負担
- e. ゴミ出し費用(ゴミ袋購入費など)



「分別数」では、「非常に満足」「満足」と答えた世帯と「普通」と答えた世帯が同じ比率でした。
「ゴミステーションまでの距離」では、「非常に満足」「満足」が48.2%、「普通」が43.8%でした。
「資源ごみの収集当番制」では、「普通」が56.8%、「非常に満足」「満足」と答えた世帯が31.5%でした。
「家庭でのゴミ出しの負担」では、「普通」が64.7%、「非常に満足」「満足」と答えた世帯が26.8%でした。
「ゴミ出し費用(ゴミ袋購入費など)」では、「普通」が59.5%、「不満」「非常に不満」と答えた世帯が21.6%という結果で、市街地と中間地で「不満」と答えた世帯の比率が比較的高い結果でした。

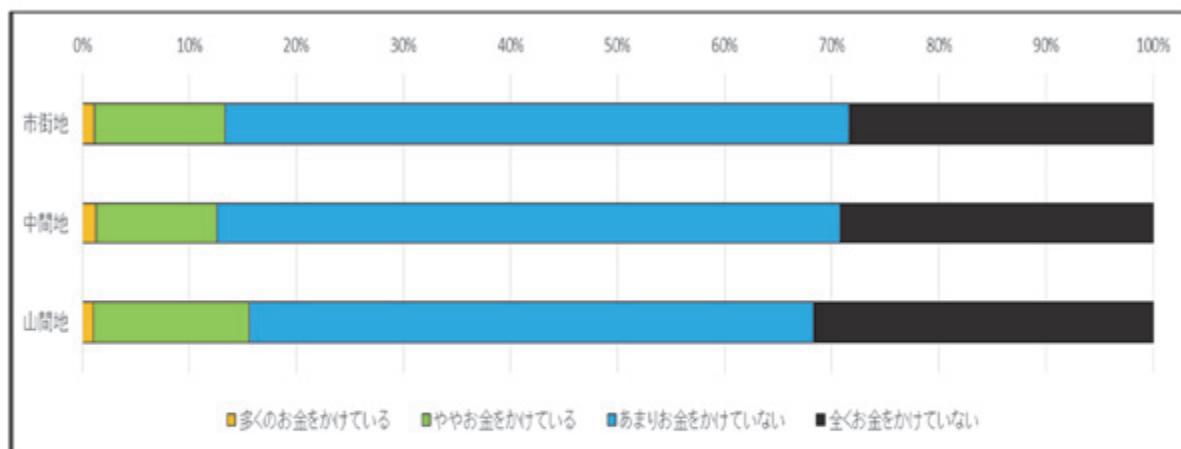
資料編

37 環境に関する活動についてお伺いします。以下の項目のうち現在行っているもの、何らかの形で関わっているものを全て挙げてください。



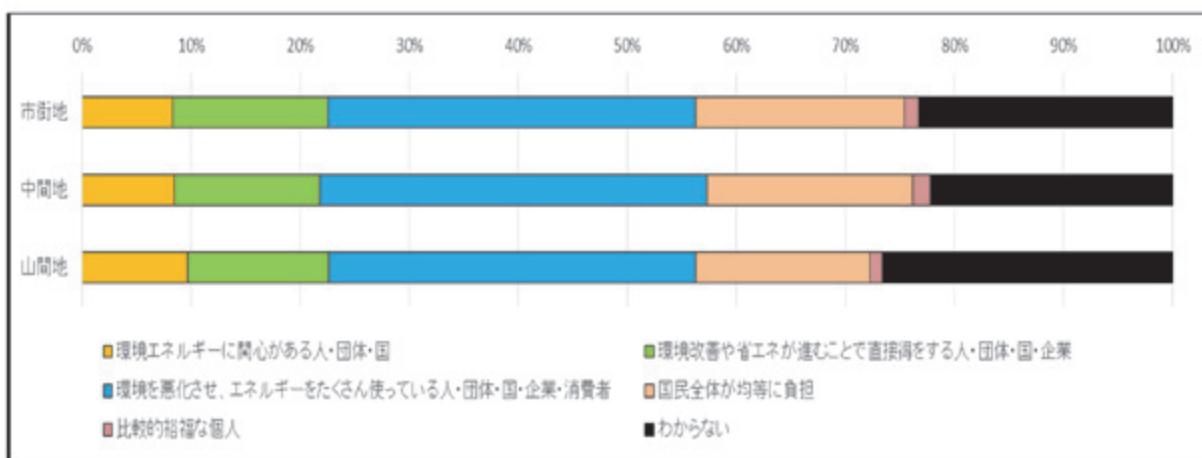
「リサイクルやゴミの分別・減量」「身近な地域での清掃やゴミ拾い」「電気や燃料の節約などの省エネ行動」「簡易包装商品の購入」を行っている又は何らかの形で関わっていると答えた世帯が多い結果となりました。

38 問37でお答え頂いた活動に、合計で1ヶ月あたりどれくらいの金額をかけていますか？ 主觀でお答えください。



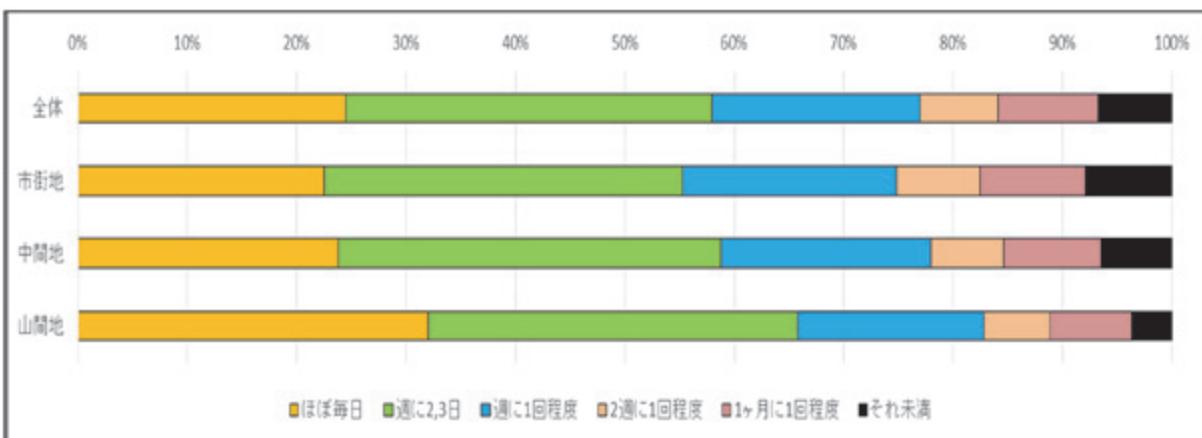
80%以上の世帯が「あまりお金をかけていない」「全くお金をかけていない」という結果でした。

39 環境保全や省エネルギー政策を進める費用は、主に誰が負担すべきだとお考えですか？



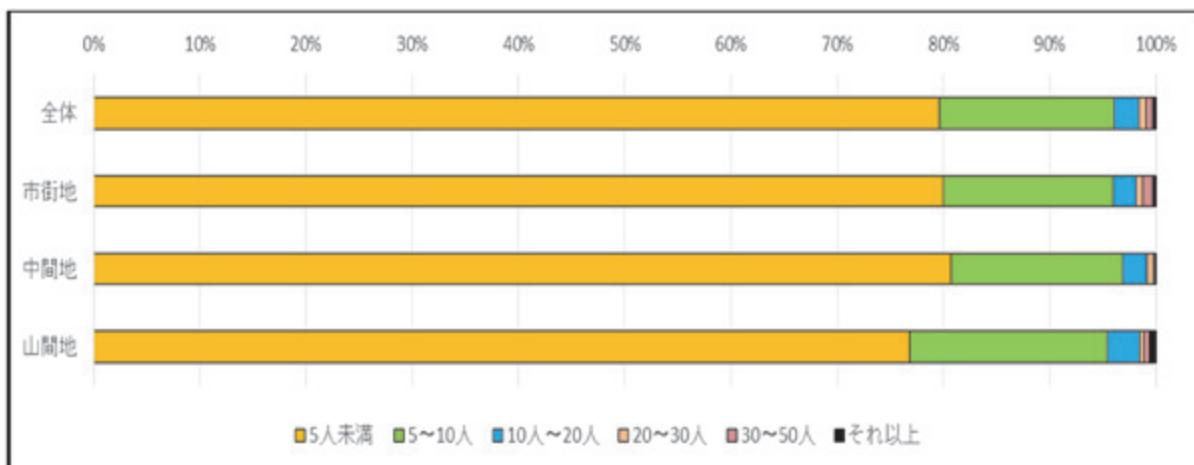
最も回答の比率が高かったのは「環境を悪化させ、エネルギーをたくさん使っている人・団体・国・企業・消費者」で、約35%でした。次に「わからない」が約24%、「国民全体が均等に負担」が約18%でした。

40 世帯の中で近隣の方と一番良く会話をされる方は、どれくらいのひん度で会話をされますか？



「週に2, 3回」と答えた世帯が全体の33.5%と最も多い結果となりました。山間地では「ほぼ毎日」と答えた世帯が32%あり、他の地域に比べて高い結果となりました。

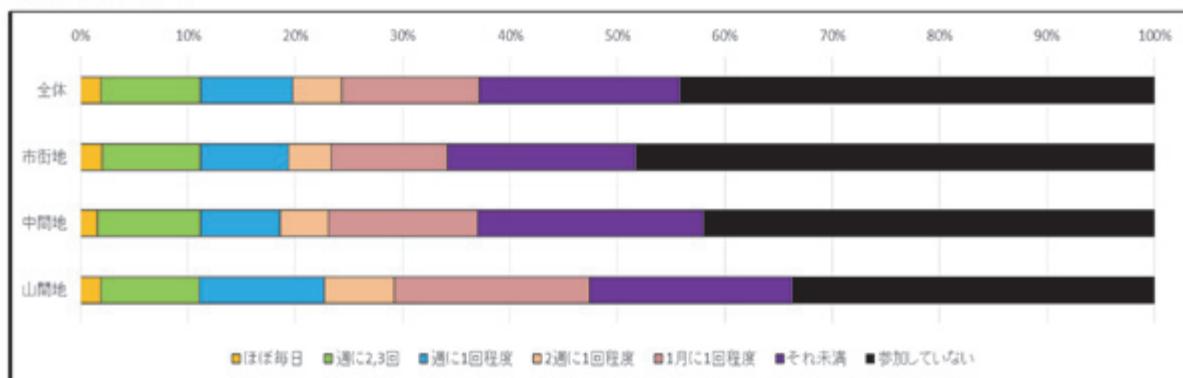
41 世帯の中で近隣の方と一番良く会話をされる方は、何人くらいの近隣の方と会話をされますか？



「5人未満」と答えた世帯が全体の79.6%で最も多い結果でした。

資料編

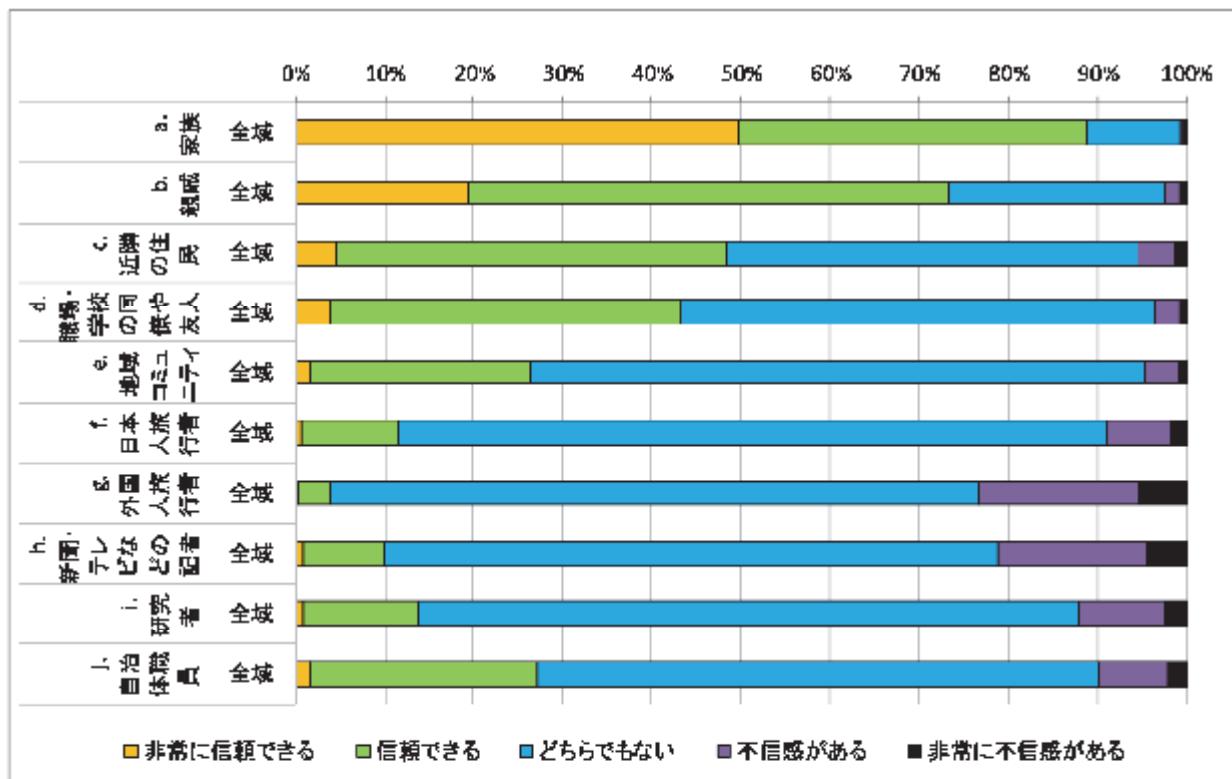
42 自治会、スポーツクラブ、婦人会、まちづくりサークルなどの地域のコミュニティに参加しているひん度を教えてください？



「参加していない」と答えた世帯が最も多い、全体の44.2%でした。次に「それ未満(1月に1回未満)」が全体の18.7%でした。地域別に比較すると、山間地にいくほど参加頻度が高いことがわかります。

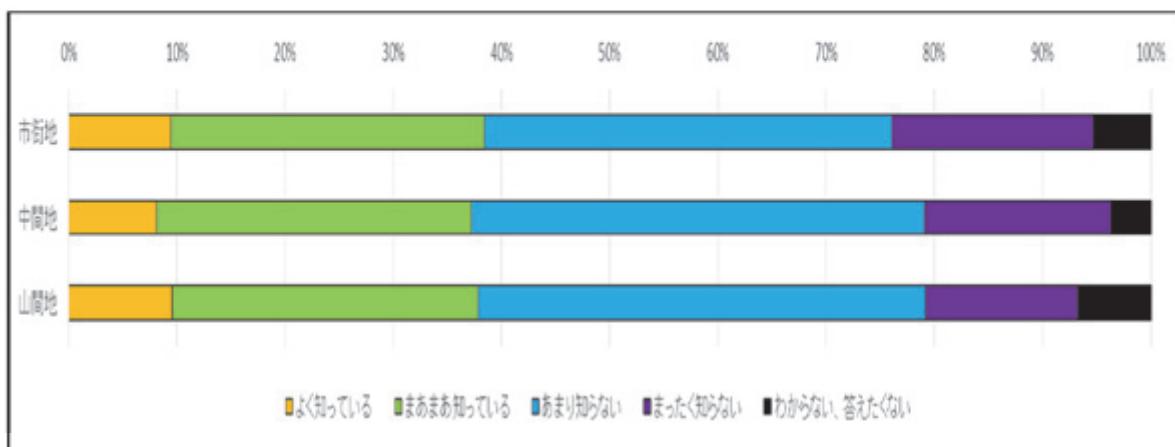
43 周囲の人に対する信頼感についてお答えください。

- a. 家族
- b. 親戚
- c. 近隣の住民
- d. 職場・学校の同僚や友人
- e. 地域コミュニティ
- f. 日本人旅行者
- g. 外国人旅行者
- h. 新聞・テレビなどの記者
- i. 研究者
- j. 自治体職員



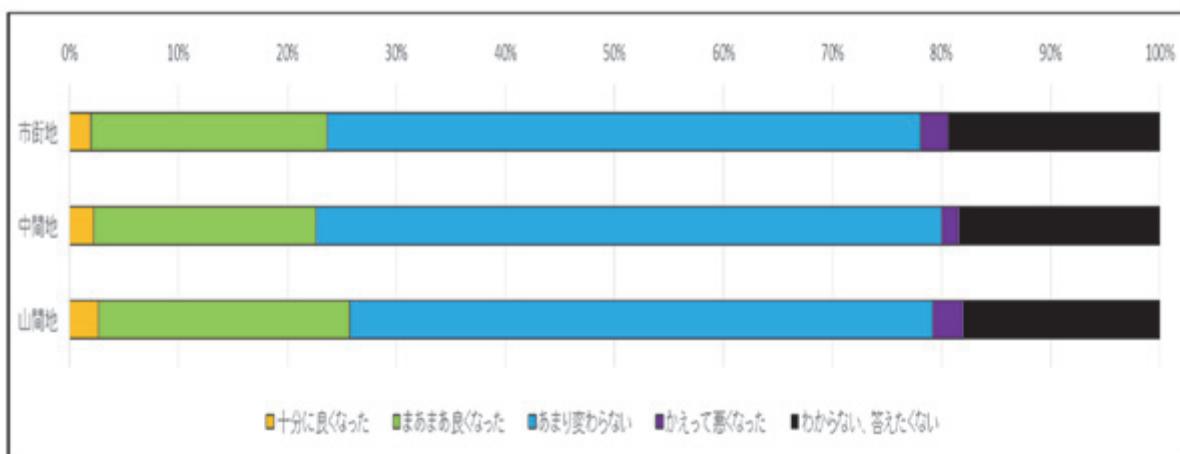
「非常に信頼できる」「信頼できる」と答えた世帯が最も多かったのは、「家族」で、全体の88.8%でした。次いで「親戚」が73.3%、「近隣の住民」が48.4%でした。一方、「不信感がある」「非常に不信感がある」と答えた世帯では、「外国人旅行者」と「新聞・テレビなどの記者」の比率が比較的高く20%台でした。また、「家族」「親戚」「近隣の住民」以外では、「どちらでもない」と答えた世帯が最も多い結果でした。

平成6年から、水俣病問題を踏まえて地域に住む人々の間の絆(きずな)をつなぎなおし、地域社会の雰囲気44をより良くする取り組みが様々な立場の人により始められました。この取り組みを知っていますか？お気持ちに一番近いものの番号を1つだけ選んでお答えください。



「よく知っている」「まあまあ知っている」と答えた世帯は、全体の38%でした。「あまり知らない」と答えた世帯は、全体の39.4%でした。「まったく知らない」「わからない、答えたたくない」と答えた世帯は全体の22.6%でした。また、市街地のみ、「よく知っている」「まあまあ知っている」と答えた世帯が「あまり知らない」と答えた世帯よりも多い結果でした。

45 平成6年以降、こうした取り組みが続けられていますが、現在の、地域の人々の間の絆や地域の雰囲気をどう評価しますか。下記から、お気持ちに一番近いものの番号を1つだけ選んでお答えください。



「あまり変わらない」と答えた世帯が最も多く、全体の55.1%でした。次いで「まあまあ良くなった」が21.6%、「わからない、答えたたくない」が18.9%でした。

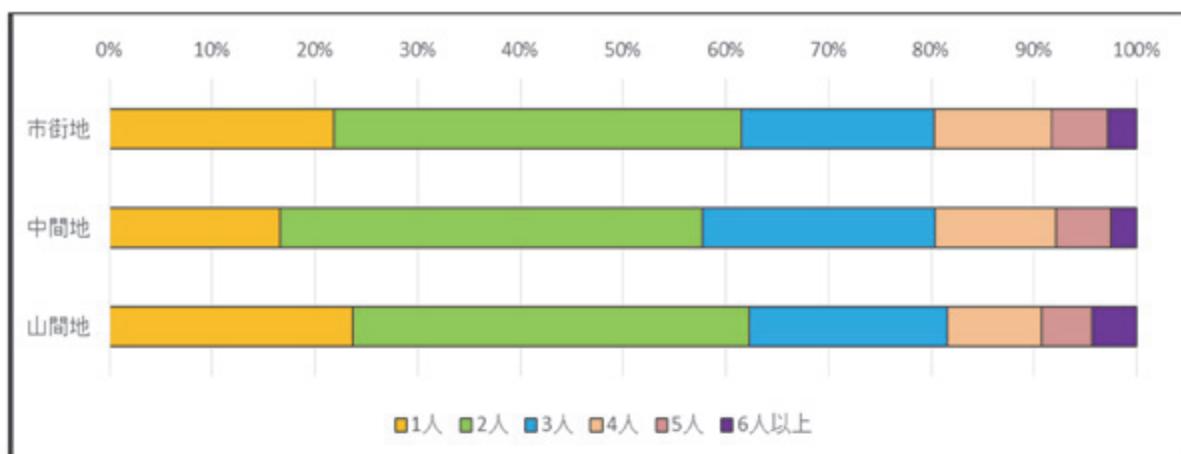
資料編

46 お住いの地域は何区ですか？

■ 1区	610
■ 2区	81
■ 3区	190
■ 4区	317
■ 5区	272
■ 6区	253
■ 7区	131
■ 8区	178
■ 9区	94
■ 10区	58
■ 11区	60
■ 12区	30
■ 13区	59
■ 14区	35
■ 15区	137
■ 16区	80
■ 17区	300
■ 18区	196
■ 19区	160
■ 20区	135
■ 21区	343
■ 22区	303
■ 23区	83
■ 24区	18
■ 25区	59
■ 26区	40

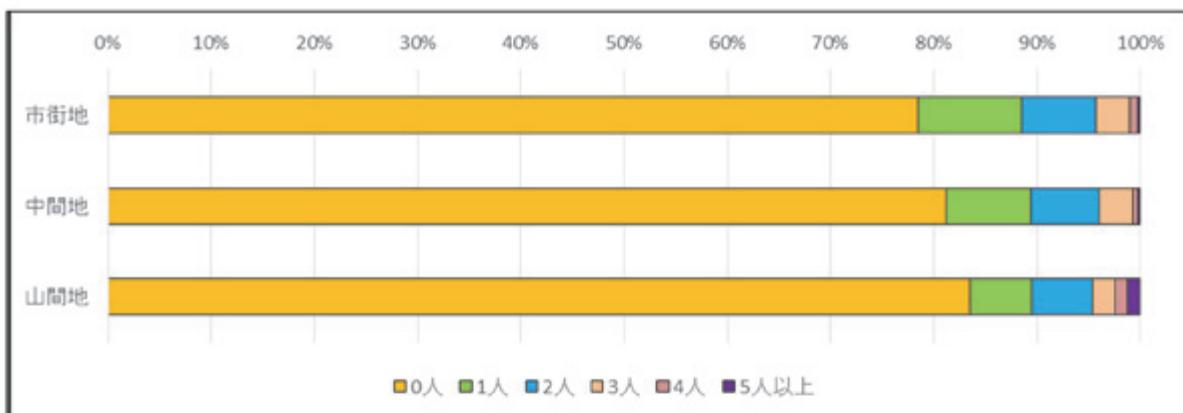
回答のあった4,222世帯中、1区が最も多く「610世帯」、次いで21区が「343世帯」、4区が「317世帯」、22区が「303世帯」、17区が「300世帯」でした。そのほかの地域については表のとおりでした。

47 世帯人数は何人ですか？



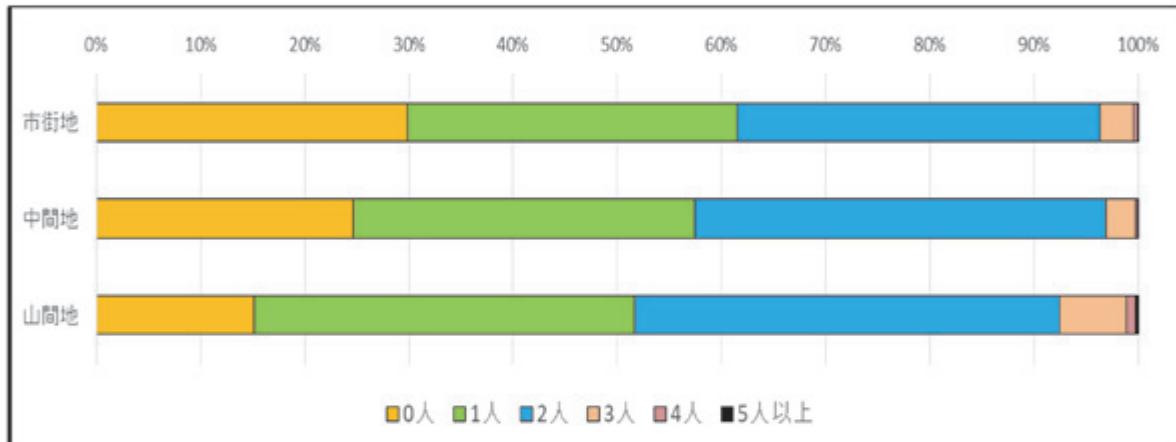
いずれの地域も「2人」世帯が最も多い結果でした。次に多かったのは、市街地と山間地では「1人」世帯、中間地では「3人」世帯でした。

48 世帯の中で18歳以下の人の人数は何人ですか？



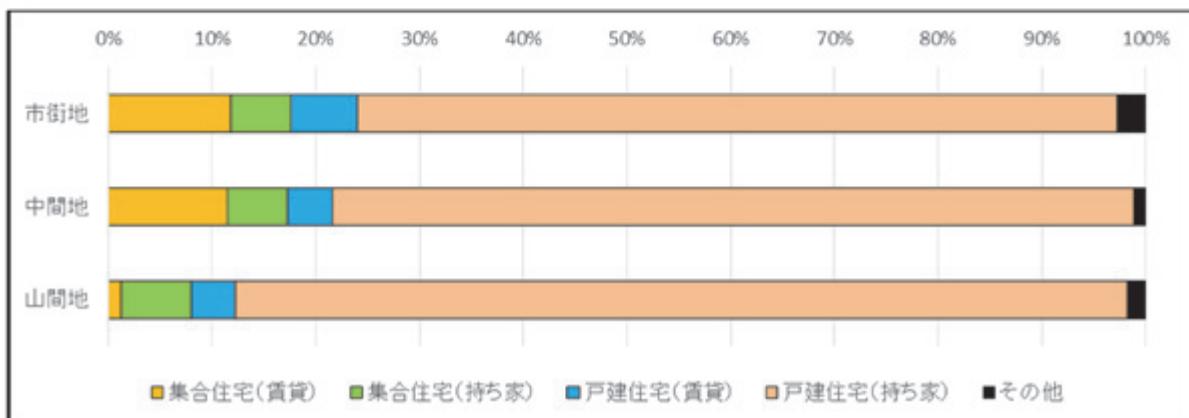
全体の約80%の世帯が、18歳以下の人の人数が「0人」という結果でした。次いで「1人」が約8%、「2人」が約7%でした。このことから、今回の調査に対する回答世帯の中で、18歳以下の人がいない世帯が全体の約80%ということがわかります。

49 世帯の中で60歳以上の人の人数は何人ですか？



最も多かったのが「2人」で、全体の38.3%でした。次いで「1人」が33.6%、「0人」が23.2%でした。山間地にいくほど高齢化が進んでいることがわかります。また、今回の調査に対する回答世帯の中で、60歳以上の人がいる世帯が、全体の約80%ということがわかります。

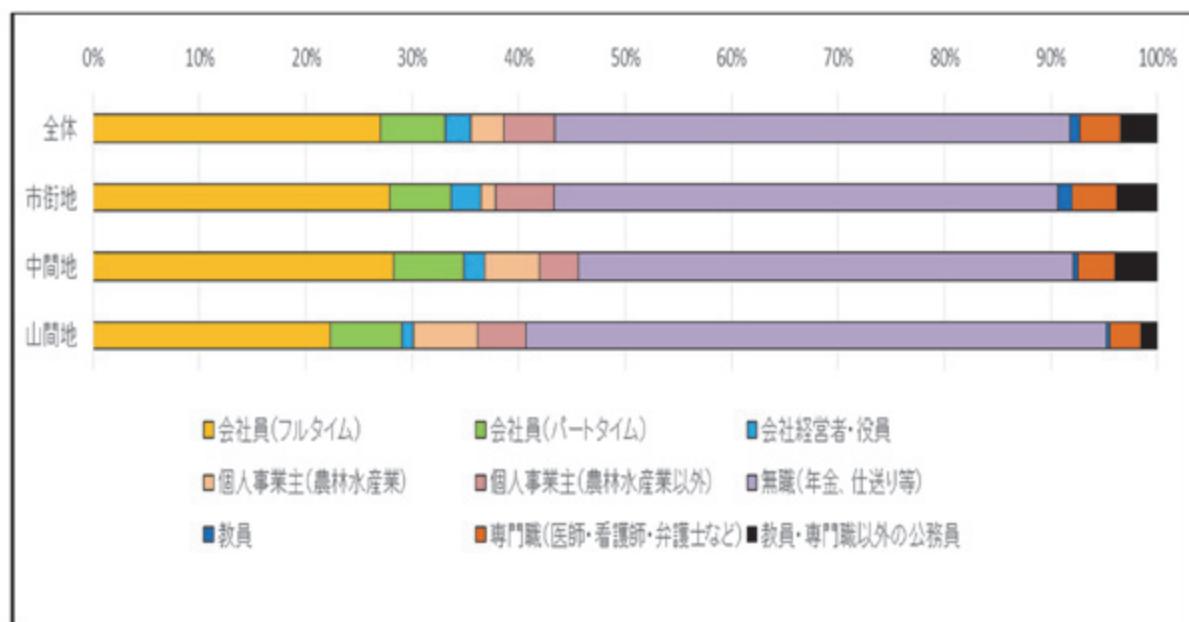
50 あなたの住まいの種類は下記のどれですか？



最も多かったのが「戸建住宅(持ち家)」で、全体の78.8%でした。特に、山間地では85.9%の世帯が「戸建住宅(持ち家)」という結果でした。

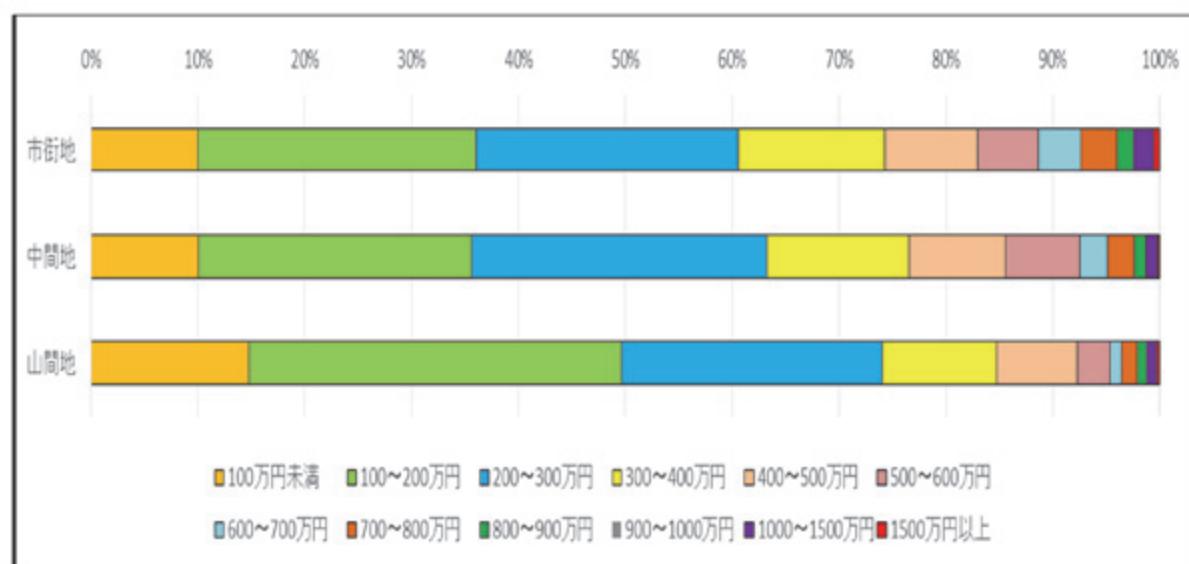
資料編

51 あなたの世帯の主たる収入に寄与するご職業は何ですか。



最も多かったのが「無職(年金、仕送り等)」で、全体の48.3%でした。次いで「会社員(フルタイム)」が27%、「会社員(パートタイム)」が6.1%でした。

52 あなたの世帯の1年間のおよその収入額はいくらくらいですか？



市街地で最も多かったのは、「100～200万円」で26%、次いで「200～300万円」が24.6%、「100万円未満」が10%でした。

中間地で最も多かったのは、「200～300万円」で27.7%、次いで「100～200万円」で25.5%、「100万円未満」が10.1%でした。

山間地で最も多かったのは、「100～200万円」で34.8%、次いで「200～300万円」が24.4%、「100万円未満」が14.8%でした。

市民ワークショップの概要

【目的】

第6次水俣市総合計画の策定に当たり、行政だけではなく、市民も一緒に将来のまちづくりについて考えていただく機会を設け、把握した市民の皆様のニーズや意見等を計画に反映していくため、6月から8月までの期間中、4回のワークショップを開催しました。

【第1回】

テーマ：水俣高校生による発表「高校生の主張！未来の水俣への提言」

1 日時 平成30年6月30日（土）10:00～12:00

2 会場 水俣市公民館本館（第1研修室）

3 参加者数 32人（男性17人、女性15人）

4 参加者の年代

10代：8人 20代：3人、30代：7人、40代：6人、50代：7人、60代：1人

5 概要

水俣高校が平成28年度に文部科学省から指定を受けて取り組んでいる「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）」事業の課題研究の成果発表として、3年生8人が、「10年後の水俣の将来像」について発表してくれました。

その発表をもとに、高校生を含めた参加者が6グループに分かれて、高校生が発表したテーマを実現するしたらどのようなことが考えられるか（活用できる地域資源・課題・何ができるか等）について意見交換を行いました。

■ 高校生が発表した6つのテーマ

- A 周りの地域の手本となるまち
- B 子どもの笑顔があふれるまち
- C まわりの人との関係を大切にするまち
- D 活気ややりがいがうまれるまち
- E 海のきれいな水俣
- F 防災首都水俣



【第2回】

テーマ：水俣の今を知ろう（市民アンケート結果等について）

1 日時 平成30年7月7日（土）10:00～12:00

2 会場 水俣市こどもセンター（多世代交流室）

※ 西日本豪雨の影響により中止となりましたが、参加申込者全員に当日配布予定の資料を送付し、当日作業する予定としていた「本市の課題抽出」に関するアンケート調査を実施することで、第2回の開催に代えることとしました。

3 調査結果 送付者45人中、20人から回答を頂きました。

資料編

【第3回】

テーマ：未来の水俣について語ろう（前編）

1 日時 平成30年7月18日（水）19:00～21:00

2 会場 秋葉会館4階多目的ホール

3 参加者数 38人（男性21人、女性17人）

4 参加者の年代 20代：8人、30代：11人、40代：9人、50代：9人、60代：1人

5 概要

参加者が5つの分野「人づくり・産業経済・保健医療福祉・環境（快適な暮らし）・生活基盤（安全安心）」に分かれ、10年後の水俣の姿について意見交換を行いました。

当日は熊本県立大学の明石照久名誉教授をファシリテーターとしてお招きし、時間ごとに席替えを行い、様々な立場から自由に意見交換を行う「ワールドカフェ方式」でワークショップを進行しました。水俣のお茶とお菓子を囲みながら、カフェのようなくつろいだ雰囲気の中、思い思いに水俣の未来について語り合いました。



【第4回】

テーマ：未来の水俣について語ろう（後編）

1 日時 平成30年8月8日（水）19:00～21:00

2 会場 秋葉会館4階多目的ホール

3 参加者数 32人（男性13人、女性19人）

4 参加者の年代

20代：4人、30代：8人、40代：10人、50代：7人、60代：2人、70代：1人

5 概要

第3回に続き、参加者同士が対話形式で意見交換を行いました。前回、参加者が思い思いに意見出しを行った「10年後の将来像」を基に、水俣の「強み」、「弱み」について考え、目指す理想の姿を5つの分野に分かれたテーブルごとに話し合いました。

用意した模造紙は、あっという間に「付せん」でいっぱいになり、自由な雰囲気の中で活発な意見交換が行われました。

参加された皆様から頂いた御意見等は、
第1期基本計画の中で、関係する施策の
ページに掲載しています。



総合計画に基づく各分野の主な個別計画

基本目標1 地域に根差した強い産業基盤づくり(産業・経済)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市産業振興戦略 2015 [平成 27 年度～2020 年度]	水俣市における産業振興の基本理念を示し、「水俣を元気にする 30 の施策」として、その具体的施策を定め、更に、本戦略の計画期間である 5 年の間にすべき「重点プロジェクト」を明確化する計画。	経済観光課
水俣川河口臨海部振興構想 [平成 27 年度～]	漁業者やエコタウン立地企業等のヒアリングにより出された提案等を振興策としてまとめ、丸島漁港を中心とした水産業及び産業団地の振興を図る計画。	経済観光課
水俣市観光振興計画 [平成 23 年度～]	湯の児温泉を中心に周辺観光施設の整備と観光資源の活用方法など、今後の観光施策の方針を明確化し、観光の活性化を図る計画。	経済観光課
湯の鶴観光振興計画 [平成 22 年度～平成 31(2019) 年度]	湯の鶴温泉の活性化方針等を示した計画。	経済観光課
水俣市森林整備計画 [平成 25 年度～]	森林を健全な状態に整備、保全していくための森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方法等を示した計画。	農林水産課
水俣市森林施業計画 [平成 22 年度～]	保育林の除間伐等を実施し、環境の保全や景観の維持向上のため、適切に森林を整備し、優良木生産を図る計画。	農林水産課

基本目標2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
非構造部材耐震化計画 [平成 26 年度～2022 年度]	学校施設の天井材や外壁、屋内照明等、構造体とは異なる非構造部材の耐震化を示した計画。	教育総務課
学校施設長寿命化計画 (個別施設計画) [2020 年度～2030 年度]	学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画。	教育総務課
水俣市教育大綱 [平成 30 年度～2021 年度]	水俣市の教育政策に関する目標や施策の根本的な方針を定めたもの。	教育総務課
第3次水俣市男女共同参画推進計画 [平成 27 年度～平成 31(2019) 年度]	男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会づくりを推進する計画。	総務課

資料編

基本目標3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第2期水俣市地域福祉計画 [平成 27 年度～2020 年度]	地域福祉の主体である地域住民や福祉関係団体等の参加を得て、地域福祉の政策や制度を充実させながら、地域福祉を推進する仕組みや体制づくりのために策定する計画。	福祉課
水俣市子ども子育て支援事業計画 [平成 27 年度～平成 31(2019) 年度]	幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うための計画。	福祉課
水俣市健康増進計画及び食育推進計画(いきいき・みなまたヘルスプラン) [平成 30 年度～2022 年度]	水俣市の特徴や市民の健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた水俣市健康増進計画と、本市の健康課題である「生活習慣病発症予防と重症化予防」の視点を取り入れた、ライフステージごとの食育推進計画を一本化した計画。	いきいき健康課
水俣市自殺対策計画 [平成 31(2019) 年度～2023 年度]	自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を定めるもの(生きることの包括的な支援)。	いきいき健康課
国保水俣市立総合医療センター新改革プラン (平成 29 年度～2020 年度)	地域医療構想に示されている将来(2025 年)の目指すべき医療提供体制の実現に向けて、院内の病床機能分化を進めるとともに経営効率化に向けた取組を行うためのプラン。	総合医療センター
第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(ひまわりプラン) [平成 30 年度～2020 年度]	高齢者が「元気に老い」、可能な限り住み慣れた地域で、家族や地域住民とともに「もやい、ふれあい、支えあい」ながら、「安心して暮らしていく」地域社会を構築することを目的とした計画。	いきいき健康課
成年後見制度利用促進基本計画 [2021 年度～]	根拠法令に基づき、概ね5年間(H29 年度～2021 年度)を計画対象期間とし、段階的・計画的な推進に取り組むもの。	いきいき健康課
水俣市障がい者計画 [平成 27 年度～2020 年度]	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障がい者計画」であり、本市における障がい福祉施策推進のための指針となる計画。「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」の上位計画となる。	福祉課

基本目標4 次代へつなぐ環境づくり(環境)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第六次水俣・芦北地域振興計画 [平成 28 年度～2020 年度]	昭和 53 年の閣議了解「水俣病対策について」に基づく、水俣・芦北地域の各種振興施策を示した計画。	熊本県
第2次水俣市環境基本計画 [平成 26 年度～平成 31(2019) 年度]	水俣市環境基本条例に基づく、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。	環境課

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市環境モデル都市行動計画 (アクションプラン) [平成 21 年度～2020 年度]	国の環境モデル都市認定に伴い、地球温暖化の防止に向けて、水俣市全体の温室効果ガス排出量を 2005 年を基準として、2050 年までに半減させることを目標に掲げた計画。	環境課
水俣市地球温暖化対策推進実行計画 [平成 13 年度～平成 31(2019) 年度]	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全強化のための措置について定めた計画。	環境課
水俣市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 [平成 23 年度～2025 年度]	長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理を推進するための基本方針を立案し、一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定する計画。	環境課
水俣市公共下水道事業計画 (事業認可計画) [平成 30 年度～2023 年度]	公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的とした公共下水道整備計画。	下水道課

基本目標5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市都市計画マスタープラン [平成 15 年度～2022 年度]	都市づくりの将来像をはじめ、土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等の方針を定めた計画。	都市計画課
水俣市地域防災計画 [毎年度見直し]	水俣市における防災体制を確立し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧の万全を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画。	危機管理防災課
水俣市国民保護計画 [毎年度見直し]	武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、警報、避難、国・県・関係機関等との連携要領等を定めた計画。	危機管理防災課
水俣市公営住宅等長寿命化計画 [平成 25 年度～2022 年度]	長期的な視点のもと、公営住宅等のライフサイクルコストの縮減につながる長寿命化のための建替事業方針及び維持管理方針を明らかにすることを目的とした計画。	都市計画課
みなまた・水・品質向上計画 (第3次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画) [平成 29 年度～2026 年度]	将来にわたり効率的かつ計画的に事業運営を図るため、現状と課題の分析及び経営全体の見直しを行い、利用者に安全・安心な水を安定的に供給するための経営方針等を示した計画。	水道局
水道拠点施設災害対策事業・更新計画 [平成 29 年度～2036 年度]	平成 28 年4月に発生した熊本地震を踏まえ、厳しい財政事情の中、事業に優先順位をつけ、計画的に進めることを目的として策定した計画。	水道局

資料編

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水道事業計画(施設統廃合計画) [平成 33 年度～2036 年度]	水道拠点施設災害対策事業・更新計画に併せて、管理施設の削減を行うために統廃合計画を策定する。	水道局
水道事業におけるアセットマネジメント [2021 年度～2036 年度]	水道施設による飲料水の給水サービスを継続していくために必要な補修・更新といった施設管理を行い、そのための財源を算定し、長期的に管理・経営していくためのもの。	水道局
橋梁長寿命化修繕計画 [平成 23 年度～]	経年劣化する橋梁群について、予防対策型の維持管理を行い、橋梁の長寿命化を図る計画。	土木課
水俣市公共交通網形成計画 [平成 27 年度～平成 31(2019) 年度]	交通事業者と連携した公共交通の利便性向上の取組の検討、公共交通の維持・活性化を図るための計画。	総務課

基本目標6 持続可能な行財政基盤づくり(行政経営)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第6次水俣市行財政改革大綱 [平成 31 年度～2022 年度]	限りある財源を有効に活用しながらよりよい公共サービスの提供、市民協働による行財政改革の推進・継続を図るための方針を定めたもの。	総務課
水俣市公共施設等総合管理計画 [平成 29 年度～2055 年度]	公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的とした計画。	財政課
水俣市新庁舎建設基本構想 [平成 29 年度～2021 年度]	新庁舎建設の設計・工事の前提となる基本理念や基本方針など基本的な考え方をまとめたもの。新庁舎建設の根幹となる。	新庁舎建設課

水俣市総合計画策定審議会条例

昭和45年9月30日条例第20号

(設置)

第1条 本市に、水俣市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会務)

第2条 審議会は、水俣市総合計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を答申するとともに、自ら市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) その他市長が適当と認める者

3 市長は、前項の委員に欠員が生じた場合は、必要に応じ補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員が、職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を、次のように改正する。

第2条に規定する別表中「都市計画審議会委員」の項の次に、次の1項を加える。

振興計画策定審議会委員	〃	800円
-------------	---	------

附 則（昭和51年10月4日条例第22号抄）

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月25日条例第27号抄）

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月27日条例第9号抄）

1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年条例第9号）の一部を、次のように改正する。

別表中「振興計画策定審議会委員」を「総合計画策定審議会委員」に改める。

附 則（平成28年3月23日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料編

水俣市総合計画策定に関する規則

平成8年3月29日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定方針)

第2条 計画策定に当たっては、策定過程において市民の意見を十分取り入れるとともに、学識経験者等による専門的かつ総合的な見地からの指導助言を受けるものとする。

2 策定作業には、全職員が参加できるような体制の整備に努めるものとする。

(用語の意義)

第3条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本市の将来の健全な発展と望ましい都市づくりを促進するために策定する基本構想、基本計画及び実施計画からなる市政の総合的な計画をいう。

(2) 基本構想 本市におけるまちづくりの基本方向、目標及び主要施策の構想を明らかにするものであり、計画の基幹となるべきものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づき、施策の大綱を具体化した基本施策の方向を体系的に示したものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事業の実施に関して作成する計画をいう。

(組織)

第4条 計画策定事務の円滑な推進を図るため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、関係課長をもって組織し、委員長は、政策推進課長の職にある者を充てる。

3 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

4 委員会の事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 計画原案の作成に関する事務。

(2) 計画策定に係る各課等との調整に関する事務。

(3) 実施計画の見直し及び調整に関する事務。

(4) その他計画策定に関し特に必要と認めること。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じ作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、計画策定に关心のある市民の自主的な参加により組織する。

3 作業部会の会議の議長は、部会員の互選により選出する。

4 作業部会の事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月20日規則第18号）

この規則は、平成16年8月23日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第5号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第6次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程

平成30年5月23日
水俣市訓令第12号
水俣市教育委員会訓令第7号
水俣市水道事業管理規程第2号
水俣市病院事業管理規程第8号

(設置)

第1条 第6次水俣市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、水俣市総合計画策定に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、第6次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各課の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 チームは、市長に任命された職員をもって構成し、基本政策ごとに部会を設置する。

2 チームの事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(職務従事の形態)

第4条 メンバーは、現所属のまま、必要な都度チームの事務に従事するものとする。

(策定委員会への報告等)

第5条 チームは、第2条に規定する事務の進捗状況等について、規則第4条に規定する水俣市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

2 チームは、前項の規定による報告について、委員会から指示等があった場合は、当該指示事項について調査検討を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他協力を要請することができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年5月23日から施行する。
- 2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

事務局

職名	氏名
政策推進課長(政策推進室長事務取扱)	設楽 聰
政策推進課 政策推進室次長	元村 仁美
政策推進課 政策推進室参事	岡本 恵介
政策推進課 政策推進室主査	荒木 裕司
政策推進課 政策推進室主事	平松 奈津美

※ 組織名は、平成31（2019）年3月現在のものです。

第6次水俣市総合計画

平成31（2019）年3月発行



水 俣 市

●お問い合わせ●

水俣市総務企画部企画課

〒 867-8555 熊本県水俣市陣内 1-1-1

TEL : 0966-61-1606

FAX : 0966-62-0611

Email : kikaku@city.minamata.lg.jp